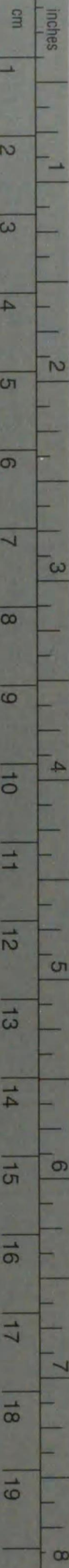


# Kodak Gray Scale



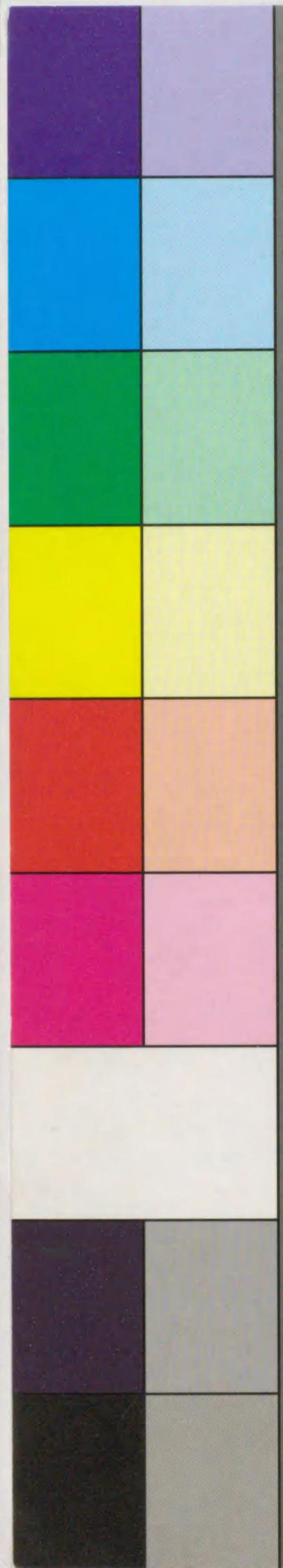
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




559-83  
1200501511691











ITIN 56



道  
上  
之  
實











一、寺社傳記... 山科御坊事並其時代之事  
第九條後十條寺の御坊傳記

有公孫之費... 野村里... 同  
興善

一、古寺遺蹟... 一、本願寺作法次第本文卷頭  
一、本願寺作法次第本文卷頭



一奉書其書言六心一の供備  
 一多々一人の事をもて務まらば  
 一用然るもの事也  
 一用山聖人の訓を以て行ふ事の  
 一用山聖人の訓を以て行ふ事の  
 一用山聖人の訓を以て行ふ事の

有公孫之貴也 上野の城郡山科郡  
 野村里抄の時細令立行事下  
 満中奉記之同意申次申連去  
 之但不同の事所自生也  
 野村里抄の時細令立行事下  
 満中奉記之同意申次申連去  
 之但不同の事所自生也  
 野村里抄の時細令立行事下  
 満中奉記之同意申次申連去  
 之但不同の事所自生也

一首(物語)又公孫中末世  
 乞川平吉精進して妻子を以て而勤  
 取費之少くして其の非邪也  
 一編(文)の事なり  
 一編(文)の事なり  
 一編(文)の事なり  
 一編(文)の事なり

第十卷第十卷  
 山科岡世事並其割分之事

同 上 與 書

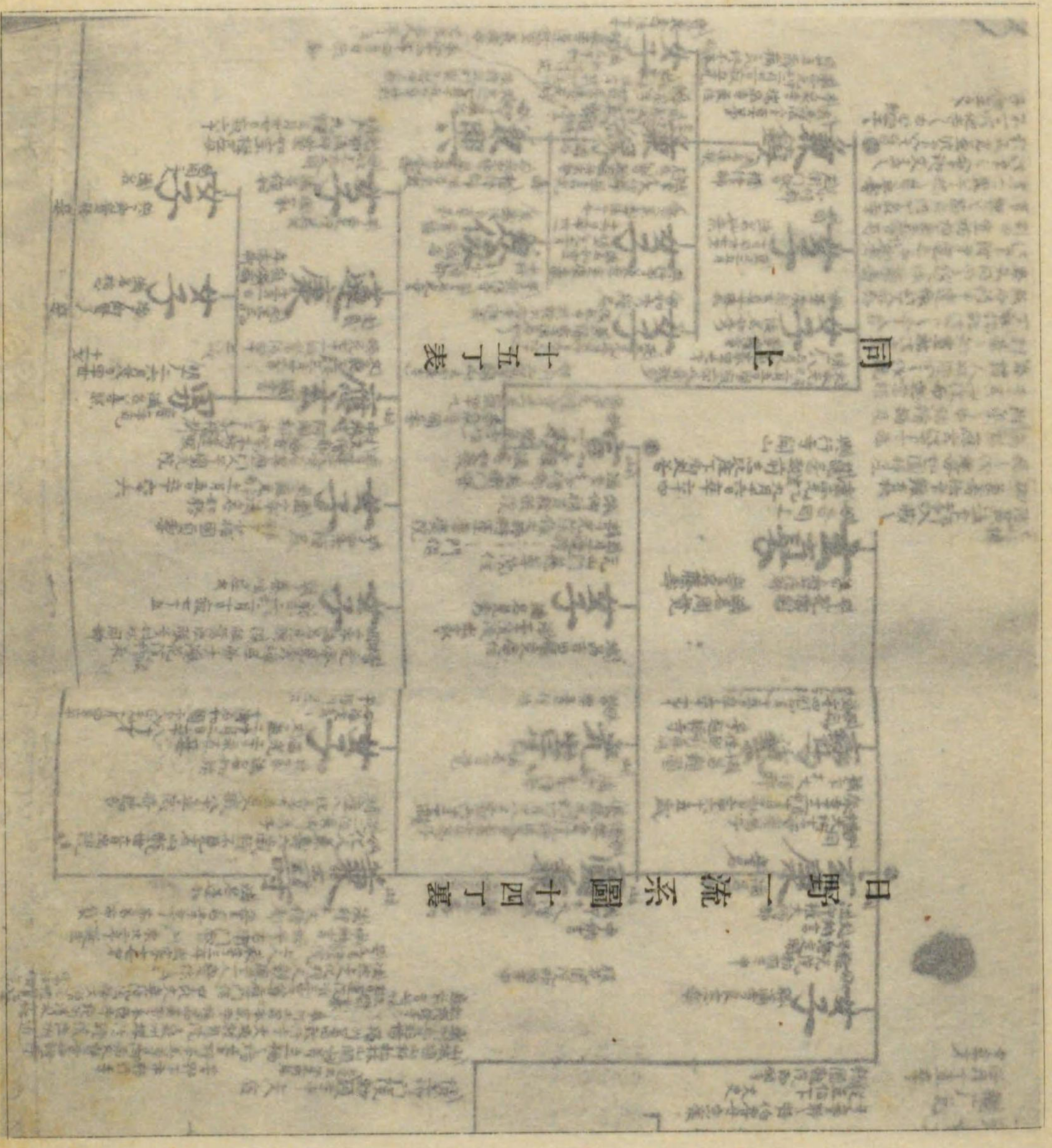
本願寺并慈光院本文巻取





不可見自年之次其同本家也  
諸家系圖前也子之皆決本姓也

當家一、系圖雖不齊也、其本姓同也  
同之、正高祖、錯亂、禪、輩、似、失、其、子、弟、也  
偏名、而、丁、之、相、殊、字、似、似、人、性、之、變、也  
二、諸家、系、圖、之、變、更、亦、係、以、之、也  
夫、本、家、系、圖、之、變、更、亦、係、以、之、也









緒言

蓮如上人御一代間の言行を録したるものは種々の名稱の下に數多く傳へられてあるが、中には其性質の判然たらぬものもあるので、予の見聞の及ぶかぎり諸記録を集めて之を比較し、其性質及び系統を考定して、大正八年中に雑誌『無盡燈』にて發表し置きたるが、今日に至りても其所論の大體は誤て居らぬと信ずる。

それで其結論に基きて、最も信據するに足ると思はるゝ記録を選擇し、之に出來得べきだけ校正を加へたものが、本書である。尙ほ參考の爲、『無盡燈』に掲載した諸論文を一括し、之に多少の訂正を加へて、本書の卷末に附録とした。

本書編纂に際して使用した諸記録は、刊行本では『山科連署記』『空善日記』萬延年問出版『蓮如上人御一代記聞書』『本願寺作法次第』以上二書には坊刊本、眞宗法要本、眞宗假名聖教本あり『蓮如上人一期記』大正八年出版寫本では『蓮如上人御物語次第』『蓮如上人御自言』以上二書龍谷大學所藏『蓮如上人御遺言』本泉寺及龍谷大學所藏『蓮如上人御若年砌事』大谷大學願得寺及粟津氏所藏『山科御坊事並其時代之事』大谷大學所藏『蓮如上人仰條々連々聞書』『日野一流系圖』以上二書願得寺所藏、實悟眞筆本『下間家系圖』龍谷大學所藏等である。

大正十年三月一先づ原稿を整理して、某書肆に刊行を托し置きたるが、事情ありて



今日まで出版の運に到らなかつた。此數年間に新に睹るを得たる記録は『山科連署記』享保寫本『蓮如上人御自言』粟津氏所藏本『空善聞書』舟橋氏所藏本『蓮如上人一語記』の諸寫本である。就中『一語記』は其内容、前研究によりて其存在を推定せしものに符合し、偶然書肆西村氏によりて發見せられた、又『空善聞書』は、禿氏祐祥氏編『蓮如上人法語集』大正十三年十二月刊行に收められたもので、所藏者舟橋氏の好意によりて其古寫本を見るを得たが、最も信據すべき貴重のものである。最近に至り古橋願得寺より『山科御坊事並其時代之事』及び『本願寺作法次第』の二寫本を借覽し得たが、共に實悟尊老の眞筆本である。此等新見の記録によりて前稿に重要なる訂正を施す機會を得たれば、本書出版の遅延は却りて幸なりしを覺える。

前掲諸書の披見につき山田文昭氏前大谷大學圖書館長、禿氏祐祥氏前龍谷大學圖書館長、舟橋水哉氏、大須賀秀道氏、西村九郎右衛門氏、粟津操氏は各その所管若しくは所藏の書籍を貸與せられた。足利瑩舎氏は玄魚の解説を眞宗威儀篇より抜萃して贈られた。願得寺主清澤勝兼氏は其寶庫を開いて、實悟尊老の眞筆に成る貴重なる諸記録を自由に使用するを許され、校正用は勿論、本書卷頭の寫眞版及び脊並に扉の文字を模寫するを得た。以上諸氏の援助に對し茲に深厚の謝意を表す。

今回本書を出版するに至りたるは、實に蜂屋賢喜代氏、足利瑩舎氏、藤岡了淳氏等の斡旋盡力によるものにして、茲に併せて深甚の謝意を表す。

昭和三年三月

稻葉昌丸誌す



蓮如上人行實目次

一。空善記	百五十條
附兄弟中申定條々(四十一條)	
二。蓮淳記	十三條
三。實悟舊記	二百五十二條
四。實悟記	五十五條
連々聞書及一期記拔萃	
五。本願寺作法之次第	二百條
附山科御坊事並其時代之事	
六。昔物語記	二十四條
七。榮玄記	三十二條
八。系圖	
日野一流系圖二表 大谷一流系圖五表 下間家系圖一表	
九。附錄 蓮如上人御一代聞書類の研究	
十。索引	



空 善 記

附 御兄弟中申定條々





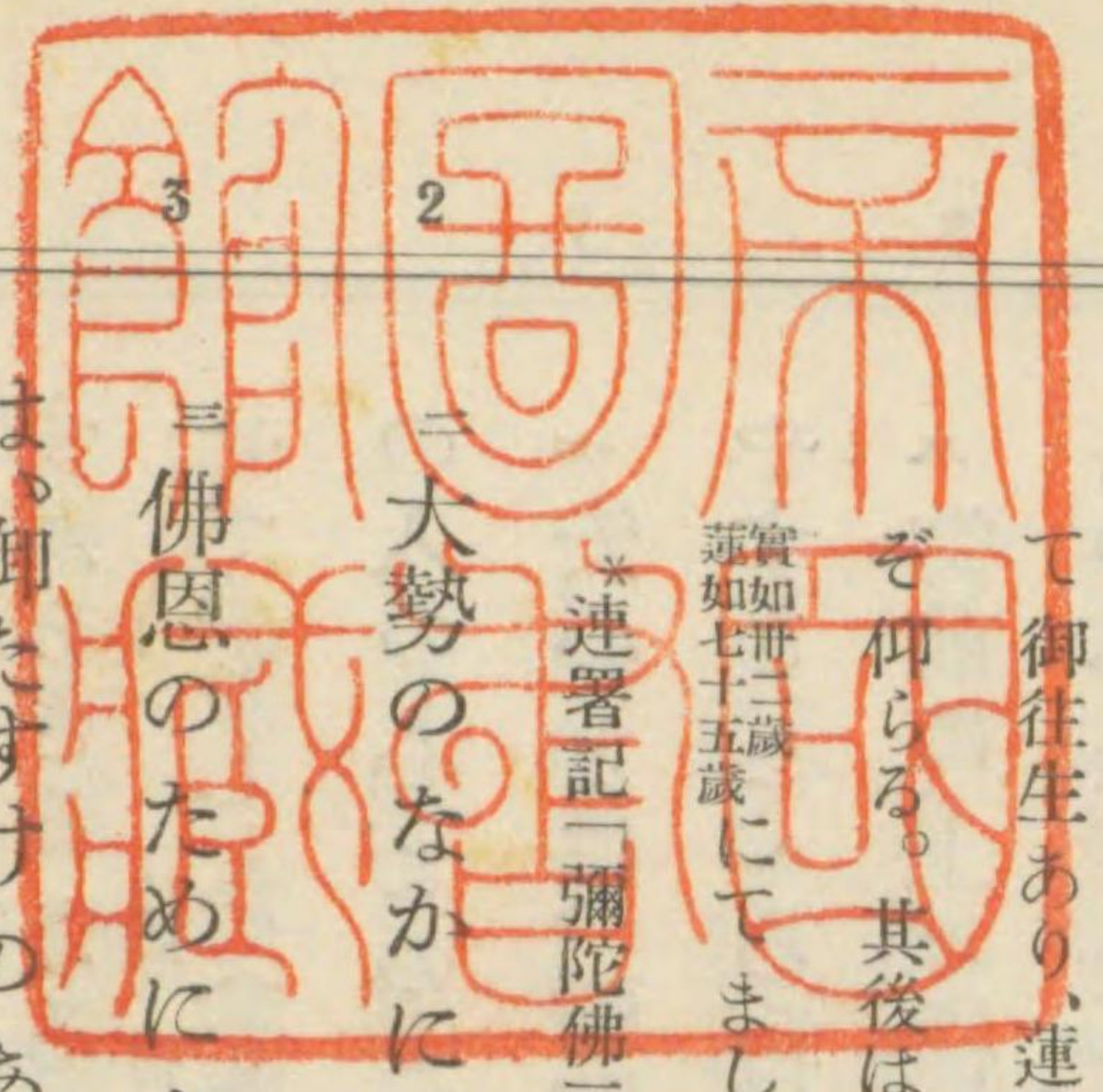
一。空善記は蓮如上人延徳元年八月御退隠より明應八年三月御往生まで十年間の記事である。條々を整へて通計百五十箇條とし、小分して三部とす。上册五十箇條、中册四十九箇條、下册五十一箇條。下册の終四十一箇條は御病中記御往生記なり。

一。舟橋本を原本とし、刊本空善日記、粟一期記、山科連署記、連御物語次第語、御一代記聞書を以て校合し、異同を註記した。御一代記聞書には坊刊本坊、眞宗法要本法、假名聖教本假の三本あり。

一。附録は蓮師滅後その遺言に基きて御子達で作られたる申合書である。薮屋本泉寺本を龍谷大學本で校合した。

一 延徳元年八月廿八日、南殿へ御隠居の御事とて、御うつり候。その夜のたまはく、劫(功)なり名とげて身しりぞくは天のみちとあり。さればはや代をのがれて心やすきなり。(道)いよ／＼佛法三昧までなり、と言へり。粟一、連二、期四

一期記四八條に云く「蓮如上人はいまだ四十餘歳の比隱遁の御志ましましてしによりて、順如上人へ御相續の儀侍り、應仁二年の時なり。順如五十四歳、順如廿七歳 わづかに十餘年ばかりにて、文明十五年五月廿九日に長病の御煩にて御往生あり、蓮如上人御愁歎かぎりなし、成人の子に別たる程のかなしき事はなし、たよりなき物なりこそ仰らる。其後は又蓮如上人御住持にてましく、て、延徳元年八月廿八日又御隠居あり、實如上人へ御相續實如廿二歳、實如七十五歳してましくける」。



二 大勢のなかにて聖教をよむ(は)大事也、必ずそしる人あるべし、と用心すべし。粟四、連三、期四

三 佛恩のために名號となへて、佛にまいらするは、かへもの也、自力也。名號となふるは、御たすけのありがたや／＼と申こゝろ也。粟四、連三、期五、一期記、此條直に次條に連続す。

四 本願の心は、願力無窮にましますば罪業深重をももからず、といふ(和讃)贊の心なり。粟五、連二、期五、(凡夫の方)諸本

五 こなたよりとなへ行じて往生はせざるなり。されば須の文黙は用のもんでんと(點)



いふことあるなり。南無阿彌陀佛ははや凡夫の往生を成就めされたる躰なれば、(免)かくはからはず、たのむばかりなり。(五)

六言く。月の十六日に善をなすを(諸本)よしとをもへり。これを(知)もてしんぬかならずた

すからざるなる也。十六日は炎魔王の圓日なれば、その日善をなして炎魔王にまいら

せて、もしかへものにくるしみの優免すこしもあらんずるやうにみなおもへり。世界

の人の心このころなり、あさましきと也。(六)

七安心とは、彌陀を一向一心にたのみ申せば、やがて御たすけあるなり。さればこそ

やすきころ也、誠にやすき也。(七)

八御前に上々様皆々御座の夜言く。あらそらおそろしや、世間に物をくわずさむき

ものおほきに、くひたきまゝきたきまゝにさふらふ事、聖人の御恩にてあるぞとよ。

この御恩をおろそかに思ひ申事、あさましきこと也、とくれぐれ仰ありけり。(八)

\*「御前」以下十四字、諸本「或夜老少男女上下にもに來集の時」に改む。

粟六、連二八、期五

九又番匠(諸本)なんど(物)作事仕候時も、いさゝかなる木の(切片)きればしをとりをかせ大切にす

くれぐれ御定(掟)あり。

粟九、連二九、期五

言く。佛法領解の心、すなはち佛願の躰にかへるすがたなり、發願廻向の心なり。

又信心をうるすがた、すなはち佛恩を報ずるなり。九月十月まで也。

粟二〇、連三〇、期六

三同元年十一月廿一日夜より報恩講の次第。

廿二日朝の御時(齋)淨惠福田寺誓願寺。夕部は慶乘(實如)。御式は御坊様、御念佛は上様。

廿三日御時本遇寺。夕部は淨顯の衆。御式は(常樂寺蓮覺カ)今小路殿なり。

廿四日御時道顯。夕部は佛照寺。夜るのつとめすぎて、福田寺の福松才松と(姜)かみ

をそる。

\*夕部は非時なり。淨惠慶乗等は齋非時の頭人なり。本福寺明宗跡書に「二十二日御非時御頭東近江は野洲栗本三頭慶乗(大物一頭)明顯一頭」云々あるは一例なり。

三後生をば彌陀をたのみ、今生をば諸神をたのむべきやうに、おもふ者あり、あさましき也。また内心に佛法を信じ、外相にその色を(\*)かくすべきよし、くれぐれ仰ありけり。

粟二、連三、期六

\*連署記及び粟津本「みせずかくすべきよし」に作る。一期記は此條前半を闕き、前條に連続して「また内心に佛法を信じ、外相にその色をみする様にすべき由、の給ひける人あり、あさましく」に作る。



三 淨土門に四ヶの流々あれども、淨土門の本意は上人の御流ばかりなり、かるがゆへに繁昌あるべし。

粟三、連三、期五

\* 淨土門の「四字連署記」になし、一期記は「彌陀如來の御」に作る。御文全集帖外第七九通に淨土宗四ヶ流を挙げ後に延徳二年とあり、此條に關聯ある歟。

二言。たれくも聖教を一巻よみては、はやものしりがほ(に)おもへり、あさましき也。  
上人の仰には、内典外典にわたりたまひて、ことに彌陀の化身にてましませども、名を碩才道人のき(開)にてらはんことをいたみ、ほかに至愚の相を現じて、御身を田夫野叟の類にひとし、と仰ありけり。よくくこゝろうべきなり。

粟三、連三、期五

廿五日、出口對馬、夕部は吉野衆。御式は上様。佛光寺殿御時にめしけり。

三言。一切衆生の往生は彌陀如來の成就めされたれども、衆生うたがひふかくして信ぜずして、いまに流轉しけり。されば日光は四天下にあまねけれども、盲目はしらず(見)みず。日光てらさざるにあらず、(己)をのが目のし(痺)ゐたるによりてなり。そのごとく南無阿彌陀佛の正覺(諸本)なりたまひたるうへは、往生は決定なれども、信ぜずして生死に流轉しけり。

粟四、連四、期五

廿六日、大和祐淳、夕部は美濃尾張雨國。御式は御坊様、御念佛は上様。

廿八日、御黙心(點)と御時(齋)のあひだに、五時より四時半時まで、御式は上様、御念佛は御坊様。御莊嚴は五具足、眞にはあひおひの松菊みやましきび、下草は水仙花。い

已上報恩講次第諸本みな闕く。

づれも上様の御たて候。供具には餅蜜柑かき、ひとへづ、つみませ。  
(神)云かみにも佛にもなれぬれば、信仰なし。されば熊野伊勢の神主は神をばまことに信ぜず、たゞまいる人(錢)にぜにまいらせよかしとばかりなり。それがごとく、これにあるものもあまりになれくしく思て、信仰申かたはなし。さればはじめに手にてなをしたるものを次第に足にてなをすべし。あらくあさましや、とくれく仰ありけり。

粟五、連五、期六

三言。念佛の流まちくなれども、此聖人の御すゝめの如くなるはなし。さればこの御すゝめによりて信をとること大果報人なりと。さればこれほどに殊勝なる流儀をそしる人、あさましき也。さればそしる人はかくのごとくとて、菩提をうまじきひとはみな専修念佛にあたをなす、との和讃の心を仰られて、生死の大海きはもなしとあり、あさましく。

粟六、連六、期六



八 上様御うしろに腫物いでき候に、<sup>(背)</sup>三位殿そのうみをのごひたまへと仰の時、杉原をおしたゝみすてにの<sup>(腰)</sup>ごはせたまはんとの時仰に、わが身はその紙をばいづくよりいできたると心得て、さやうに<sup>(調)</sup>じゆんたくにするぞやと。そのとき杉原を三ッにさき切てのごはせたまひ候時、かやうにいふときばかり也、<sup>(難)</sup>かげが本にてあるなり、かまへて佛法の冥加をよくくおもへ、とのたまへり。

\*「三位殿」は蓮師第六子兼譽、法名蓮淳、三位は假號、近松顯證寺住持、後に光應寺に稱す。\*「かけ」諸本「ころがけ」に作る。

九 聖教<sup>(を)</sup>をわたくしに<sup>(何)</sup>いづれをもかくべきやうにおもへり、機をまもりてゆるすことなり。世間佛法共に總じてゆるさぬことある也。女がよく人にかくるゝは、よく人におもはれんとなり。聖教をおしむは、よくひろめんがため也。

\*「わたくし」以下十字、一期記は「澤山に何も」、粟津本及連署記は「たくみにいかにも」に作る。

十 聖人の御掟のごとく信ぜずして、すえく<sup>(難)</sup>にわろきと<sup>(諸本)</sup>いでけるは、本寺のなんになる也。世間佛法共によくく<sup>(難)</sup>つゝしみ候は、佛法たつべし。

\*「つゝしみ」已下、諸本「つゝしむべし、然れば又信心あらば又佛法もたつべき也」に作る。

21 三 佛法には捨身の行をするが本なれば、たれに恩にきせはせねども、身をすて、聖人の御流をすゝめましますと、おもひ入て信ずる人なし、と御述懐を仰ありけり。わが身ほど身をすてゝ、佛法すゝめたるはなきなり、と仰候き。

四 無碍光の御本尊<sup>(を)</sup>かけたまひて、これは先年炎上の時、火の中にあり、まはりばかりやけ、十字の文字一字もやけず、<sup>(奇)</sup>寄特にてあるぞ、と仰ありて、そのいはれを御う<sup>(裏)</sup>ら<sup>(書)</sup>がきに<sup>(書)</sup>あそばされて、美濃殿に御付屬あり。不思議の御事也。

\*慶間坊龍玄、美濃法橋に稱す。上人常隨の侍者なり。第一五五條参照。

五 ずいりん庵に仰られ候き、<sup>(生)</sup>まもるによりていきもし死するにもあらず、たゞ因果のめぐる相なり。ずいりんあんも、<sup>(然)</sup>さにて候、と申されけり。

\*一期記「深草の淨西寺瑞林庵」に作る、第四六五條参照。

六 言。神は濟度のむねを<sup>(袂)</sup>こがし利生の<sup>(袂)</sup>たもとをしぼるといふは、神はもとは佛にて、衆生をたすけたくおほしめせども、衆生のまよひにひかれて、神となりたまふにありて、<sup>(苦)</sup>三熱のくるしみをうけたまふ也。利生の<sup>(苦)</sup>たもとをしぼるといふは、たゞちに佛を信ぜずして、神を信ずるを、かなしみて<sup>(なげき)</sup>なきたまふ、としめすころなり。粟三、連三、期六



註開山上人<sup>(聖)</sup>は彌陀如來の化身にてましませども、愚禿と御なのりありて、天下<sup>\*</sup>へ、僧に  
あらず俗にあらず禿の字をもて姓とす、と奏聞ありけり、と仰候き。粟<sup>三</sup>、連<sup>三</sup>、期<sup>六</sup>

\*「天下」連署記及粟津本「天子」に、「一期記」天帝に改む。

延德二年十一月報恩講は、かねてより御たくみに、御動座の御事なれば、いかにもひ  
そかに御勤行ありたきよし也。しかるに廿一日の夜大勢參候間、順誓<sup>(法敬坊)</sup>御使にて、かね  
ての御定をやぶりみなく、參る(は)曲事、と御使申され候へども、下向の方もなし。  
かさねて慶聞坊御使にて、往古より今に一年もかけざる御勤行をやぶるは、面々の御  
定をやぶるあひだ、御勤行あるまじき也。下向ありてひそやかに御勤行可然候か、  
仰なりとも祇候ありて勤行かき申さるべきか、御返事申されよ、とあり。その時皆々  
下向ありて、思召如く御沙汰あり。しかれども日々になを次第に群集<sup>(是非)</sup>ぜひなくて、七  
日七夜無爲<sup>(異)</sup>にはてまいらせ、なをくしづかにて佛法の御本意共種々御掟ありけり。

\*「かねて」以下三十七字諸本みな改めて「將軍家常德院贈相國<sup>義尚</sup>江州へ進發の砌にて、京中そのほかもよろ  
づに諸宗ごもにつしみありし時節なればきて、かねてよりの仰にて、いかにもひそかに勤行等あるべき

ごの御たくみに作る。然るに義尚は既に延德元年三月江州鈎里の陣中に薨じ、此時の將軍は義植なり。

義植が義尚の志を繼ぎ六角高頼追討の爲江州へ進發したるは延德三年八月なり。今延德二年の報恩講ご  
あるもの或は三年の誤寫にあらざるか、疑を存す。次條の七十七歳も延德三年にあたる。

まわれはわかき時よりいかなる藝能なんどもたしなまば、さこそあらんずれども、わ  
かき時よりいま八旬におよぶまでののぞみ<sup>(望)</sup>は、たゞ一切の衆生彌陀をたのみ他力  
の信をとりて、報土往生あれかし、とばかりの念佛<sup>(願)</sup>にて七十七歳ををくりたり、その  
外はさらに別ののぞみなし、と仰ありけり。御前の衆生<sup>(衍カ)</sup>老若みなく、なみだをなが  
しけり。又そのあく<sup>(望)</sup>る日丹後殿の御時<sup>(齋)</sup>にて慶聞坊、さても先夜の仰ありがたさとして、  
かさねく御讚嘆ありて、この御ころさしなればこそ、この御代には奥州<sup>(蝦夷)</sup>をぞまで  
もきこえ、繁昌ある御事、たゞ不思議なり、とてまた皆々落涙ありけり。粟<sup>三</sup>、連<sup>三</sup>、期<sup>六</sup>

\*諸本「丹後法眼<sup>蓮應子</sup>時法橋宿所にて」に改む。丹後は下間頼立法名蓮應なり。

元ある夜仰に、おれは身<sup>(我)</sup>をすてたり。ゆへは、先住<sup>\*</sup>も形儀をも聲名<sup>(明)</sup>をもかたく御をし  
へ候しかども、田舎の衆にても常住の衆にても對しめされて平座にて、一首の和讚  
のころをもまた御雜談など仰られたることはなし。しかるにおれは寒夜にも  
蚊の多き夏も、平座にてたれく<sup>(一)</sup>のひとにも對して、雜談をもするは、佛法の不審を



とへかし、信をよくとれかし、とおぼしめして、御辛勞をかへりみず、御堪忍ある事也。  
しかるに(然)と思入たるひとは一人もなし。結句さむけ(き)にとく御しづまりあれかし  
なんどばかりにて、かたかげにねむりゐたるばかりなり。さらにわがためにかやう  
に御辛勞をめされ候。とおもふもの一人もなし。又よひ(宵)よりとくぬ(寝)ることひるね  
なんどもなし。たゞ佛法をたしなみ大事と思召ばかりなり、と仰候き。 粟三、連四、期七

\*先住「諸本」玄康法印 巧如圓兼法印 瑤如「に改む。

元 仰に、親鸞聖人の仰せに、われは人師戒師といふことすまじき、と法然上人の御前  
にて御誓言ありけり。まことに殊勝なる御ことなり、とて御感ありけり。 粟元、連六、期七  
言また諸宗には、名聞なくては佛法たゞず、といひて、慢の字をかきて(護符)まもり(懸)にかく、  
といふなり。さればおほきにかはりたる後うしろあはせ合なることかな、と言へり。

粟元、連六、期七 此條諸本みな前條に連続せしむ。

三 仰に、われ往生してのち、たれのひと(か)ねんごろにいふべきや。いまいふところ  
なにごとも金言なり、よくこゝろうべし、とくれぐれ仰に候き。 粟三、連五、期七  
(仁)諸本 (八)連業 (仁)諸本 (仁)諸本 大身は小身に身をもてば、その家をうしなふ。小人大人に身をもてば、その身をう

しなふ、といふことあり。

粟三、連四、期七

三 加賀より出口殿山科殿まで(諸所にて)の御作の御文(を)の一々に美濃殿によませま  
いらせさせたまひてのたまはく、おれがしたるものなれども、殊勝なり、とて御機嫌に  
て色々御雑談共也。\* 粟三、連四、期七

\*諸本なほ「誠に經論の肝文祖師の金言を選出させたまひたれば、末世の愚鈍の衆生、この御詞により信心決  
定の人数いできたり、その數をしらず、ありがたき御勸化さぞおほえはべる」の結文あり。

言 諸宗の人は諸堂神の前にては禮拜(散 錢)まきぜにして信仰するに、こなた宗は雜行と  
いひて、をがみもせずそら目にてあること、さながら眞宗(の相)を他宗にあらはすこ  
と、御掟にそむく也。しかれば又これの御本尊御影様へ(拜 様)をがみやうのいかにも(齋 相)そさ  
うなること、中々申に不及候。すでに經には、五躰を地になげて拜せよとも、また頭  
面に禮し奉つれともあり。いづれもくちがひなり、と仰せありけり。 粟三、連四、期七  
言ある時仰に、おれほど名號かきたる人は日本にあるまじきぞ、と仰候き。ときに美  
濃殿、三國にもまれにあるべく候、と申上たまへば、さやうにあるべし、と仰候き。ま  
ことに不思議なる御事也。

粟三、連四、期七



上様御夢に、法然上人親鸞聖人御同行にて、上様も御あとに御同行なり。上様へ對し  
 まし〜て法然上人のたまはく、御流こそ誠に繁昌にて候へ、されば御のぞみの如く  
 わが衣すみぞめ(墨染)になして候へ、いまこそ一心専念の文にはあひかなひ候へ、とのたま  
 へり、と御ゆめに御覽じて候。不思議におぼしめし、あくる日東山智恩院(久寶寺の慈願寺)期へ法光を御使  
 に參り、なにごとか御入ある、上人の御衣はなに色にて御座候ぞ、見まいらせらてか  
 へれ、と仰候き。法光歸りまいりて申上られけり、上人の御衣はすみ染にて御座候、と  
 申されけり。その時仰に、根本黒衣にて御入候を、近年(黄)き色になをし申さるゝと、い  
 はれぬ事と數年おぼしめしつるに、すみの御衣になをし申され候こと、御本意なり、  
 とてその後東山殿にて、すみぞめにはいつなをし御申の事候哉、と上様たづね御申  
 の時、住持その御返事に、その事にて候。先年御出の時承候しには、根本すみぞめの  
 御衣にて御座候(は)そんずるが御本意のよしを、法印(蓮如)仰られ候し間、かくのごとくなを  
 して候。如仰本はすみぞめにて候しを、たいよ(大譽)の代に黄衣になされて候を、いま依  
 仰すみぞめになをし申して候、と御返事の時、上様仰に、當寺御繁昌の瑞相にてめで  
 たく候、と仰候。又その時千疋香代をもたせまいられけり。そのあくる日(禁裏)栗三、連四、期七太内様よ  
 り御信仰にて金を過分に御もたせ候あひだ、やがて御堂を造り直し、彌御繁昌にて候  
 き。その後智恩院へ本願寺殿御禮とて御參り候時、御雜談に智恩院申され候き、法印  
 の仰に必繁昌あるべきと山科殿仰候しに、そのあくる日太内様より御信仰にてい  
 よく繁昌にて候、と御申の事にて候き。この御ゆめは文明十九年正月比の御ゆめ  
 なり、と延徳年中に御掟候き。  
 \*諸本「延徳二年」の事とするはいかゞ。

延徳四五月大雨にて候き。にはかに御上洛あり度とて、御上洛あり。その五時ほど  
 に出口殿つゝみきれ候。水は御堂なげしまで(築地)あがり候。舟をついぢのうへをこぎて  
 の御上洛不思議なり、とおしわたし申事にて候し。  
 粟三、連四、期八

此條諸本修正して意味少し變じたり。「延徳四年五月の初頃河州出口の坊よりにはかに先師上人早天に上  
 洛せさせたまふべきにて、光善寺を出たまひて、はや京近くならせたまふに、大雨しきりにて、出口は坊の長押  
 まで淀川の水出で、洪水つきにけり。かゝるころに出口の人々は船にのりて所々にゆきけるほごのこ  
 こにて待るに、先師上人上洛もにはかのこゝ、各々不思議こそ申あひける。不思議の文字より思付たる歟。  
 元仰に、細川の龍安寺殿は臨終の時あきはをめて、われ死すとも、小法師(九郎政元)があり、ゆへ  
 はあたごにていのりまうけたる子なり。聖徳太子小法師が母が枕に御座ありと覺



え、七日目の事にて、ある夜よりやがて九郎をはらみたり。必威勢あるべきぞ、とひそかに申されたるよしなり。されば細川はこれへもよく候なり、と仰候き。粟三、連四、期六、延徳四、五月初比、大津近松殿にほらがしはの花五(實)さき、みのなりたるを御持参あり。やがてあそばし候き。仰に、東山慈照院殿には花一本さきたるを御詠にあそばされたり。

うたなり 〆ふたつともみつともさかぬ花なればたゞ一乗のほうがしは哉とあそばしけり。其のごとくわが御身もおぼしめしよれりとて、うた 〆ほうの木にみこそなりぬれ世の中にひろまる物は彌陀の本願とあそばされけり。まことにいつゝさきたる事も不思議なり、たゞ佛法繁昌すべき瑞相なり、と仰候き。

〆疫癘とて人おほく死す。うつるによりてやみもし死することにてはなし、たゞ因果にてやみもし死にもするなり、と仰ありて、やがて當座にてそのことはりを御文につくりたまひて、願誓御前へ参り候にやがてあそばしけり。粟六、連四、期六

この御文四帖目第九通にあり、延徳四年七月改元明應。\*あそばしけり、連署記「きかせらる、一期記」くだ  
さるに改む。  
 〆高田方より申され事に、即得と即便と同くらむ也(位)と心え候に、本願寺方に別なるよし沙汰候、と申て、(此方)こなたへかゝりて申達すべきよし申候、と内儀にしらせ候。對して問答可仕候か、いかゞと、われゝ罷上候事にて候へば、内儀うかゞひ申せかし、と皆々御門徒衆申由、野寺申され候處に、仰に、無益の問答なり、なにとしても一人づつもこなたへは参るべし、こなたの人高田へは不可行候也と。かまへてゝ問答無益なり、と候へき。粟四、連四、期六

野寺、諸本共に「空善」に改む、恐く非なり。  
 〆のたまはく。開山聖人の仰に、舟によひまします事あり、その時(陸)かち地のあるところへは舟にはのるまじきこと也と。又くさびら(草)にすこしよひたまふことあり、その時もくさびらはくうまじきもの也、と仰候き。その時より高田の顯智は一期ふねにのらずくさびらくはず、といふなり。されば暫時に仰の候しをも信じて候き。いまわが御身は眞實におもひいれてをしふること、なまぎゝにし信ぜず、とて御述懐にて御座候き。

粟四、連四、期六 第三九〇條参照



加賀の西山殿御不審にのたまはく、因願は十念とちかひまします、成就の文には一念と成ぜられたるをば、なにとこゝろえ申べきや(と。仰に)されば乃至といづれにもある。中を略するなり。しかれども上人の御流儀は一念發起肝要也。

粟四、連五、期六

仰に、諸行は、自力にてたのみてこそ他力もあらはせ、とたてたり。この一流は、はじめを(終)はりひしと他力也。一心に彌陀をたのむも、わがかしこくてたのむにあらざ、過去の宿善によりてたのむゆへに、はじめを(は)りみな他力なり。

粟三、連三、期三

仰に、たれかはじめたるところへゆくべき。無始よりこのかたむまれぬところもなくうけぬかたちもなきに、このたび信心を決定して浄土へまいるは、はじめたるところなり、三有のめぐりたてたる也。みなく、老若祇候の衆落涙申事なり。

粟四、連三、期六

仰に、三恒河沙の諸佛の出世にもあひ、いかほど菩提心をもおこせども、自力かなはず、無始よりこのかた流轉せり。いまも一心のとをり聖人の御すゝめのごとく決定なくは、また流轉せんことあさましや、と仰候て、その敷居のそなたに往生する人四人か五人かあるべきか、五人まではあるまじきか、と仰候き。このこと明應元十一月

廿六日御非時の御座にて、わかさき二郎三郎も人数(の中)なり。しかれば四人五人(の)人数にてもなくは、あさましきよ、とうち案申候へば、みなく、下向候へども、くだりもうちわすれ、上様へ安心をこゝろえ申たる分改悔申上て、下向可申か、と日々夜々に案じ候て、十二月二日の夜南殿にて申上る處に、改悔は御すゝめのごとくに候、さりながらみなく、口には改悔を御すゝめのごとく申せども、こゝろえおちつきかぬる也。改悔ことばのごとくこゝろねあらば、往生すべきなり、よきなり、と仰候き。

粟四、連五、期六

仰に、加賀のあき、あやまりをもなをしたるよしを、御門徒してわび候はゞ、ゆるすこともあるべきに、細川玄蕃頭へつげて、權家にてわび候あひだ、ゆるさず、と仰候き。

粟四、連五、期七

仰に、自力の念佛といふは、念佛おほく申て彌陀にまいらせて、つみをけしうしなはんとの心也。御一流には、彌陀をたのみまいらせて、彌陀にたすけられいませ(まい)のち、御たすけのありがたさ、よとおもひまいらすこゝろを、口にいたして南無阿彌陀佛と申まいらす也。たゞわれをたすけたまへるすがたすなはち南無阿彌陀佛なり、とこゝろえてよろこびまいらすばかりなり、とかへすく、仰候き。

粟四、連六、期六



咒仰に、遇獲信心とをく宿縁をよろこべ、とあそばされたり。たましくといふは、過去にあふといふころ也。又とをく宿縁をよろこぶといふは、いまはじめてうる信心にあらず、過去遠々よりこのかたの御あはれみにていまうる信心也。さればこそいまうることは申すに及ばず、とをく宿縁をよろこぶといふこと、まことに不思議のころなり。しかればとをくよろこぶといふこと、こゝを(こゝろ)とよめて信仰申すべき也、と候き。

粟四、蓮五七、期六

\*以下、諸本に「又遇こいふ字をたましくこよませらるゝここ肝要なり、ミ蓮誓光教蓮淳顯證蓮悟木泉 なごも仰を承る、ミ常に物語候き。ミ末文を附す。

五のたまはく、法然上人の仰に、わが菩提所をつくるまじき、わが(跡)あとは稱名のある處、すなはちわがあとなり、と仰ありけり。またあとを(位)とふら(位)といひて、いはいそとはをたつるは、輪廻するもの(位)のすること也と。

粟四、蓮六、期六

三勸修寺の道德明應二年正月一日に御前えまいりたるに、のたまはく、道德はいくつになるぞ、道德念佛申さるべし。自力念佛といふは、念佛おほく申て佛にまいらせ、

この申たる功德にて佛のたすけ給はんずるやうにおもふてとなふる也。他力といふは、彌陀をたのむ一念のおこるとき、やがて御たすけにあづかる也。其後念佛申は、御たすけありたるありがたさ、とおもふころをよろこびて、南無阿彌陀佛(位)と申す也。これをのづからわがちからをくわへざる心也。されば他力とは他のちからといふ心也。此一念臨終までとをりて往生する也、と仰候也。

粟五、語三、假一、法一、坊四、期二八、第四八條參照

\*「南無阿彌陀佛」已下二十四字御物語次第に脱す。御一期記は「南無阿彌陀佛」ミすゝめくはふる心なり」に、假名聖教本は「南無阿彌陀佛に自力をくはへざる心なり」、法要本は「南無阿彌陀佛」ミ申ばかりなりに作る、共に後の補修なり。

三仰に、南無といふは歸命也。歸命といふは、彌陀を一念たのみまいらするころなり。また發願廻向といふは、たのむ機にやがて大善大功德をあたへたまふなり。その牀すなはち阿彌陀佛也、と仰候き。

粟五、語四、假二、法二、坊五、期二五

\*原本及御物語次第を除き、諸本「南無阿彌陀佛」に作る。

三加賀願正と又四郎とに對して、信心といふは、彌陀を一念御たすけ候へとたのむとき、やがて御たすけあるすがたを南無阿彌陀佛と申也。總じて罪はいかほどある



とも、一念の信力にてけしうしなひたまふなり。されば無始已來輪轉六道の亡業一念(劣)南無阿彌陀佛と歸命する佛智无生の名願力にほろぼされて、涅槃畢竟の眞因はじめてきざすところをさす也。といふ御言をひきたまひて仰候き。さればこのころを御(懸)かけ字にあそばされて、願生にくだされけり。

粟三、語四、假、法七、坊四、期一、五  
\* 物語次第假名聖教本法要本「覺善」又四郎に作る、誤れり。一期記は「加州蒼生の願生深谷の覺善又四郎」に修補す。

吾御つとめの時願讚御わすれあり。南殿へ御かへりありて仰に、上人御す、めの和讚あまりに、殊勝にて、(出す所)期あげはをわすれたり、と仰候き。さればありがたき御す、めを信じて往生するひとすくなし、と御述懐ありけり。

妄念稱是一といふことしらず、と人申候とき仰に、思ひ内であればいろほかにあらはるゝとあるは。されば信をえたる躰すなはち南無阿彌陀佛なり、とこゝろうれば、くちも心もひとつなり。  
粟四、語七、假、法、坊四、期一、五

妄朝の御つとめに、五ッの不思議をとくなかにより盡十方の無碍光は無明のやみをてらしつゝ、一念歡喜するひとをかならず滅度にいたらしむ、と候讚の心を御讚嘆のとき、光明遍照十方世界の文の心とまた月かげのいたらぬさとはなければどもながむる人の心にぞすむとある歌を引よせ御讚嘆、中々ありがたさ申ばかりなし。また上様御立の御あとにて、北殿様の仰に、夜前の御讚嘆(實如)と今夜の御讚嘆とをひきあはせて仰候き、ありがたさ中々不及是非候御掟候て、御落涙の御事どもなり。  
粟五、語八、假、法三、坊三、期一、五

\* 「御讚嘆」假名本坊本「御法嘆」に、物語本粟津本法要本「御法談」に改む。案するに當初は一樣に讚嘆と稱せしを、後に御住持のに限り御法談と稱することこなれり。證如上人以後の事歟。一期記「蓮悟物語候き、十二月四日太夜の上に御法談のまきなり」末文を追記す。

毛三河の教賢と伊勢の空賢とに對して仰に、南無といふは歸命、々々の心は御たすけ候へとたのむ也。この歸命のころやがて發願廻向は含するなり、と仰候き。  
粟六、語九、假、法、坊六、期一、五

\* 「廻向は含する」原本及粟津本による。一期記は「廻向の心に通する」に作り、物語本また同じく、たゞ「に」字なし。假名本法要本坊本にも「廻向のころを感ずる」に作る。

天他力の願行をひさしく身にたもちながら、よしなき自力の執心にほだされていままで流轉しけるなり、と候(得)をえ存ぜず候よし申上候處に、仰に、きゝわけてえ信ぜぬものことなり、と仰候き。  
粟七、語一〇、假六、法九、坊七、期一、五



禿彌陀大悲のむねのうちにかの常没の衆生みちくたる、といへること不審に候。と  
 福田寺申上られ候。仰に、佛心の蓮華はむねにこそひらくべけれ。はらにあるべきか  
 や。彌陀の身心の功德法界衆生の身のうちこゝろのそこに入りつともあり。しかれ  
 ばたゞ領解の心中をさしての事なり。と仰に候き。みなくありがたきよし申上  
 候。

粟六、語五、假三、法四、坊四、期三

十月廿八日迨夜にのたまはく。正信偈和讃をよみて、佛にも聖人にもまいらせんと  
 おもふか。あさましや。他宗には、つとめをして廻向する也。御流には、他力信心をよく  
 しれとおぼしめして、聖人の和讃にそのこゝろをあそばされたり。ことに七高僧の御  
 ねんごろなる御釋のこゝろを和讃にきゝわくるやうにあそばされて、その恩をよく  
 く存知して、あらたうとやと念佛するは、佛恩の御事を聖人の御前にてよろこび  
 まうすこゝろなり。とくれぐゝ仰候き。

粟九、語三、假二、法二、坊、期三

仰に、聖教をよくおぼえたりとも、他力の安心をしかと決定なくは、いたづらごと  
 也。彌陀をたのむところにて往生決定と信じて、ふたごゝろなく臨終までとをり候、  
 ば、みな往生すべき也。

粟六、語三、期二、法三、坊九、期二

空明應三十一月報恩講の二十四日あかつき八ツ時におきて、聖人の御前に參拜申て候  
 した。すこしねふり候うちに、ゆめともうつゝともわかず、空善おがみ申候やうは、  
 御づし(厨子)の後門(假法坊ナシ)より、わたをつみひろげたるやうなるうちより、上様あらはれ御出ある、  
 とをがみまうす處に、御相好開山聖人にてをします。あら不思議やとおもひ、やが  
 てみづし(御厨子)のうちをおがみ申せば、聖人御座なし。さては開山聖人上様に現じましゝ  
 て、御一流を御再興にて御座候、とまうしいだすべきと存ずるところに、慶聞坊の御  
 讃嘆に、聖人の御流儀は、たとへば木石の縁をまちて火を生じ瓦礫の鈿をすりて玉を  
 なすがごとし、と御式のうへを讃嘆あるとおぼえて、夢さめて候き。さては開山聖人  
 の御再誕とそれより信仰申事にて候き。

粟六、語四、假三、法三、坊、期四

空明(應)四年十一月十九日富田殿より上様御上洛にて、仰に、當年よりひそやかに御  
 佛事を御沙汰ありたきとの御事。頭人はまへの日のぼりてつぎの日下るべし、と御  
 定あり。御堂には常住衆と頭人の衆ばかりとまるべし、との御事也。  
 齋教化するひとまづ信心をよく決定して、そのうへにて聖教をよみかたらば、きく人  
 も信をとるべし。

粟六、語五、假法坊四、期二

粟三、語六、假三、法四、坊二、期一



空 仰に、彌陀をたのみて御たすけを決定して、御たすけのありがたさたるよとさよとよろこぶころあれば、そのうれしさに念佛申ばかりなり。すなはちこれ佛恩報謝なり。

要四、語七、假四、法五、坊二期(六)

空 大津近松殿(蓮淳)に對しまし／＼てのたまはく、信心をよく決定して、人にもとらせよ、と仰候き。

要五、語六、假五、法六、坊三期(五)

空 十二月六日に富田殿へ御下向にて候間、五日の夜は大勢御前へ參候に、仰に、今夜はなに事に人おほくきたりたるぞと。順誓申され事に、此間の聽聞申すありがたさの御禮のため、又明日御下向にて御座候、春は御目にかゝり申べしかのあひだ、歳末の御禮(諸本)のため、なんと申上られけり。そのとき仰に、無益の歳末の禮かな、歳末の禮には信心をとりて禮にせよ、と仰候き。

要六、語五、假六、法七、坊三期(六)

空 仰に、とき／＼懈怠することあるとも、往生すまじきか、とうたがひなげくとあるものあるべし。しかれどもはや彌陀如來をひとたびたのみまゐらせて往生決定のちなれば、懈怠おほふなること(あ)期のあさましや、かゝる懈怠おほふなるものなれども、御たすけは治定なり、ありがたや／＼とよろこぶ心を他力大行の催促なりとまうす。

要七、語六、假七、法八、坊三期(六)

空 御たすけありたる事のありがたさよ、と念佛可申候や、又御たすけあらうざことのありがたさよ、と念佛申すべく候や、と申上候時仰に、いづれもよし。たゞし正定聚のかたは御たすけありたるとよろこぶころ、滅度(の)さとの方は御たすけあらうざことのありがたさよと申心なり。いづれも佛になることをよろこぶころよし、と仰候き。

要六、語六、假八、法九、坊三期(六)

空 明應五年正月二十三日に富田殿より御上洛ありて言く。當年よりいよ／＼信心なき人には御あひあるまじき、とかたく仰候き。安心の通いよ／＼仰きかせられて、又誓願寺に能をさせられけり。二月十七日にやがて富田殿へ御下向ありて、三月二十七日に堺殿より御上洛にて、二十八日に言く、自信教人信のころを仰きかせられんがために、上下辛勞なれども、御出あるところは信をとりよろこぶよしまうすほどに、うれしさに又上りたり、と仰候き。

要九、語六、假九、法三、坊四期(九)

空 四月九日に言く、安心をとりてものをいはゞよし、用なゐるをばいふまじきなり、一心のところをよく、人にもいへ、と空善に御定なり。同十二日堺殿へ御下向あり。

(き)期聚



七月廿日御上洛にて、その日のたまはく、五濁悪世のわれらこそ金剛の信心ばかりにてながく生死をすてはて、自然の浄土にいたるなれ、このつき(次)をも御讚嘆ありて、この二首の讚のころをいひてきかせんとてのぼりたり、と仰候き。さて自然の浄土にいたる也、ながく生死をへだてけり、さてくあらくおもしろやく、とくれく御定ありけり。

粟七、語三、假三、法三、坊五、六、期二六  
\*「御讚嘆」、物語次第假名本坊本「御法嘆」に、法要本「御法談」に改む。

粟七、語五、假三、法三、坊七、期四

言く、南無の无の字は聖人の御流(諸本ナシ)の儀にかぎりてあそばしけり。南無阿彌陀佛をていにてうつさせられて、御座敷にかけさせられて、のたまひけるは、不可思議光佛無碍光佛もこの南無阿彌陀佛をほめたまふ得號(徳)なり、しかれば南無阿彌陀佛を本とすべし、と仰候き。

粟七、語六、假三、法四、坊八、期五

十方无量の諸佛の證誠護念のみことにて自力の大菩提心のかなはぬほどはしりぬべし、この讚のころを聴聞申たき、と願誓申上られけり。仰に、諸佛の彌陀(諸本ナシ)に歸せらるゝことよ、されば諸佛は彌陀に歸せらるゝを能としたまへりと。

粟七、語七、假四、法五、坊九、期六

「彌陀」以下十七字假名法要坊の三本に脱落せり。

世の中にあまのころをすてよかしめうしのつのはさもあらばあれと。これは御開山の御詠歌なり。さればかたちはいらぬと、一心を本とすべしと也。世にもかうべをそるといへども、ころをそらず(諸本ナシ)といふとがあるは、と仰候き。粟七、語六、假四、法五、坊九、期六鳥部野をおもひやるこそあはれなれゆかりのひとのあととおもへば。これも聖人の御歌。

粟七、語六、假五、法六、坊一〇、期七

御兒様御得度八月十五日彼岸の結願なり。ときに北殿(實如)事の外に御辭退のよし南殿へ御まうし事に、開山聖人の御家をつぎ御留守まうす事は、器量なくては一大事にて候へば、われさへ御隠居ありたく候に、あこが事はこれさまにて法師に御なし候て、との二三度まで三位殿(蓮淳)して南殿へ御申候ところに、御定に、昔よりその例ある事を、勿躰(いはれ語)なし、その上へ器量はいらぬと也、それはわたくしなり、と御述懐どもにて御座候き。しかれば青蓮院殿にて佳例にまかせ御得度なり。八月十五日名月の夜八ッ時に御かへりあり。南殿様近松殿も御大慶無申計御座候。御坊様照如様南殿へ御参りの事也。やがてそのあかつき堺殿へ御下向ありけり。

粟七、語七、餘本みな關



善御兒様、粟津本に「光高丸阿古と申す」あり。實如の第二子、圓如の兄なり、明應九年寂、二十二歳。實悟師の系圖に阿古の名なし。※「あこ」御物語次第「阿子」に作る、吾子なるべし。

大 明應五年九月廿日諸本ナシ御開山の 御影様空善に御免。中々ありがたさ申スにかぎりなきことなり。  
粟七、語七、假六、法七、坊三、期開

先 同十一月報恩講の廿五日諸本ナシに御開山の御傳を聖人の御まへにて上様あそばされて、いろく御讚嘆※なかくありがたさ無申計候。  
粟六、語三、假七、法六、坊三、期（二六）

※「讚嘆」、物語次第假名本坊本「法嘆」に、一期記法要本「法談」に作る。

ひある時瑞林庵ずいりんあん上様へ申されけり。本願寺をわろくおもふものは、その人わろくなり候。法印様のそのものはわろきものよとおぼしめすものかならずそのひと罰あたり候。と申されたれば、上様御手をはたとうちたまひて、おれは人に罰をばあてず候。と仰候へば、ずいりん、上様のあながちわろかれとはおぼしめさねども、これの御事わろくおもひいふものかならずわろくなり候。まづせんど（廣澤）ひろさは方見物のためにまいり候に、御寢殿所望候に、御見せ候はぬとて、散々にわろく申、以の外に腹立仕て歸京いたし、別の事にてこれへ参り、かへりてあくる次日上意にちがひ、そ

のま、高野へ上り遁世し候き。されば本願寺殿をかりにもわろくおも（ひ）ろ悪言するもの、かやうに（ち）ばなをあた（り）候。堺の代官高西も同前の事にて候へば、たゞ不思議と存ずる計、と申され候時仰に、それはさある事も候はんずる、と仰候て、御機嫌共にて色くの御雑談なり。  
粟九、語三、餘本みな開

△ 明應六年四月十六日御上洛にて、その日御開山聖人の 御影の正本あつがみ※一枚に、御自ラの御筆にて御座候とて、上様御手に御ひろげ候て、みなにおがませたまへり。

この正本誠（幕歸）宿善なくてはえ拜見申さぬ事なり、と仰候き。以下假法坊ナシつぎに法然上人の御筆の名號（幕歸）ぼきの繪いづれも同時に拜見申し候き。  
粟八、語四、假六、法六、坊三、期（一九）

※去年十月大坂の坊舎成り其比より、移住せらる、歟。法要本坊本「一枚につまませ」に作るはいかゞ。

△ 言く、諸佛三業莊嚴して畢竟平等なることは衆生虚誑の身口意を治せんがためとのべたまふといふは、諸佛の彌陀に歸して衆生（を）たすけらるゝことよ、と仰候き。

連六、語七、假六、法三、坊四、期七

△ 一念の信心を得てのちの相續といふは、さらに別にあらず、はじめ發起するところの安心※に相續せられて、たふとくなる一念の心のとるを、憶念の心つねにとも佛恩



報謝ともいふなり。いよく歸命の一念發起する事肝要なりと仰候き。

粟六、語六、假三、法三、坊闕、期四

幸に「字御物語次第になし、法要本」を「に改む。

益言く。朝夕正信偈和讃にて念佛まうす(は)。往生のたねになるべきかたねにはなるまじきか。とをのく坊主(衆語)に御たづねあり。みな申されけるは、往生のたねになるべしとまうしたるひともあり、往生のたねにはなるまじきといふ人もありけるとき、仰に、いづれもわろし。正信偈和讃は、衆生の彌陀如來を一念にたのみまいらせて後生たすかりまうせとのことはりをあそばされたり。よくきゝわけて信をとりて、ありがたやくと聖人の御まへにて已下五字假法ニナシ念佛まうしよろこぶ事なり、とくれく仰候き。

粟三、語七、假三、法三、坊闕、期二五

益南無阿彌陀佛の六字を、他宗には、大善大功德にてあるあひだ、となへてこの功德を諸佛菩薩諸天にまいらせて、その功德をわがもの(がほ、語已下諸本)にするなり。一流にはさなし。この六字の名號わがものにてありてこそ、となへて佛菩薩にまいらすべけれ。一念一心に後生たすけたまへとたのめば、やがて御たすけにあづかることのありがたやく、と申ばかりなり、と仰候き。

粟六、語六、假三、法三、坊闕、期二六

益細川大信殿(大心院九郎政元)をばみな人申候、聖徳太子の化身と申す、そのゆへは觀音とやはた八幡との申子にてあり。細川九郎殿十二年に、丹波一宮が九郎をぬすみくだり候。その夜(愛宕)のあかつきあたごよりのゆめにいはく、

君が代を久しかれとぞいのりける念彼觀音の力(りか)にまかせて

細川九郎殿ゆめに返歌あり、

白たへの雪はつもれどやわた山ゆくへ久く神にまかせん

とよまれけり。されば龍安寺(勝元)どの臨終(秋庭)のときあきはをめて、われ死すとも、小法師

があるほどに、家はくるしかるまじきぞ、そのゆゑは、觀音にいのり申すあかつき、われは聖徳太子ぞと仰られて、は(母)が口へとび入たまふ、その夜より懷妊の子なり、といひけるなり。かやうの人なればこの(そ)こなたの守護になりて候へ。加賀の國の中たがひをもわれにまかせよとて、これとかの門徒の中をなをし、永代の御門徒のよしまで申(沙汰)さたしけり、と仰候き。

粟六、語六、餘本ナシ。第五四四條参照。

益三河の國よりあさい(淺井)の後室御いとまごひにとてまいりて候に、富田殿へ御下向のあしたの事なれば、事の外の御とりみだしにて御座候に、仰に、名號をたゞとなへて



佛にまいらするころにてはゆめくなし。阿彌陀佛をしかと御たすけ候へとたのみまいらすれば、やがて佛の御たすけにあづかるを、南無阿彌陀佛とまうすなり。しかれば、御たすけにあづかりたる事のありがたさよくと心におもひまいらするを、口にいだして南無阿彌陀佛くとまうすを、佛恩の報ずると申すことなり、と仰候き。

粟六、語八、假三、法三、坊四、期二七

又順誓申上られ候。一念發起のところにてつみみな消滅して正定聚不退のくらゐにさだまる、と御文にあそばされたり。しかるに罪は、いのちのあるあいだつみもあるべし、と仰候、御文と別にきこえ申候や、と申上候時仰に、一念のところにて罪みなきえてとあるは、一念の信力にて往生さだまるときは、つみはさはりと(も)語已下諸本。さればなきぶん(分)なり。今娑婆にあらんかぎりは、つみはつくる也。順誓ははやさととりてつみはなきかや。聖教には一念のところにて罪きえてと(ある)法坊かくなり、と仰候き。つみのありなしの(沙汰)さをせんよりは、信心をとりたるかとらざるかのさたいくたびもくよし。つみきえて御たすけあらんとも、つみきえずして御たすけあるべしとも、彌陀の御はからひなり、(衆生の方には)はからふべからず。たゞ信心肝要なり、とく

れく、仰られ候き。

粟七、語八、假四、法三、坊五、期二七

又眞實信心の稱名は彌陀廻向の法なれば不廻向となづけて、ぞ自力の稱念きはるゝといふは、彌陀のかたよりのむころもたうとやありがたやと念佛申ころもみなあたへたまふゆへに、とやせんかくやせんとはからふて念佛まうすは、自力なればきらふなり、と仰候き。

粟八、語八、假五、法三、坊四、期二七

又无生の生とは、極樂の生は三界へめぐる心にてあらざれば、極樂の生は無生の生といふなり。

粟九、語八、假五、法三、坊四、期二七

又廻向といふは、彌陀如來の衆生を御たすけあるをいふなり、と仰られ候き。

粟十、語八、假七、法三、坊七、期二七

又仰に、一念發起の機往生は決定なり。つみけしてたすけたまはんとも、つみけさずしてたすけ給はんとも、彌陀如來の御はからひなり、罪のさた無益なり。たゞたのむ衆生を本にたすけたまふ事なり、と仰られ候き。

粟九、語八、假六、法三、坊六、期二七

「機」、物語次第已下諸本「儀」に作る、但假名本は「時」に作る。

又仰に、身をすて、平座にてみなと同座するは、聖人の仰に四海の信心のひとはみ



な兄弟と仰られたれば、われもその御ことばのごとくなり。又同座をもしてあらば、不審なる事をもとへかし、信をよくとれかし、とのねがひ（語已下諸本）（ばかり）なり、と仰候き。

仰に、おれは門徒にもたれたり。ひとへに門徒にやしなはるゝなり。聖人の仰に（語期ナシ）は弟子一人ももたずと、たゞ（語期ナシ）の同行なり、と仰候きとなり。粟六、語七、假法坊、期六

愛欲の廣海に沈没し名利の大山に迷惑して定聚の（沙汰）かずにいることをよろこばず眞證の證にちかづくことをたのしまず、とまうす（沙汰）に不審のあつかひどもにて、往生せんずるかすまじきか、なんどたがひに申あひけるを、ものごしにきこしめされて、愛欲も名利もみな煩惱なり、されば機のあつかひをするは雑修なり、と仰候き。たゞ信ずる外は別の事なしと。

粟六、語八、假四、法四、坊三、期八

夕さりに案内をも申さずひとへにおほくまいりたるを、美濃殿、みなまかり出候へ、とあら〜と御申候處に、仰に、さやうにいはんことばにて一念の事をいひてきかせて、かへせかしと。東西をはしりまはりてもいひたき事也、と仰候時、慶聞坊なみだをながし、あやまりて候、とて御讚嘆ありけり。皆々落涙申事かぎりなかりけり。

粟五、語九、假二、法三、坊三、期八

明應六十月十四日に御壽像御免にて、同十八日御うらがき（蓮如）大上様富田殿にてあそばされて、十九日野村殿（實如）の御目に入申候ところに、野村殿の仰に、をれにのぞむ所の泥佛の六字の名號、御うらがきめされくだしたまはり、頂戴申て候き。粟六、語六、餘本みな闕。

明應六十一月報恩講に御上洛なく候間、法敬坊御使として、當年は御在國にて御座候間、御講を何と御さたあるべきや、とたづね御申候に、當年より夕べの六時朝の六時をかぎりみな退散あるべし、との御文（\*）をつくりて、かくのごとくめされべきよし御さだめあり。御堂の夜のとまり衆もその日の頭人ばかりと御定めなり。又大上様は七日の御講のうちを富田殿にて三日御つとめありて、廿四日には大坂殿へ御下向にて、大坂殿にて四日の御勤行なり。

粟七、語九、假三、法三、坊三、期四

\*この御文御文全集帖外第九三通にあり。

同七年の夏よりまた御違例にて御座候間、五月七日に、御いとまごひに聖人へ御ま（\*）いりあり度、と仰られて御上洛にて、やがて仰に、信心なき人にはふつとあふまじき（\*）と。信のあるものにはめしてもみたく候、あふべし。

粟六、語六、假三、法四、坊三、期四

\*七年、粟津本「六年」に改む、非なり。



〇〇ある時仰に、わが御身の御母は西國の人なり。とき、及候ほどに、空善をたのみ、  
はりままでなりともくだりたきなり。わが母は我身六の年にすて、行きかたしら  
ざりしに、年はるか後に、備後にあるよし、四條の道場よりきこえぬ。これによりては  
りまへくだりたき、といひければ、空善はしりまはり造作し候よし候。命あらばひと  
たびくだりたきなり、と仰候き。  
粟九、連五、期六

一 \*造作し、一期記に「造作して播磨の英賀の坊を立て」に修補す。

〇〇御堂衆信心いかにもよくとられて候らんと、田舎の人はいきぼとけのやうにおも  
ふなり。しかるに無道心なり、あさましき事なり。  
粟〇〇、連六、期六

〇〇仰に、信をしかとりたるひとすくなし。その時南殿の御えんへをはりの巧念まい  
られけるを、やがて仰に、あの巧念なんどこそ、よくくくえすの人なれども、信をとり、  
河野九門徒をもとりたてなんどしければ、すえくくのものなれども、信心のあるによ  
て、座敷をもあげたり。よくくく御こころへあれ、と北殿へ仰られけり。  
粟二〇、連六、期六

〇〇信のなきものをみれば、ひとへにかなしきなり。また佛法をわろくあつかひふる  
まひ、佛法のあたをなすひとをきけば、やむよりなをかなしきなり。  
粟三〇、連六、期六

〇〇信心決定する段をばつぎにして、御恩しれとみないひけり。御恩をしれといはん  
よりは、信心決定して(の)うへには、只あらたうとやく、ありがたや、とおもふこころ  
をもちて念佛まうす。すなはちこれ佛恩なり、と仰候き。  
粟三〇、連六、期六

〇〇仰に、衣墨ぐろにすること、しかあるべからず、衣はねずみ色なり。凡夫にて在家に  
ての一宗御興行なれば、いづくまでもうへしたたうとげせぬ(なり)。衣の袖をながく  
たけをもながくすべからず、と仰候き。  
粟三〇、連六、期六

〇〇信のなきものにあふまじきといへば、おれを二そく三まいにして、をさへてわれ  
がまへへ信のなきものをつれてくる。と仰候き。  
粟三〇、連六、期六

〇〇六月十三日あかつきに前住様よりこれの小五郎を御便にて、猿樂をするぞ、みよ、  
と仰候間、畏て候よし申候ところに、そのあくる日堺衆能をしたきといひて、大勢  
上り候間、十五日には北殿させられ候、十六日には坊主衆させ候。又その能にうぐ  
ひすの鳥ざしのきやうげんを色くろ四郎二郎仕候。太刀刀のをつるもいはず、ひと  
ひすの鳥ざしのきやうげんを色くろ四郎二郎仕候。太刀刀のをつるもいはず、ひと



のしかるも耳にいらす、鳥をさすに念のいりたるを御覽じて、世間(假)かりの事にも念力をいれねばならず、されば佛法もあのごとく念をいれてこそ、とおもしろくおぼしめして、あくる日の能にもめしかへて鶯のきやうげんさせられけり。粟二六、連六、期九五

\*一期記は「六月十八日の御佛事以後」に作る。蓋し仰條々第八十二條(本書第四四五條)に此條狂言の事を存如上人二十五年忌文明十三年の時記せるに同意見に基く實悟師の修正なれども、傳聞の誤なるべし。

〇七月(期)に光闡坊様御上洛候ところに、仰に、よく上りたり、必わが身往生すべきなり、いま一度いきがほみ(見)では、と仰候き。御坊様御涙ばかり也。粟二七、連七、期六

〇それ信をとりて人にも信をとらせよ。われは奥州へ御下向の時、前下向に一人聽聞してよろこびしその仁もしあるや、と御たづねあり。夫婦ともに信をえてよろこぶよしきこしめして、二日路のあひだを御下向あり。しかるにかの(主)申事に、御下向はかたじけなきに、な(供御)にをくごにそなへ申べき、とかなしみけり。きこしめして、なんぢらはなにを食するぞ、と御たづねあり。ひえ(稗)と申物ばかりたべ候よし申候とき、なんぢらが(食)しよくする物をこしらへてまいらせよ、と仰候間、ひえ(稗)のかゆをきこしめして、一夜御かたりありてきかせけり、と仰候き。さればかやうに御身をすて御辛勞ありて、御すゝめありたる御事、と思ひたてまつりて、しるし申候也。粟二八、連八、期七

〇四月初比より去年のごとくまた御違例にて、慶道御薬師に(主)まいり候。十七日にはなからい参候。十九日には板坂参候。きこしめし候物はおもゆばかり也。粟二九、連九、期二

此條以下は明應七年五月七日御上洛後の御病狀記なり。\*半井明英、正三位宮内少輔、昇殿を許さる。\*板坂左近將監、豪放にして、疾を視るこご、神に入る。佐々木氏著蓮如上人傳の研究

〇五月二十五日御堂へ御まいりあり。同廿八日にはかたくみなく御申候間、朝には御出なし。御日中には御参ありて、御式を一段あそばされて、つぎより御坊様あそばされけり。五月七日より六月一日まで(の間に)六日御参りなし。粟二〇、連七、期一五

\*粟津本「五月二十七日」に作れども、非なり、六月一日までに六日の日數なし。一期記は「其後六月七日よりは御出仕もなかりき」を修正す。據る所あるにや。

〇三六日姉(カ)小路殿上池院をめし具し御下向ありけり。粟二二、連七、期一六

\*一期記「姉小路黄門基綱卿」に作る、反古裏によるに、基綱卿は蓮師第八男蓮藝の母儀(法名宗如)の弟なり。\*醫



術に長ぜるを以て上池院の勅號を賜はり、義詮の眷顧渥し。(蓮如上人傳の研究)

三 御堂の雨の座がしらにわが御身御なをり候て、北のいつもの御座敷に北殿をなをし御申ありけり。

粟二三、連七、期(二九)参照

二 あるとき御のりものにて御つとめへ御参りありて、御門徒衆なごりなしきとて、うしろさまに御輿をか、せ御かへりありけり。

粟二三、連七、期(二九)

三 明應七年 壬十月十六日参り候夜、御文を十通ばかり慶聞坊によませられたまひて、一念の信心をしかととりつめ候へ、と色々仰候き。

粟二四、連七、期(二九)

\*空善山科より大坂殿へ参りたるなり、蓮師は閏十月十六日前に大坂へ御歸りみ見の。

二 此の大坂殿のこと建立するは、もし信心の人もいでき候へかし、とおもひてなすなり。されば三井寺やけければ、再興して繁昌しけり。そのとき寺法師の夢に、これによりて生死はなる、こと肝要也。さればやけたるにて後生のこと思ふものいかほどもあり、寺建立よりも後生たすかるやうに建立したきよし、ゆめにもあり。其ごとく寺中繁昌するとも、たゞ信心をとる人なくは、何の篇もなし、と仰候き。

\*の間に諸本「新羅大明神の本意なり」の十一字あり。

粟二五、連七、期(二九)

三 此の流儀在家にて建立あるにて平等繁昌するなり、と仰候き。

粟二六、連七、期(二九)

二 改悔せよといへども、心中をありのまゝにいはざるものは、まことに無宿善なり、と仰候き。

粟二七、連七、期(二九)

二 御文のこと、文言をかしくてにはわろくとも、もし一人も信をえよかし、とおもふばかりにてあそばしをくなり。てにはのわろきをおれがとがといへ。

粟二八、連七、期(二九)

三 十二月まいり候ところに、よく下りたり、と仰候き。その夜教行證の名目のごとくなる御文を慶聞坊によませられたまひて、色々仰候き。ありがたさ無申計事也。

諸本みな闕。

三 あるとき御さま(障子)のうちへめして仰に、あかぬは君の仰といふ事があるは、とばかり仰られて、やがて(圍爐裏)に御足をあぶり御しんありけり。野村殿様南の御座敷に御座ありけり。御歡樂御事のうち。

粟二九、連七、期(二九)

\*一期記に修補して「仰らるゝ處に、世の人の云こみなれば也、如來善知識の仰ふかくありがたきこを存せ

よごぞ仰らる」に作る。\*「歡樂」は病氣のこも、後鑑に「親長記延徳二年正月六日條云、或仁云、東山殿夜前

御歡樂再發、有絶入、被待時、云々」。

三 信心をえたる人はわが御身のをと、なりと仰候き。

粟三〇、連七、期(二九)



三 明應八年二月に御往生一定にて御座あるべきやうに御談合にて、御葬所御用意あり。然に俄に御談合かはり、山科殿へ御上洛候て、御往生あるべきよしとて、はや御日どり十八日に御さだめあり。然れば御さう（興）のために空善上るべきよし仰出され候間、十六日まかり上り申上候。御むかひ御用意どもなり。しかれば同十八日に御たちにて、三日のあひだ御こし（興）にていかにもしづかに御上洛、二十日に野村殿様へ御付あり。

粟三、連六、期（二〇五）

「さう」と、左右敷、變更の通知の爲なるべし。

二 同廿一日に御影様へ御参あり。御まへにて仰に、御目にか（る）り事かたく存候處に、只今御目にか（る）り申事、中（る）くありがたさ無申計候、と仰候き。

粟三、連六、期（二〇五）

三 同廿二日には、御往生めさるべき御所とて、御造作させられけり。

粟三、連六、期（二〇五）

三 同廿五日にはまはりのど（土居）みを御覽あり。ほりのうへを御のりものにか（土居）れさせたまひて御めぐりあり。伊勢の宿のど（土居）ひにて御こ（興）したち、水（立）をきこしめしけり。御ためにとてあたらしき茶椀空善もちて候、おりふし御用にたち、ありがたさ申計なく候き。

粟三、連六、期（二〇五）

三 同廿七日にまた御堂へ御参あり。御かへりのとき御門徒の人々名ごりおしきとて、御のりものをうしろさまにか（土居）せられて、諸萬人を御覽ありけり。

粟三、連六、期（二〇五）

三 又廿九日にもほりのど（土居）みへ御出ありけり。

粟三、連六、期（二〇五）

三 三月一日には北殿様へ御出あり。御亭にて北殿様其外御兄弟様皆々御座ありて、御機嫌にて御雑談。乗（城）きく（菊）けんげ（校）う色々申上けり。

粟三、連六、期（二〇五）

三 御遺言にてあるぞ、一念の信心をよく（土居）とられ候へ、と皆々へ、御兄弟様へ別而、仰候き。

粟三、連六、期（二〇五）

三 同二日に花を御覽ありたきよし、空善申付よとて、駿河殿承候間、走舞花を進上申候也。御くすし（藥）には藤左衛門参候也。又せいじゆう（誓）参候也。

粟三、連六、期（二〇五）

「駿河殿」は下間光宗、奏者なり。蓮師御往生の時出家、法名善宗。第四四九條参照。

諸本共に此間に次の一條あり。原本及蓮如上人御往生記（真宗全書大正三年一月刊）になし。

「三日には吉野の花を人の折て参らせしを御覽せられ、御詠歌に

さきつ（土居）く花みるたびになをもまたただねがはしや西のかの岸。

おひらくのいつまでかくや病ぬらん迎へ給へや彌陀の淨土へ。

今まではやそぢいつ（土居）にあまる身のひさしくいきし（土居）しれやみなひご。」



一期記にはなほ此に追加して「其日御心もよく御機嫌にてわたらせ給ねれば、兄弟の若年の衆にしばらく詠カはせられて、面の座敷に御出ありて御心をなぐさめられぬ。又懸させ給ひける唐帽子をこらせられ、兵衛督木泉寺につかはされ、是を二俣木泉寺にせよ云ふべし、こぞ仰られき。むざくこ病てぞ在覽。不便やくこぞ仰らる。連乗廿九」あり。實悟師が直接に蓮悟師より聞く所歟。但「蓮乗卅九」は暗記の失歟、是歳蓮乗五十四歳。作法次第第六〇二條に蓮乗五十三歳唐帽子御免廿九あり。

三七日の曉御脈を自（胃ノ氣）とらせたまひて、ちがふところありと仰せられて、藤左衛門を（衣 裝）めされてとらせられけり。いのきの御脈わろきよし申上候。

三七日御影様へ御いとまごひに御参りあり度とて、御行水をめされ、御いしやうを御あらためありて、御（輿）のりものにて御堂の南より阿彌陀堂へ御参りあるとて、花の本に御こしをたて、まづ花を御ながめありて御（機 嫌）きげんなり。阿彌陀堂より御庭へ御下向ありて、御影堂の面より御参りあり。御輿ともに上壇へ御参りありて仰に、極樂へ参る御いとまごひにて候、必ず極樂にて御目にかゝり申すべく候、とたからかに御申の事にて、諸萬人なみだをながしけり。粟三、連九、粟（三〇、三二）

\*一期記に追記して「田輿のかきては丹後法眼于時法橋 蓮應 同弟上野介于時源四 郎頼隆 其外傍輩かはるく、かき申す。兄弟中老若こもに御供申侍りけり」あり。

三同九日に御座を御うへより御亭へ御出ありて、仰に、九日（行カ）の日 法敬坊と空善かゝ

の了珍をめされて、久しきなじみなれば、さぞわが御身のすがたみたかるらん、と仰にて、（殿）（また）法敬坊空善御しん所の御そばに祇候申て、何事もかたり候へ、又わが御（聲）こえをもうけたまはり候へ、と仰候き。又空善くれ候うぐひすのこえになぐさみたり。このうぐひすは法ほきよとなく也。されば鳥類だにも法をきけとなくに、まして人間にて聖人の御弟子也、法をきかてはあさましきぞ、と仰せられて、慶聞坊なにぞをよみてきかせよ、と仰あり。畏て御文をとりて、御堂御建立の御文を次第に三通あそばしければ、あら殊勝やく、と御定ありけり。しかれば兩人御そばに九日より廿四日まで祇候申候き。粟三、連九、期（三三、三四）

三同九日に、御臨終めさるべき御枕一間のをし板に開山聖人（御影）かけまいらせ、頭北面西に御臥したまひけり。粟三、連九、期（三五）

三このあひだめされたる御馬を御覽ぜられたきと仰候間、四間のうちの御たみ二（帖）でうあげさせられて、御馬を御臥（床）の御そばへひきたて申に、この御馬前えだをすこしのぼし、なみだをながし、かしらをいたまでさげたり。尾をもすこしもふらずたてり。や、御覽じてひきかへせば、いかにもしづかに御縁の板をもふみてかへりけり。粟三、連九、期（三六）



御馬とつき御馬のあとに居て、よくくみ申て候也。御馬は(尉)ぜうくり毛にて候き。  
栗三六、連四、期三五

三十七日の曉に四反がへし御念佛、御調聲は(實如)上様、和讃三首、御子兄弟様みな同音に御申あり。  
栗三七、連五、期二七

三十八日の仰に、かまへて我なきあとに御兄弟たち中よかれ。たゞし一念の信心(諸本)に一味ならば、中もよくて、聖人の御流義もたつべし、とくれぐ御掟ありけり。  
栗三八、連六、期三八

三十九日より御脈少し御なをり候、とくすし申也。  
栗三九、連七、期三八

四十日より御をもゆ御薬もいな、と仰ごとにてまいらず候、たゞ御念佛ばかり。  
栗四〇、連八、期三九

四十一日より御開山聖人の御相好にて御座候、と御兄弟御誕にて、法敬坊も空善も参り拜申せ、と仰候て、拜申候也。  
栗四一、連九、期四〇

四十二日には御脈も御座なく候間、はや御往生と皆々申候處に、又八時ばかりより御脈御なをり候。不思議とみなく仰られ候き。  
栗四二、連一〇、期四一

四十三日あかつきには御往生の御時分なり、法敬坊空善もそと御そばへ参り候へ。  
栗四三、連一一、期四二

と御誕候あひだ、右の御手を法敬坊すこしかへ申ていたゞき申、空善は兩方の御足ををかへいたゞき申たる事にて、心もおくれ目くれ候き。  
栗四四、連一二、期四三

四十五日午の正中に御往生、いかにも御しづかに御ねふり候ごとくに御臨終候き。  
栗四五、連一三、期四四

四十六日御往生の後御堂へ入申て、聖人の御前にて人にも見せよ、と御遺言に仰候き。廿五日の晩景に數萬人をかみたてまつる。  
栗四六、連一四、期四五

一期記には「二十六日朝御堂へ御遺言にて出し奉る。(中略)常の御出立にて御衣御袈裟めされ木念珠にて助老をつかせ給て曲祿にめさせ奉て、丹後兄弟慶聞坊以下かき出し奉て、開山聖人の御右南の方に並をき奉る」  
栗四七、連一五、期四六

四十七日來月二日と申ふれて、俄に三月廿六日の日中に御座候き。  
栗四八、連一六、期四七

蠟燭は、廿四挺みちの(兩)雨方に立候。又火屋の四ツの角に四挺、卓のむかひ扉の脇に二挺。奉行は空善也。  
栗四九、連一七、期四八

花は紙、けそくは十二合、提灯はあとさき四、花瓶香爐みなく下間儻の十二三人々に持給る也。  
御往生記

御供の女房衆、御輿十四丁、御こしのさき(左)に左。



上様は御輿のさき、同御一家衆三十五人計歟。

御勤の御人数(警固)けいこの衆十五人計歟。

御輿は御堂の内にて上様(波)松岡寺蓮綱彼佐谷殿様御かたを御入候。

御輿のまはりには下間儻、また御庭より御輿に参る衆は慶善ヤマト祐專トシタ淨了トシタ正專トシタ賢誓

慶善、つぎには國々の坊主衆。

ひやのたい松の火は、さきあと(下間頼玄)丹後殿と(下間光宗)駿河殿と也。御勤の調聲は慶聞坊、御焼香は

上様。

無始流轉の苦をすて、南無阿彌陀佛の廻向の、如來大悲の恩徳は、と此三首なり。

御勤の後焼香は上様御兄弟衆御一家衆まで也。

御勤の御人数、上々様御一家衆御堂衆、其外慶聞坊法敬坊空善本遇寺福田寺正乘

越中、いづれもみなもつけ衣きぬ袈裟也。

御拾骨の時は御輿たゞ五丁也。蠟燭七丁也。

御拾骨の事は(百人)本福寺記一夜御番を二見ばかりにて申候處に、御上様御取骨めされ候て後、

人々火屋へ入候て取候間、(御往生記)はいをも土をもほりとり候て、國々へ歸候也。諸本闕

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

七ヶ日の間は如此候。粟四、連二〇五、期(三三)

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。七ヶ日の間は如此候。粟四、連二〇五、期(三三)

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。

二見(尺)ばかりのが御堂の上に七日中ふり申候て、目を驚ろかし、大坂殿にもふり候。



### 附録 兄弟中申定條々

部屋本泉寺所藏の『遺徳記』寫本の奥に合綴して左の一篇ありて、表題なし。空善記第四百九條に記す所の「堅く御兄弟様御談合をはりて作らるゝものに當る歟。龍谷大學にも『蓮如上人御遺言』と題する一書あり。内容異ならず。附録として左に掲ぐ。

蓮如上人御遺言の旨をもて、兄弟中佛法世間に毎事同心に京田舎ともに可申談の由、既に御前にをひて御返事申上候上者、聊不可有違背候。萬一向後に(自今已)龍本をひて御内人等中事申族有之者、不依仁體見出急訴訟可申候。其時堅可有御糺明候。自今已後にをひては、をのく先非をあらためて、老少男女ともに佛法にこゝろをいれて、この時よりいよく安心決定せしめて、あひたがひに談合肝要の事。

#### 可停止條々之事

- 一。本尊並御影等の事、わたくしとして安置申べからず、又は書申べからざる事。
- 一。過分の振舞過分の衣装等可停止事。
- 一。毎月廿八日同廿五日御時の次第、廿八日者六菜二汁、廿五日は五菜二汁也。此條龍本に闕
- 一。於御兄弟中京田舎年始御禮停止之事。

一。御一族中得度之時、御禮者御住持計可申候。各々者停止。同、女性、出家之時も同前。

- 一。自御門徒中志(齋)龍本御時之次第代物次第に可用意事。
- 一。直參並門徒中互に引取次第堅可停止事。
- 一。於御門徒中陰並佛事又は聊志の時連經停止之事。
- 一。付佛事爲子月忌、特に於幼少者年忌も、不可然事。
- 一。御一家中並御門徒中へ舉狀停止之事。
- 一。自御門徒中御飯可申次第、五菜二汁次は可爲三菜事。
- 一。御留守之事、公私共に停止之事。
- 一。太刀刀、金作停止之事。
- 一。萬持道具以下過分に用意可停止事。
- 一。御一家中御京上之時御樽被爲參候事公私共に可停止事。
- 一。御一門中御上洛之時私御土産堅停止之事。同於田舎も相互に其御心得可被成事。



一。就所緣之儀、衣裝持具足等奔走不可然、公私共に堅可停止事。  
 一。御産之時御太刀並御禮（毎度者無益也。但可有捨敷。然者脇々田舎は堅可停止事）龍本以下無益之用意共堅可停止、但脇々田舎之事。  
 一。髮置帶直眉金等之時別而祝を奔走不可然。以後者有用捨可停止事。（いづれに）龍本何脇々田舎者無益也。

一。屋作自今已後者不可結構事。

一。一切錢勝負堅可停止事。

一。（九月九日祝並）龍本秋あわせ停止之事、依時依人可有用意歟。然共脇々田舎者無益也。

一。煤はきの祝停止。是は脇々田舎之事。

一。年始之御祝者餅一種可然。是も脇々又は田舎之覺悟也。

一。五月五日に帷以下時を定て用意不可然、但依人少々可有用意歟。惣ては可停止事。

一。正月節之事、丹後御申之事は無餘儀、其も如前々大儀奔走者無益歟。暮々於私近代號嘉例參會之儀返々不可然、自此時可有停止者也。但不時之參會者不苦歟。然者三菜可然、いづれに於結構之儀者自他可停止事。

一。五節供並朔日名月猪子等可停止事。但依所可有捨、總別者脇々田舎者無益也。

一。御勘氣之仁體以他人御訛言申事前々有之、言語道斷之次第也、尤於一流之儀背御法者也。所詮於已後者堅可停止事。

一。座配之事、坊主達之上に、又若黨之分として座上。（なむろ事近年）龍本猥次第也。以後者堅可停止事。

一。他人を養子（猶）龍本にする事一家之疵也。自今已後者各成其心得、公私共如此次第堅可停止事。

一。於一流中者爲病人、加持（禱）龍本祈念等不可有次第也。堅可停止事。

一。兄弟中京上之時御禮物次第、御住持百疋、其外者五十疋三十疋二十疋、此上者過分之儀者可停止事。並於田舎者強て五十疋三十疋二十疋之間可然、殊に其も隨分齊可振舞事。

一。女房不調並犯他妻事堅可停止事。（方）龍本

一。上として無御免許事を、私として猥世間のごとくほしるまゝに、聊のちがひ



もあれば、たやすく當時自妻を離別することこれあり、あさましく。これしかしながら一向榮耀のあまり歟。所詮向後にをいては堅可停止事。

一。公方に召使はれ候御女房衆(殊は御乳人)龍本を毎々をかし申仁體これあり。言語(道斷)龍本の及ざる狼藉

なり。剩へ女房に申うくる事、一段の緩怠なり。如此の條々於已後者堅可停止事。

一。國々坊主衆之就宿々(可爲)龍本御申之儀、御出之時、御飯之用意之次第者、御内人計り、其外者達可有停止事。就夫無茶之體可然事。

一。於一流中佛法を面(オヤ)とすべき事、勿論也。雖然、世間に順じて王法をまもる事は、佛法を立て(られ)龍本んがためなり。而に佛法をば次にして王法を本意と心得事當時是多し。尤不可然次第也。

一。坊主相違之時、門徒として道場を退出させ、剩へ在所を追放し、地頭領主へ付、既に生涯に及べき造意、これ又以外の誤邪見の次第也。堅可停止事。

一。一流法義にをひて一心決定の上には、いかやうの悪事をも思のまゝに振舞とも不苦由、當時申沙汰する事これ多し、以外の誤なり、尤一宗の瑕瑾、且は誹謗を招く基なり。自今已後堅此等之趣可停止事。

一。上へ就可被申入儀、丹後並爲御内人、毎々兄弟中又は門徒衆自然之越度有之者、不糺明實否、速被入御耳事、前々在之、不可然各雖存、于今所勸忍也(堪)龍本。自今以後者、子細を兩方共被聞分、涯分可有教訓、尙以無承引者、其時自他被致談合、可有披露。如前々聊爾之申事、自此時堅可有停止者也。

一。蓮如上人御存生之時既每事被得御意、兄弟中申合事、爲私及是非題目、前々有之、言語道斷之次第也、如此之儀自他不快之基也。所詮於以後者、丹後同御内人被

成其心得、就佛法世間聊爾壁訴訟申沙汰尤不可然。雖然有存分之旨者、急可被申上、被聞召分、京田舎有御談合、可有御批判候。暮々雖爲兄弟中一味、御内人被申事者、必於已後も可有不快由、堅御懇三月九日於八時、慥に對兄弟中所

有御遺言、歷然也。若萬一於相背者、永盡冥加可蒙御罰者也(此旨)龍本。

右條々、任御遺言之旨、兄弟中有談合、被申定上者、於末代子々孫々不可有違背。

若此趣無承引之仁躰有之者、幾重自他可預御指南、所頼存也(憑)龍本。就其者丹後一類御内人、同於御門徒中、可相守此旨者也。仍所定如件。

明應八年己未四月廿五日



實 如

蓮 綱

蓮 誓

蓮 淳

蓮 悟

蓮 應

\*顯誓師『今古獨語』に云く「就中明應八年三月九日蓮如上人御病中賢息五人の御兄弟に對し被仰のたまはく、御在世の間におきて開山聖人の御法流たておほせられ畢ぬ。この趣きかたく末代に至るまであひまもりたまふべし、第一兄弟の中より眞俗ともに仰せあはせらるべきむね、ねんごろに命じまし、ければ、實如上人並に蓮綱蓮誓連淳蓮悟一同に御請をなされ侍りぬ。その時御手を合せられ、いよく御一流の儀繁昌あるべし、この仰なりき」。

蓮 淳 記



一。『蓮如上人御若年ノ砌ノ事』は、實悟師の奥書によるに、作者未詳の舊記を蓮淳師が添削せられたもの、と思はる。通計十箇條なり。

一。大谷大學本、粟津氏本、願得寺本を以て校合したが、三本にも大差なし。

一。對照の爲各條の下に舊記を注記した。舊記は連署記本と蓮如上人御自言本で校合した。

## 蓮如上人御若年ノ砌ノ事

蓮如上人御代之時之事 去る御方御物語 少々書記之候 (御自言)

條々

一蓮如上人は御若年の折は御方様御繼母の儀によりて殊の外に御迷惑の御事にて侍りし。存如上人は御内衆も唯五人めしつかはれ候。蓮如上人御方様と申たる時は、一人も召つかはるべきやうもなくて、存如上人の御小者に竹若と申者を、一年に五十疋とらすべし。つかはれよ。と御約束さふらひて、時々召つかひさふらひつるが、三十疋とも下されさふらふ事なりかね申。漸々ヨウ十疋二十疋づゝ下されける、と申さふらふ。この竹若心得の者にてさふらひき。

一蓮如上人御若年の時は、御繼母ミ申、旁以て御迷惑に御座候。存如上人は御内衆五人召使候。蓮如上人は一人も召使かねられ候。存如上人御小者に竹若ミ申者をこま、御雇候て召仕候。一年に鳥目五十疋ミらすべき、つかはれよ、ミ仰られ候へミも、年中に五十疋を三十疋ミも御出かねられ候、やうミ、拾疋ミ下され候ミ承候。 蓮三、言七

ニめし物もシカク然々と侍らで、御布子又は紙子をめされさふらひき。粉コ含をめされさふら



ひて、白き物の分にてさふらひし。白御小袖にこれをめされ候。又其後は白御小袖ひとつ御座候つれども、しけ絹にて御座さふらひき。紙にて裏をさせられ、御袖口ばかりを絹にてすこしさせられて、めされさふらひき。此比は誰か加様にさふらふべきや、我人過分の仕立に成り申こと、御用の程有難き事にてさふらふは、如何々々。

さてくめしものには布子紙子をめされ候。絹の類とてはこれなく候。白御小袖にはこぶくめ一ッもたせられ候。 連三言七

三きこしめし物も散々の御仕立にてさふらひしとなり。供御の御汗は御一人の分あなたより参せられさふらふを、水を入れてのべさせられ、御三人みなくきこしめしたる、と申候。

四御子達はみなく里へ養ヤシナヒにあなたこなたへ有付参せられ候。願如ばかり御傍に置き参せられ侍る。若松本泉寺蓮乗は南禪寺にて喝食カチンキ、蓮綱松岡寺は華開院にて御出家にてまします。山田光教寺蓮誓も同寺に喝食に御成さふらふ。本泉寺蓮悟と西向とは丹波へ人の養ひまひり候。其外は吉田の攝受庵(見玉房、壽尊尼)仰に女房衆は比丘尼になし申されさふらふ事にて候。

其時の御子達はみなく里養ひに御入候。御傍に御座候は願成就院殿ばかりにて御座候。其外は蓮乗は南

禪寺の喝食、北林坊は化界院、若松殿は丹波邊へ御下候。いまくの人たれかこれほごにかなしき人候や。 連三言七

五近江の金森の道西と申せし人は後には從善と申候。此人細々大谷殿へまひられ、佛法者にてさふらひつるが、或る時存如上人の御前にこの從善(祇候)伺公せられ侍る時、蓮如上人御招さふらひて召寄られ、御物語どもさふらひつる。從善有難く存ぜられ、常に金森へ御方様を申入られ、聽聞さふらひつるに、在所の人々もおどろかれ、佛法も此時より彌ひろまり申さふらひき。其時おさなき人々多くあつまり居られさふらふ中に一人、蓮如上人あれは誰ぞと御尋さふらひつるに、從善申されさふらふは、私が甥にてさふらふ、と申上られさふらへば、利根相の者ぞ、我にくれよかし、と御意さふらひしに、頓ヤガて進上申され候。召連られ大谷殿へ御歸寺なされさふらひて、召つかはれさふらひつるが、慶聞坊龍玄にてさふらふ。

二金が森道西に申せし人後には善\*に申候し。大谷殿へ参られ候ごき、存如上人の御前に伺公候を、かけより蓮如上人御招候て召よせられ、この凡夫のほごけになることを御懇に御物語候。道西承り、ありがたく存、年に二度三度も江州金森へ申入まひらせられ候てより、少々佛法ひらき申候。ある時金森へ御出の時、おさなひ人々多くくるひ居られ候。其中に一人のおさなひ人を蓮如上人あれは誰ぞに御尋なされ候。道西申され



候は、私が甥にて候ミ申上られ候へば、利根さうなる者にて候、我にくれよ、ミ仰られ候へば、ありがたく存候さて、<sup>ヤガ</sup>聽て進上申され候。しかれば、今のおさなき人をめしつれられ、大谷殿へ御歸ありて、召仕候。慶聞坊これなり。連、言三、<sup>善</sup>、連署記「善從」に作る、實悟師は常に「從善」ミ記す、相違あり。

龍玄物語さふらひつるは、其比は御膳などは一日に一度まひりさふらふ時もさふらふ。又一向にきこしめすやうもなく、まひらぬ事もさふらひつる。龍玄京へ出で、油などは料簡さふらふ。又なき時は黒木を御焼候て、聖教などを御覽ぜられ候。又月夜の比は月の光にて御覽ぜられけるとさふらひつる。

其時は御膳一日に一度まひり候、また一向にきこしめされ候物なき日も御入候つるミ承り候。慶聞坊京へ出られ油なご少づ、調法候。又油一向に御入なく候へば、<sup>(大原より京へいづる)舟橋本</sup>京の黒木を召て御たき候て、聖教を御覽ぜられ候。又月夜なごにも聖教をあそばし候。連、言三

教行信證又は六要鈔等常に御覽ぜられ、又安心決定鈔は三部まで御覽じやぶらせられたる事候やうに、聖教等御覽ぜられ、存如上人へも法流の一儀、懇に尋參せられける、と見へ申ける。御相承の儀あきらかに御座さふらひつる、と見へ申さふらひき。存如上人御往生以後彌御勸化ひろまり申候。蓮如上人は十五の御年より是非とも聖人の法流おほせたてられさふらふべきと思召さふらひつる、と常に御意さふらひ

し御念力通じ申さふらひて、御繁昌さふらふ。

其後遠國へ御修行なされさふらふ。越前の吉崎の御坊にて彌佛法ひろまり申さふらひて、御文を御つくりられさふらふ事は、安藝法眼申さふらひて御つくりさふらひて、各有難く存さふらふ。かるくと愚癡の者のはやく心得まひらせさふらふやうに、千の物を百に選び百の物を十に擇ばれ十の物を一に、早く聞分け申様にと思召され、御文をあそばしあらはされて、凡夫の速に佛道なる事を仰立られたる事にてさふらふ。開山聖人の御勸化今一天四海にひろまり申事は、蓮如上人の御念力によりたる事候也。

其時教行信證六要鈔表紙の破れ候ほご御覽候て、其後御文を御作候。これ千の物を百にゑり百の物を十にゑり十の物を一にゑりすぐりて、凡夫直入の金言を撰み、いかなる者も聞得、やがて信をうるやうにあそばし候。これ用が中の用にて候。加様に金カ森へ御出ありて、佛法の一理仰立られ、法流ひろまり候。連、言三

六 佛法弘り候に付て、山門より一亂出來て、大谷殿はやぶれ、江州金森へ御下向の事さふらふ。其後山門衆又聞分られ、十六谷衆以連判被申事さふらひて、則大谷殿へ御還住さふらひし。其時<sup>(後カ)</sup>大津に御座さふらひて、山科へ御移さふらふ時、本寺山科へ御



移さふらはゞ、大津の在所もおとろふべきとて、山科へは遣り申間敷とて、三井寺大津寺家の衆さへ申されさふらふによりて、大津も本寺と等き事たるべき由にて、開山聖人の等身の御影をか、せられ、すえ申されさふらひて、山科へ御移にて候。

三佛法ひろまり申候に付て、山よりも一亂出來、其時御開山御影様大津へ御座候。其後北國へ御下向候て、吉崎殿御建立候てよりいよく佛法弘り、諸國渴仰申候て、參詣申され候。其後安藝法眼が悪行によりて御上洛ありて、出口殿へ御出候て、其後山科殿御建立候。 連、言三

蓮如上人は十五歳より是非ともに開山聖人の御法流の儀可被仰立と思召たれ、既に御存分の如く六十餘州に御門流ひろまりたる事を御満足の由、蓮如上人御自語(證カ)ありての御ことばに、今各心易く佛法を聽聞する事もこの法師がわざよ、と被仰事にて候。我一人冥加にかなふによりて、皆々安穩に在ぞ、と被仰。如何程の御苦勞ありてか、加様に一宗繁昌し、兄弟中心易くある事ぞよ。末々の弟どもにも此趣能々可申聞事肝要なり。少しも冥加を忘れては、忽に可蒙御罰事也。

蓮如上人常に仰られ候は、是非も聖人の佛法を申立んと思召候御こと、十五の御年よりかくのごとく御念力一筋にて、今は心易く各々佛法聽聞のこゝにて候、これはこの法師がわざよ、と仰られ候。われ一人冥加

にかなふより、みなく安穩に居るぞ、と仰られ候。いかほごの御苦勞ありてかやうに御一宗をば仰立られ候こゝにて候。足ひつしきて(別敷)寒くも冷くもなく、聖人の御用にて利運に御文を承りて、あるべきやうに存候はんこゝは、冥加につき候ゆへにて候。 連、言四

蓮如上人山科にて南殿へ御隱居の時、御内の仁五人也、是存如上人の御時の例也。昔の御迷惑に御座ありつることを御忘有間敷、との被仰事にてさふらふ。然ば圓如も新造にも唯五人被召遣候、先例にて候。

四蓮如上人御隱居の時は、人を五人召仕はれ候こゝ、存如上人の御例にて候。昔の御迷惑なる御事を御忘あるまじき、と仰られ候。 連、言五

\*仰條々「下間五郎左衛門尉後には駿河入道と稱すを始こし只五人」を修補す。  
蓮如上人古關東御修行の時節御草鞋くいの御足の跡を折々取出させられたまひ、各兄弟中へ見せられ、我は加様に辛勞して佛法に身命をすて、苦勞をしたる事也。能々心得て冥加を存すべき、とぞ被仰侍りし也。

五折々御足を御取出候て、御わらづのあこくひ入申をみなく、に御みせ候。我はかやうに辛勞をして佛法を立て候。門徒のために我は身を一ッ捨たるぞ、と仰られ候こゝにて候。 連、言五

蓮如上人御病中に御口の内を御煩さふらひつる事候て、あゝと被仰事さふらひつ



る程に、御口の内の煩に加様に御座さふらふかと存さふらへば、被仰さふらひしは、各信のなき事を思へば、身をきりさくやうに悲しきよ、と被仰し御事にてさふらひき。哀々一人なりとも信をとりたると聞きたらば、老の皺をのべん、とぞ被仰侍し事なり。有難き仰どもさふらふ。各驚き被申し事にてさふらふ。

六蓮如上人御違例のうちに御口中を煩候ひて、あゝ、こ仰られ候。みなノの覺悟には、御口中の煩ゆへかやうに仰られ候、こ存候ころに、皆々の信のなきこを思へば、身をきりさくやうに悲き、こ仰られ候。あはれく一人なりこも信をこりたるこ聞て、老のしわをのべ候はん、こ仰られ候。ありがたき事なり。蓮、言天

右此一巻は山科殿にて寫申たる書にて候。但誰人の書とも覺不申候。光應寺蓮淳にて候歟と存候。慥なる事は覺不申候。努々不可有外見者也。

實 悟

此一巻は如此調さふらひて、大坂殿の大藏卿御局へ進じたる事也。龍玄に被尋さふらひて、蓮淳の書と見へ申候。

天正三年八月四日

實 悟 舊 記



一。實悟尊老が享祿四年前に編集せられしものにて、其表題は現存の寫本より推して、蓮如上人御自言とありしか、或は蓮如上人一語記とありしか、詳ならず、假りに實悟舊記と名く。通計二百五十二箇條あり。

一。御一代記聞書(假名聖教本第六十九條以下が此書に當る。仰條々連々聞書及び御一期記には此書の抜粹を含む。又蓮如上人御物語次第四十三箇條も此書中にあり。

一。以上諸本を以て校合す、略稱左の如し。

蓮如上人一語記記、御一代記聞書三本假法坊御自言言、御物語次第語、仰條々連々聞書仰、御一期記期。

一。蓮如上人仰られ候、本尊は掛やぶれ聖教は讀やぶれ、と對句に仰られ候。記一、假七、法五、坊四、言三、仰一

二。他流には、名號よりは繪像、繪像よりは木像、といふなり。當流には、木像よりは繪像、繪像よりは名號、といふなり。記三、假七、法五、坊五、言三、仰三

三。御本寺北殿(野村御坊)仰にて法敬坊に對し蓮如上人仰られ候。われは何事も當機をかゞみおぼしめし、十あるものを一にするやうにかろくとして、理のやがて叶様に御沙汰候。これを人がかんがへぬ、と仰られ候。御文等をも近年は御詞すくなにあそばされ候。今は物を聞うちにも退屈し物を聞おとす間、肝要の事をやがて知候やうにあそばされ候由仰られ候。記三、假七、法五、坊五、言三、仰三

四。法印兼縁(本泉寺蓮悟)仰幼少の時、二僕フタタカにてあまた小名號を申入候とき、信心\*をやるぞく、と仰られ候。信心\*\*の體名號にて候仰いま思合候、との義に候。記四、假七、法七、坊九、言三、仰四

五。蓮如上人仰られ候、堺の日向屋は卅萬貫持たれども、死にたるが、佛にはなり候まじ。大和の了妙は惟一(着)をもきかね候へども、此度佛になるべきよ、と仰られ候由に候。記五、假七、法七、坊六、言三



蓮如上人へ久寶寺の法性申され候。一念に後生御助候へ。と彌陀を頼奉候ばかりにて、往生一定と存候。かやうにて御入候か。と申され候へば、或人(脇)わきより、それはいつもの事にて候。別の事不審なる事など申され候はて。と申され候へば、蓮如上人仰られ候。それぞとよわろきとは。めづらしき事をき、たく思ひ知たく思なり、信の上にてはいくたびも心中のおもむきかやうに申さるべきことなるよし、仰られ候。

記六、假六、法七、坊六、言三

蓮如上人仰られ候。一向に不信の由申候人はよく候。詞ことばにては安心の通申候て、口には同じごとくにて、まぎれてむなしくなる(地獄に墮し)べき事を、かなしく思召候よし、仰られ候。

記七、假七、法七、坊六、言三、語三、期三

聖人の御一流は阿彌陀如來の御掟(流記言)なり。されば御文には阿彌陀如來の仰られけるやうは、とあそばされ候。

記八、假七、法七、坊六、言三

蓮如上人法敬に對せられ仰せられ候。いまこの彌陀をたのめといふことを御教へ候人をしりたるか。と仰られ候。願誓(法敬坊)存ぜずと申され候。今御をしへ候人をいふべし。鍛冶番匠なども物ををしふるに物を出すものなり。一大事のことなり。何ぞ物を

をまいらせよ。いふべき。と仰られ候。その時願誓、なか／＼、なになりとも進上いたすべき。と申され候。蓮如上人仰られ候。このことを御をしへ候人は、阿彌陀如來にて候。阿彌陀如來の我をたのめとの御教にて候由、仰られ候。

記九、假七、法七、坊六、言三

法敬坊蓮如上人へ申され候。あそばされ候御名號やけ申候が、六體の佛に御なり候。不思議なる御事。と申され候へば、前々住上人その時仰られ候。それは不思議にてもなきなり。佛の佛に御成候は不思議にてもなく候。悪凡夫の彌陀をたのむ一念にて佛になるこそ不思議よ。と仰られ候。

記一〇、假七、法七、坊六、言三、語三、第四四三條參照

二朝夕は如來聖人の御用にて候間、冥加のかたを深く存すべき由、おり／＼前々住上人仰られ候。

記二、假七、法七、坊六、言三、語三、期三

三前々住上人仰られ候。噉かみとはしるとも吞くみとはしらすな。といふことがあるぞ。妻子を帶し魚鳥を服し罪障の身なりといひて、さのみ思のまゝにはあるまじき由仰られ候。

記三、假七、法七、坊六、言三、語三、期三

三佛法には無我と仰られ候。我と思ふことはいさ、かもあるまじきことなり。我はわろしと思人なし。これ聖人の御罰なり。と御詞候。他力の御すゝめにて候。ゆめ



く我といふことはあるまじく候。無我といふこと前住上人もたびく仰られ候。

前住上人、一期記「前住存如上人」に、御自言「存如上人」に作る。一語記は「前々住上人」に作る。

日比しれるところを善知識にあひてとへば得分あるなり。しれるところを問へば得分ある、といへるが殊勝のことばなり、と蓮如上人仰られ候。しらざるところをとほ、いかほど殊勝なることあるべきぞ、と仰事にて候由候。

記四、假六、法八、坊六、言六

聽聞を申も、大略わが爲とは思はず、やゝもすれば法文の一ツをもき、おぼへて、人に賣り心ある、との仰事にて候。

記五、假三、法八、坊九、言

一心にたのみ奉る機は如來のよくしろしめすなり。彌陀のたゞしろしめすやうに心中をもつべし。冥慮をおそろしく存すべきことにて候、との義に候。

記六、假八、法八、坊七、言一

冥慮、御自言「冥見」に、御一代記諸本「冥加」に作る。今は一語記による。

前住上人仰られ候、前より御相續の義は別義なきなり、たゞ彌陀をたのむ一念の義より外は別義なく候、これよりほか御存知なく候、いかやうの御誓言もあるべきよし、仰られ候。

記七、假六、法八、坊七、言七、語五、仰五、期三

前住上人、一語記法要本による、一期記は「前住存如上人」に、御自言「實如上人」に作る。假名本坊本御物語



次第は「前々住上人」に作る。一期記御物語次第「前より」に作り、仰條々御自言は「蓮如上人より」に、一語記

法要本は「前々住より」に、假名本坊本は「前々より」に作る。

同仰られ候、凡夫往生は、唯たのむ一念にて佛にならぬことあらば、いかなる御誓言をも仰らるべき、證據は南無阿彌陀佛なり。十方の諸佛證人にて候。

記八、假六、法八、坊七、言七

蓮如上人仰られ候、同行寄合候ときは、たがひに物をいへく、と仰られ候。物を申さぬ者はおそろしき、と仰られ候。信不信ともに物をいへ、と仰られ候。物を申せば、心中もきこへ又人にもなをさるゝなり。唯物を申せ、と仰られ候。

記九、假七、法八、坊七、言七、語三、期四

同行以下十二字一語記及御一代記諸本になし。信不信以下十五字御物語次第になし。

蓮如上人仰られ候、つとめの事、ふしはかせも知らでよくすると思ふなり。勤のふしわろきよしを仰られ、慶聞坊をいつもとりつめ仰られつるよしに候。それに付て蓮如上人仰られ候、一向にわろき人はちがひなどといふ事もなし、たゞわろきまでなり、わろしとも仰事もなきなり。法義をも心にかげちと心得もある上のちがひが、事の外の違なり、と仰られ候由に候。

記四、假六、法八、坊七、言七、語三、期六

つとめの事「御自言による、仰條々は「佛法はつとめにて知れ」、假名本坊本「佛法はつとめてよ」、法要本「佛



法はつごめの<sup>(籠)</sup>に作る。

三人の心得のとをり申されけるに、わが心はたゞかごに水をいれ候やうに、佛法の御座敷にてはありがたくもたうとくも存候が、やがてもとの心中にまかりなり候、と申され候所に、前々住上人仰られ候、そのかごを水につけよ、我身をば法にひて、をくべきよし、仰られ候。

記三、假令、法六、坊七、言四

三萬事信なきによりてわろきなり。善知識のわろきと仰らるゝは、信のなきことを<sup>(曲)</sup>くせ事と仰られ候ことに候。

記三、假令、法六、坊七、言三、期三

三聖教を拜見申も、うか〜とおがみ申は、その詮なし。蓮如上人は、たゞ聖教をばくれ〜と仰られ候。又百返これをみれば義理おのづからうる、と申事もあれば、こゝろをとゞむべきことなり。聖教は句面のごとくこゝろうべし、その上にて師傳口業<sup>(傳言)</sup>はあるなり、まわして私にして會釋すること、しかるべからざる事なりと云々。

記三、假令、法六、坊七、言三

前々住上人仰られ候、他力信心〜とみればあやまりなきよし、仰られ候。

記三、假令、法六、坊七、言三

三我ばかりと思ひ獨覺心なること、あさましきことなり。信あらば、佛の御慈悲をう

けとり申うへは、わればかりと思ひ候。觸光柔軟の願候ときは、心もやはらぐべきことなり。されば縁覺は獨覺のさとりなるが故に、佛にならざるなり。

記二、假令、法六、坊七、言三

三一句一言も申ものは、我と思ふて物を申なり。信の上は、われはわろしと思ひ、又報謝と思ひ、ありがたさのあまりを人にも申ことなるべし。

記三、假令、法六、坊七、言三

三信もなくて人に信をとられよ〜と申は、わが物ももたずして、人に物をとらすべき、といふ心なり。人承引あるべからず、と前住上人願誓申されしとて仰られ候き。自信教人信と候時は、まづわが信心を決定して人にも教申さば、佛恩になるとのことに候。自身の安心決定して人にも教申は、則大悲傳普化の道理なるよし、同仰られ候。

記三、假令、法六、坊七、言三

三蓮如上人仰られ候、聖教よみの聖教よまずあり、聖教よまずの聖教よみあり。一文字もしらねども、人に聖教をよませ聽聞させて信をとらすは、聖教よまずの聖教よみなり。聖教をばよめども、眞實<sup>\*</sup>によみもせず法義もなきは、聖教よみの聖教よまずなり、と仰られ候。自信<sup>\*\*</sup>が教人信の道理なり、と仰られ候事に候。

記三、假令、法六、坊七、言三



「眞實によみもせず」御自言「眞實に」三字なし、一語記「よろこびもせず」に作る。御一代記諸本「自信」以下を「自信教人信の道理也」仰られ候事に作り、次條の標目とするもの、如し。

元聖教よみの佛法を申たてたることはなく候。尼入道のたぐひのたうとやありがたやと申され候、をきゝては人が信をとる、と前々住上人仰られ候由に候。何もしらねども佛の加備力のゆへに、尼入道などのよろこばるゝをきゝては、人が信をとるなり。聖教をよめども名聞がさきにたちて心に佛法なきゆへに、人の信用なきなり。

記六、假六、法五、坊六、言三〇

言蓮如上人仰られ候、當流には惣躰世間機(別)假坊わろし、佛法の上より何事もあひはたらくべきことなる由、仰られ候。

記元、假七、法六、坊三、言一、語三、期三

三同仰られ候、世間にて時宜しかるべきよき人なりとも、信なくは、心をくべきなり、便にもならぬなり。假令かた目つぶれ腰をひき候やうなるものなりとも、信心あらん人をばたのもしく思べきなり、と仰られ候。

記三、假六、法五、坊四、言三、語七、期三

三君を思ふは我を思なり、善知識の仰にしたがひ信をとれば、極樂へまひるものなり。

記三、假九、法六、坊八、言三

三久遠劫より久き佛は阿彌陀佛なり。かりに果後の方便によりて誓願を儲たまふことなり。願力不思議のあらはれも南無阿彌陀佛、凡夫往生の證據も南無阿彌陀佛なり。

記三、假〇〇、法九、坊六、言七

「願力」以下御一代記諸本になし、一語記によりて加ふ、御自言龍谷本には此文次條の終にあり、御自言粟津本には次條の始にあり。

言前々住上人仰られ候、彌陀をたのめる人は南無阿彌陀佛に身をばまるめたることなり、と仰られ候、と云々。いよく冥加を存すべき由に候。

記三、假〇一、法〇〇、坊七、言四(六)

孟丹後法眼應蓮衣裝と、のへられ前々住上人の御前に祇候さふらひし時、仰られ候、衣の襟を御たゝきありて、南無阿彌陀佛よ、と仰られ候。又前住上人は御疊をたゝかれ、南無阿彌陀佛にもたれたる由、仰られ候き。南無阿彌陀佛に身をばまるめたる、と仰られ候と符合申候。

記四、假〇二、法一〇一、坊八、言七

言前々住上人仰られ候、佛法の上には、毎事に付きそらおそろしき事と存ずべく候、たゞ方に付て油斷油斷あるまじき事と存候へ、の由仰られ候と云々。

記三、假〇三、法一〇二、坊九、言二六、語六、期三

「油斷」二字御一代記諸本を除き餘本にみななし。

言同仰に、佛法には明日と申ことあるまじく候、佛法のことはいそげく、と仰られ



候。今日の日はあるまじきと思へ。とも仰られ候。なにごともかきいそぎ物を御沙汰候由に候。ながたれたることを御きらひ候由候。佛法の上にては、明日のことを今日するやうにいそぎたること、賞翫候。

諸本此條前半を前條に附す、御自言は二條に分つ、今一語記に従ふ。

記三、假〇三、〇四、法二〇、二二、坊九、言二九、一八、語六、期三

又同仰に云、聖人の御影を申は大事のことなり。昔は御本寺より外は御座なきことなり。信なくは必ず御罰をかうふるべきよし仰られ候。

記三、假二〇、法二〇、坊九、言八

又時節到來と云事、用心をもしその上に事の出來候を、時節到來とはいふべし。無用心にて事の出來候を、時節到來とはいはれぬことなり。聽聞を心がけての上の宿善無宿善ともいふ事なり。たゞ信心(佛法言 開)はきくにきはまることなるよし、仰の由候。

記三、假〇六、法二五、坊四、言二五、語六、期六

又前々住上人法敬に對し仰られ候。まきたてといふもの知たるか。と仰られ候處に、法敬申され候。まきたてと申て、一度(時)まきて手をさゝぬものに候。と申され候。それよ、まきたてがわろきなり。人になをされまじきと思心なり。心中をば申出して人になをされ候はでは、こゝろゑのなをるといふことあるべからず。まきたては信をとる

ことあるべからず。と仰られ候。

記三、假二〇七、法二六、坊四、言四六、語七、期五

何ともして人になをされ候やうに心中をもつべし。わが心中をば同行の中へうち出してをくべし。下としたる人のいふことを(信)ば心用せず腹立するなり。あさましきことなり。たゞ人にいはるゝやうに心中をもつべきよしに候。

記四、假〇八、法二七、坊九、言六、一四、語七、期五

\*下したる「五字御物語になし、坊本「下下たる」に、一期記「物しれる」に作る。\*「心用せずして」六字御物語

御自言になし、假名本「必用されば」に、法要本坊本「用ひずして必ず」に、一期記「必ず」に作る。

三人の前々住上人へ申され候。一念のところは決定にて候。やゝもすれば善知識の御こと(法坊)をおろそかに存ずる心候由、申され候へば、仰られ候。最信の上は崇仰の心あるべきなり。さりながら凡夫心にてはなきか、さやうの心中のおこらんときは、勿體なき事と思すつべし。と仰られ候と云々。

記四、假〇九、法二八、坊五、言七

蓮如上人兼縁に對せられ仰られ候。たとひ木の皮をきるいろめなりとも。なわびぞ、彌陀をたのむ一念をよろこぶべき由、仰られ候。

記三、假二〇、法二九、坊四、言二八、語〇、期四

又前々住上人仰られ候。上下老若によらず、後生は由斷にて仕損ずべきよし、仰られ候。

記三、假二一、法三〇、坊四、言二七、語六、期三



\*御物語御自言「實如上人」に作る、二期記には稱呼なし。

208 翌前々住上人御口中を御わづらひ候。おりふしあゝと御目をふさがれ仰られ候。定めて御口中御煩ゆへ、と、みなく存候ところに、やゝありて仰られ候。ひとの信のなきことを思召候へば、身をきりさくやうにかなしきよ、と仰られ候由候。

記四、假二三、法二二、坊五、言四、語元、仰六、期元 第一六三條參照

209 翌同仰に、われは人の機をかゞみ人にしたがひて、佛法を御きかせ候由仰られ候。なににても人のすきたることなど申させられ、うれしやと存候所に、又佛法の事を仰られ候。色々御方便候て、人に法を御きかせ候つる由に候。 記五、假二三、法三三、坊六、言八、仰七

210 翌同仰られ候。人の佛法を信じてわれによろこばせんと思へり。それはわろし、信をとれば自身の徳となるなり。さりながら信を語期(まことに)とらば、恩にも御うけあるべき由、仰られ候。又き、たくもなきことなりとも、まことに信をとるべきならば、きこしめすべき由、仰られ候。

記四、假二四、法二三、坊七、言八、語三、期四

211 翌同仰に、まことに一人なりとも信をとるべきならば、身命をすてよ、それはすたらぬぞ、と仰られ候。 記七、假二五、法二四、坊六、言三、語三、期四

212 翌あるとき仰られ候。御門徒の心得をなすときこしめして、老の皺をのべばや、と仰られ候。 記四、假二六、法二五、坊九、言四、語四、期元 第一六三條參照

213 吾ある御門徒衆に御たづね候。そなたの坊主心得のなをりたるをうれしく存ずるか、と御尋候へば、申され候。まことに心得をなされ法義を心につけられ候。一段ありがたくうれしく存候由、申され候。その時仰に、われはなをうれしく思、よ、と仰られ候。 記四、假二七、法二六、坊四、言五、語五、仰八、期四

214 翌おかしき事(の)仰。能をもさせられ、佛法に退屈仕候者の心をもくつろげ其氣をうしなはして、又あたらしく佛法を仰られ候。誠に善巧方便、ありがたき御事なり。 (れ)仰假

記五、假二八、法二七、坊一〇、言二五、仰九

215 翌あしき者をも御たらし候て、其人の心に御隨候て、これを佛法の縁にとり、御よりなされ候て、法をきかせられ候。と仰られ候。 記五、言二七、餘本みな開

216 翌天王寺土塔會前々住上人御覽候て仰られ候。あれほどおほき人ども地獄へおつべし、と不便に思召候つる由、仰られ候。又其中に御門徒の人は佛になるべし、と仰られ候。これまたありがたき仰にて候。 記三、假二九、法二八、坊一〇、言二八、仰一〇



217 番 前々住上人御法談以後四五人の御兄弟へ仰られ候。四五人の衆寄合談合せよ、かならず五人は五人ながら意巧に聞くものなり、よくノノ談合すべき由、仰られ候。

記三、假三〇、法二九、坊〇三、言三四、語三、期三

218 孟 たとひなき事なりとも、人申候はゞ、當座は領掌すべし、當座に詞をかへせば、二度と人のいはざるなり。人のいふ事をばたゞふかく心用す(信)べきなり。これに付てある人、相互にあしき事を申べし、と契約候し所に、則一人のあしさまなる事を申ければ、我はさやうに(記言)あるまじきと存候つれども、人の申あいたさやうに候、と申され候。此返答あしきとの事に候。さなきことなりとも、當座はさぞと申べきことなり。

記四、假三、法三〇、坊〇三、語八九、仰二

219 孟 一宗の繁昌と申は、人の多く集り威の大なることにてはなく候。一人なりとも人の信を取るが、一宗の繁昌に候。しかれば專修正行の繁昌は遺弟の念力より成ず、とあそばしをかれ候。

記五、假三、法三、坊〇四、言九〇

220 毛 前々住上人仰られ候、聽聞を心に入れて申さんと思ふ人はあり、信をとらんずると思ふ人なし。されば極樂はたのしむとき、まひらんとねがひのぞむ人は、佛にならず、彌陀をたのむ人は佛になる、と仰られ候。

記六、假三、法三三、坊〇五、言九二

天 御文をば如來の直説と存すべき由に候。かたちをみれば法然、詞をきけば彌陀の直説、といへり。

記七、假三、法二四、坊〇七、言三三、語七、期三

222 孟 蓮如上人御病中に、慶聞坊に何ぞ物をよめと仰られ候ところに、御文をよみ申べきかと申され候。さらばよみ申せと仰られ候。三通を二返づ、よませられ候て、仰られ候、わがつくりたる物なれども殊勝なることよ、と仰られ候。

記八、假三五、法二五、坊〇八、言三〇、語六、期三

一、御病中、二期記は「御朦氣の中」、御物語「御冠落の中」、御自言「御歡樂の中」に作る。第一二二條を見よ。第一三四條 参照。

224 孟 順誓申されしと云々。常には、我前にてはいはずして、かげにて後言をいふとて、腹立する事なり。われはさやうには存ぜず候。我前にて申にく、は、かげにてなりともわがわろきことを申されよ、き、て心中をなすべき由、申され候。  
前々住上人仰られ候、佛法のためと思召候へば、なにとる御辛勞をも御辛勞とは思召れぬ由、仰られ候。御心まめに何事も御沙汰候よしに候。  
法にはあらめなるがわろし。世間には微細ならずとも、佛法にはみさいに心もち、こまかに心をはこぶべきよし、仰られ候。

記九、假三六、法二六、坊〇九、言三六、語八、仰三期

記一〇、假三七、法二七、坊〇九、言三六、語八、仰三期

記六、假二六、法二六、坊二〇、言九二







候。如來聖人善知識にも馴れ申ほど御心やすく思なり。なれ申ほどいよく渴仰の心をふかくはこぶべきことなる由、仰られ候。  
記二、假三、法三、坊二七、言六、九四、仰五  
 ぎくちとはたらきとはし似するものなり。\*\*ころねなりがたきものなり。涯分心のかたをたしなみ申べき事なりと云々。  
記七、假五、法三、坊四、言三、語三、期言

\*御一代記諸本「し」字なし、二期記「し」字に「仕敷」を傍注す。  
 \*\*「ころね」御物語「ころねに」に、一期記「ころねは」に、御一代記諸本は「ころねがよく」に作る。

衣裳等にいたるまで、わが物と思ひ踏たくくること、あさましきことなり。悉く聖人の御用佛物にて候間、前々住上人はめしものなど御足にあたり候へば御いたゞき候由、うけたまはりおよび候。  
記七、假四、法二四、坊二八、言二五

王法をば額にあてよ、佛法をば内心に深く蓄へよ、との仰に候。仁義と云ことも、端々にあるべきことなるよしに候。  
記七、假二四、法二四、坊二九、言七

\*端々に「假名本坊本」に字なし、法要本「端正」に作る。

蓮如上人御若年の比は、御迷惑のことにて候し。たゞ御代に佛法を仰たてられん、と思召候御念力一にて、御繁昌候、御一身御辛勞のゆえに候。  
記七、假二四、法二四、坊二九、言二六  
 以下八條蓮淨記参照

モ御病中に蓮如上人仰られ候。御代に佛法を是非とも御再興あらん、と思召候御念力一にて、加様に今皆々心易くあることは、此法師が冥加に叶によりてのことなり、と御自證ありと云々。  
記六、假二四、法二四、坊三、言七、仰云  
 第一六〇條参照

夫前々住上人昔はこぶくめをめされ候。白小袖とて御心易く召れ候御事も、御入なく候由に候。いろく御かなしかりける御事ども、折々御物語候。いまくの者は、左様の事を承り候て、冥加を存すべきの由、くれぐれ仰られ候由に候。  
記七、假四、法二四、坊三、言二九、第一五二條参照

先よろづ御迷惑にて、油をめされ候はんにも、御用脚なく候間、やうく京の黒木をすこしづ、御とり候て、聖教など御覽候由に候。又少々は月の光にても聖教をあそばされ候。御足をも大概水にて御洗候。又二三日も御膳まいり候はぬことも候よし、承及び候。  
記六、假二四、法二四、坊三、言二九  
 第一五六條参照

人をも甲斐しくくめしつかはれ候はであるゆへ、幼童の襁褓をも御ひとり御洗候、など仰られ候由に候。  
記九、假二四、法二四、坊二四、言二〇

存如上人召つかはれ候小者を、御雇候てめしつかはれ候由候。存如上人は人を五人召つかはれ候。蓮如上人御隠居の時も、五人めしつかはれ候。當時は御用にて心の



まゝなること。そらおそろしく、身もいたくかなしく、存すべき事にて候。

三前々住上人仰られ候。昔は佛前に祇候の人は、もとは紙絹に輪(幅)をさし着候。今は白小袖にて、結句(音替)きがへを所持候。已(これ)に其比は禁裏にも御迷惑にて、質ををかけて御用辨せられ候。とひきごとに御沙汰候。  
記六、假三、法四、坊三、言三

又仰られ候。御悲(貧)候て、京にて古き綿を御とり候て、御一人御ひろげ候事あり。又御衣はかた(肩)の破れたるをめされ候。白き御小袖は、美濃絹のわろきをもとめ、やう／＼一ツめされ候よし、仰られ候。當時はかやうの事をもしり候はで、あるべきやうにみな／＼存候ほどに、冥加につき申べし。一大事との仰に候。  
記六、假四、法四、坊三、言三

同行善知識にはよく／＼ちかづくべし。親近せざるは雑修の失也。と禮讚にあらはせり。悪き者に近付ば、それには成らじと思へども、悪き事とき／＼にあり。たゞ佛法者にはなれちかづくべきよし、仰られ候。俗典に云く、人の善悪は近き習によると。又其人の心(二字假法ナシ)を知らんと思はゞ、その友を見よといへり。善人の敵とはなるとも、悪人を友とすることなかれ、と云事あり。  
記六、假五、法五、坊四、言六、語九、期六

益益きけばいよく／＼かたくあふげばいよく／＼たかし、と云ことあり。ものをきゝてみてかたきとしるなり。本願を信じて殊勝なるほども知なり。信心をこりぬれば、たふとく語期言ありがたく(思)、よろこびもいやまし(増)になるなり、と仰られ候。  
記六、假五、法五、坊三、言三、語二、期元

御自言一語記法要本「きれば」きりてに作り、餘本はみな今の如し。一乘院略述に云く、淨土見聞集十丁左に據りたまふ歟。  
公凡夫の身にて後生たすかることは、たゞ易きとばかり思へり。難中之難とあれば、輒タヤス發しがたき信なれども、佛智より易往(得)に成就したまふことなり。往生ほどの一大事凡夫のはからふべきことにあらず、といへり。前住上人仰られ候、後生一大事と存ずる人には御同心あるべき由、仰られ候と云々。  
記五、假五、法五、假三元、言元

蓮花の上に坐せぬあひだは、安堵の思あるべからず、と黒谷上人の御詞にもあり。水鳥も、上はたのしむやうなれども、足をば由斷なくはたらかすなり。信の上は、いよ／＼讚嘆談合(已下二十一字語期ナシ)おのづから油斷あるまじく候。しかれば讚嘆談合を佛法の惠命と仰られ候。  
記六、假法坊關、言三、語二、期三

公佛説に信謗あるべき由、ときをきたまへり。信ずる者ばかりにて謗ずる人なくは、



説をきたまへることいかゞとも思ふべきに、はや謗ずる者ある上は、信ぜんにをい  
ては必ず往生決定、との仰に候。歎異鈔にあり

允同行の前にてはよろこぶなり、これ名聞なり。信の上は、ひとり居てよろこぶ法な  
り。  
記六、假二五、法二五、坊三、言三、語三、期三、仰六

○佛法の方(記假法坊)へは世間のひまをかきてきくべし、世間のひまをあけて法をきくべきや  
うに思こと、あさましき事なり(あやまり)語期。佛法には、明日と云事はあるまじき由、仰に候。たと  
ひ大千世界にみたらん火をもすぎゆきて佛の御名をきく人はながく不退にかなふ  
なり、と和讃にもあそばされ候。  
記六、假二五、法二五、坊三、言三、語三、期三

○法敬申され候と云々。人々寄合雑談ありしなかばに、ある人ふと座敷をたゞれ候。  
\*上人いかにと仰ければ、一大事の急用ありとてたゞれけり。その、ち先日はいかに  
ふと御立候やと問ければ、申されけるは、佛法の物語約束申たる間、あるもあられず  
してまかりたち候よし、申され候。法義にはかやうにぞ心をかけ候べきことなるよ  
し、申され候。  
記六、假二五、法二五、坊三、言三、語三、期三、仰六

○上人、仰條々「聖人」に作り、「開山親」歎「注記す。一語記は「座の人いかに」問ければ」に作る。

○佛法をあるじとし世間を客人とせよといへり。佛法の上より世間の事は時にし  
たがひ(假法坊)はたらくべきことなりと云々。  
記九、假二五、法二五、坊三、言三、語三、期三

○前々住上人へ南殿にて、存覺御作分の聖教ちと不審なる所の候を、いかゞとて兼  
縁前々住上人へ御目にかけれ候へば、仰られ候、名人のせられ候ものをばそのま  
にてをくことなり、これが名譽なり、と仰られ候なり。  
記三、假二五、法二五、坊三、言三、語三、期三、仰六

○前々住上人へ或人申され候、開山の御時の事申され候、これはいかやうの子細にて  
候、と申されければ、仰られ候、われもしらぬことなり、なにごとも、しらぬことを  
も開山のめされ候やうに御沙汰候、と仰られ候。  
記三、假二五、法二五、坊三、言三、語三、期三、仰六

\*以下仰條々は「開山聖人のさせられ候の儀は是も不審のやうなる事も其ま、をかれ候事も蓮如上人  
被仰し事も」に作る。

○惣躰人(別)假坊にはをとるまじきと思ふ心あり、此心にて世間には物も仕習なり。佛法に  
は無我にて候上は、ひとにまけて信をとるべきなり。\*理をまけて情ををるこそ、佛の  
御慈悲なり、と仰られ候。  
記四、假二五、法二五、坊三、言三、語三、期三

\*法要本「理をみて」に、坊本「利をさけて」に作る、御物語二期記は「理をこころはりて我をおる」に作る。



癸 一心とは、彌陀をたのめば如來の佛心と一ッになしたまふが故に、一心といふなり。

記六、假二六、法二六、坊二六、言二、語八、期七

壬 或人申され候と云々。われは井の水をのむも佛法の御用ヨウなれば、水の一口も如來聖人の御用と存候由、申され候。

記六、假三、法三、坊三、言三

癸 蓮如上人御病中に仰られ候。御自身はなにごともおぼしめし立候ことの、成ゆくほどのことはあれども、ならぬと云ことなし。さりながら人の信なきことばかりをかなしく御なげき思召候由、仰られ候。

記七、假三、法三、坊三、言三

癸 同仰に、何事をも思召まゝに御沙汰あり。聖人の御流をも御再興候て、本堂御影堂をもたてられ、御住持をも御相續あり、大坂殿を御建立ありて、御隠居候。然れば我は功成、名遂トグて身退シは天の道なりと云事も、御身の上なるべきよし、仰られ候と云々。

記六、假二、法二、坊二、言二、第條參照

一〇 同御病中にたびく慶聞坊に仰られ候と云々。賊縛の比丘は王遊に草繫を脱し乞食の沙門は鶯珠を死後にあらはす、といふ戒文をたびく仰られ候由に候。御滅後に不思議をあらはさるべきの仰に候。

記九、假二、法二、坊二、言二、仰三

三 敵の陣に火をとぼすを、火にてなきとは思はず。いかなる人なりとも、御ことばのとをりを申し御詞をよみ申さば、信仰しうけたまはるべきことなりと云々。

記一〇、假二、法二、坊二、言二、仰三

三 蓮如上人おりく仰られ候。たゞ佛法の義をばよく人にとへ、物をば人によく問申せ、と仰られ候。誰に問申べき由るかひ申ければ、佛法だにもあらば、上下をいはずとふべし。佛法は知さふもなきものがしるぞ、と仰られ候。

記一〇、假二、法二、坊二、言二、仰三、語六、期五

三 蓮如上人無紋の物をきることを御嫌候。殊勝さふにみゆるとの仰に候。又墨の黒き衣を着候を御きらひ候。墨の黒き衣をきて御前へ參れば、仰られ候。衣紋たゞしき殊勝の御僧の御出候、と仰られ候て、いや、われは殊勝にもなし、たゞ彌陀の本願殊勝なる由、仰られ候。

記一〇、假二、法二、坊二、言二、仰三

三 大坂殿にて紋のある御小袖をさせられ、御座の上に掛られてをかれ候由に候。

記一〇、法二、假二、坊二、言二、仰三

仰條々には此條を「又紋のある御小袖をさせられめさるべきこと御座敷のさほに被懸て被置候しなり。御住生の御存の事又奥の上下をも一具させられ、同さほにかけられをかる、也、是もめさるべきこの儀にて侍し也。終にめされずして各にみせられ候き」に作る。實悟尊老の傳聞なるべし。



豆 御膳まいり候ときは、御合掌ありて、如來聖人の御用にて着喰よ、と仰られ候。

記二四、假一七、法二九、坊二四、言二四

豆 人はあがりく(落場期)てをちはをしらぬなり、たゞつゝしみて不斷そらおそろしきことと、毎事につけて心をもつべき由、仰られ候。

記二五、假一七、法二九、坊二四、言二四、語七、期二六

豆 往生は一人々々の(任退敷)仰傍注しのきなり。一人々々佛法を信じて後生をたすかることなり。

(思)仰

記二六、假一七、法二九、坊二四、言二四、語二六、仰二六

餘所事のやうに思こと、且はわが身を知らぬことなり、と圓如仰候き。

豆 大坂殿にてある人前々住上人に申され候、今朝曉より老オイたる者にて候がまひられ候、神變なる事なる由申され候へば、やがて仰られ候、信だにあれば辛勞とは思はぬなり、信の上は佛恩報謝と存じ相働(候)假法坊ば、苦勞とは思はぬなり、と仰られしと云々。老者は田上の了宗なりと云々。

記二七、假一七、法二九、坊二四、言二五

豆 南殿にて人々よりあひ心中をなにかとあつかひ申所へ、前々住上人御出候て仰られ候、何事をいふぞ、何事のあつかひも思すて、一心に彌陀をうたがひなくたのむばかりにて、往生は佛のかたより定ましますぞ、其支證は南無阿彌陀佛よ、このうへは何事をあつかふべきぞ、と仰られ候。(若)假法坊不審などを申にも多き事をたゞ御一言にてはらりと不審もはれ申候しと云々。

記二八、假一七、法二九、坊二四、言二七、仰二七

豆 前々住上人、おどろかすかひこそなけれ村雀耳なれぬればなるにぞある、(の)假法坊此歌を御引ありて折々仰られ候。たゞ人はみな耳なれ雀なり、と仰られしと云々。

記二九、假一七、法二九、坊二四、言二八、仰二八

三 心中をあらためんとまでは思、人はあれども、信をとらんと思、人はなきなり、と仰られ候。

記三〇、假一七、法二九、坊二四、言二九

三 蓮如上人仰られ候、方便をわろしと云事はあるまじきなり。方便をもて眞實をあらはす、廢立の義よくくしるべし。彌陀釋迦善知識の善巧方便によりて眞實の信をばうるることなる由、仰られ候と云々。

記三一、假一七、法二九、坊二四、言三〇

三 御文はこれ凡夫往生の鏡なり。(し)かるを御文の上に法門あるべきやうに思人あり、大なるあやまりなりと云々。

記三二、假一七、法二九、坊二四、言三一

三 信の上に我は信をえずと申さへ、佛法の上にては偽と候。ましてや不信の人の信ある氣色、大名聞なり。或人の云、他力の信をば佛智よりたまはりぬる上は、卑下すべきことにも、あらずと云へり。

記三三、假法坊、言三二



\*此間に一語記「ましてやいはんつるべきこにもあらず」の十九字あり。

三信の上は、佛恩の稱名退轉あるまじきことなり。あるひは心よりたふとくありがた  
く存ずるをば(思て申す念佛)期佛恩と思ひ、たゞ念佛の申され候をばそれほどに思はざること、おほ  
きなる誤なり。おのづから念佛の申され候こそ、佛智の御もよほし、佛恩の稱名なれ、  
と仰ごと候。

記二四、假二、法二、坊關、言三、語五、期四

三信の上は、たふとく思て申す念佛も、又ふと申す念佛も、佛恩にそなはるなり。他宗に  
は、親のため又何のためななどと云て、念佛をつかふなり。聖人の御流には、彌陀を  
たのむが念佛なり。その上の稱名は何ともあれ佛恩になるものなり、と仰られ候  
と云々。

記二五、假六、法二、坊關、言三、語五、期四

三或人云、前々住上人の御時、南殿にてある人見迦(ケガ)に蜂を殺し候しに、思よらず念佛  
申され候。その時、何と思て念佛をば申したる、と仰られ候へば、たゞかわいやと存じ  
ふと申候、と申されければ、仰られ候、信の上は、何ともあれ念佛申すは、報謝の義と  
存ずべし、みな佛恩になる、と仰られ候と云々。

記二六、假六、法六、坊五、言三、九、仰元

\*仰條々には「或人南殿にて起さまに何心なく念佛申されければ」に作りて、蜂のこまなし。

三南殿にて前々住上人のれん(暖簾)を打あげられて御出候とて、南無阿彌陀佛〜と仰ら  
れ候て、法敬この心しりたるか、と仰られ候。なにも存ぜず候、と申され候へば、仰  
られ候、これはわれを御たすけ候御うれしやたふとやと申心よ、と仰られ候と云々。

記二七、假六、法二、坊五、言三、仰言

三蓮如上人へある人安心のとをり申され候(西國の人、安心の云々)、安心の一とをりを申され候へば、  
仰られ候、申候ごとく心中候は、それが肝要、と仰られ候。

記二八、假六、法二、坊五、言三、仰言

三同仰られ候、當時詞にては安心のとをり同やうに申され候。しかれば信治定の  
人にまぎれて、往生を仕損すべきことを、かなしく思召候由、仰られ候。

記二九、假六、法二、坊五、言三、仰言

三同仰られ候、佛法をさしよせていへ〜と仰られ候。法敬に對し仰られ候、信心  
安心といへば、愚痴の人は(またく)語期まだもしらぬなり、信心安心などいへば、別のやうにも思  
なり、たゞ凡夫の佛になることを思(教)言假法坊べし、たゞ後生助たまへと彌陀をたのためとい  
ふべし。いかなる愚癡の衆生なりともきゝて信をとるべし。當流にはこれよりほ  
かの法門はなきなり、と仰られ候。安心決定鈔に云、淨土の法門は第十八の願をよく  
〜こころうる外にはなきなりといへり。しかれば御文には、一心一向に佛たすけ



たまへと申さん衆生をば、たとひ罪業は深重なりとも、必ず彌陀如來はすくひましま  
すべし。これすなはち第十八の念佛往生の誓願のこゝろなり、といへり。記三〇、假六五、法六五、坊  
二五、言三、語四期三  
三信をとらぬによりてわろきぞ。たゞ信をとれ、と仰られ候。善知識のわろきと仰  
らるゝは、信のなきことをわろきと仰らるゝなり。然れば前々住上人或人を言語道  
斷わろきと仰られ候ところに、その人申され候、何事も御意のごとくと存候、と申  
され候へば、仰られ候、ふつとわろきなり、信のなきはわろくはなきか、と仰られ候  
と云々。記三、假六、法六、坊五、言三、仰三

三蓮如上人仰られ候、何たることをきこしめしても、御心にはゆめ／＼叶はざるなり。  
一人なりとも人の信をとりたることをきこしめしたき、と御持言(獨)假法坊に仰られ候。御一  
生は人に信をとらせたたく思召候よし、仰られしと云々。記三、假六、法六、坊五、  
言三、語三、仰四期二、三

三聖人の御流は、たのむ一念の所肝要なり。故にたのむと云ことをば、代々あそばし  
おかれ候へども、委くなにとたのめと云ことをしらざりき。然れば前々住上人の御代  
に御文を御作り候て、雜行をすて、後生たすけたまへと、一心に彌陀をたのめ、とあ  
きらかにしらせられ候。然れば御再興の上人にてましますものなり。記三、假六、法六、坊  
二五、言八、仰四期二、三

三よき事をしたるがわろきことあり、わろき事をしたるがよきことあり。よき事を  
しても、われは法義に付てよき事をしたると思、我と云ことあれば、わろきなり。あ  
しき事をしたるも、心中をひるがへし本願に歸すれば、わろき事をしたるが、よき道理に  
なる由、仰られ候。しかれば蓮如上人は、まいらせ心がわろき、と仰られ候。記三、假六、法六、坊五、言八、仰三

三前々住上人仰られ候、思よらぬ者が分に過て物を出し候はゞ、一ツ子細あるべきと  
思べし。わが心ならひに人(より)法に物をいませはうれしく思ほどに、何ぞ用をいふべきとき  
は、人がさやうにするなり、と仰られ候。記三、假六、法六、坊五、言四、仰三

三ゆくさきむかひばかり見て、足もとをみねば、踏かぶるべきなり。人の上ばかりみ  
て、我身の上のことをたしなまずは、一大事たるべき、と仰られ候。記三、假六、法六、坊五、坊關、  
言二、仰四期二、四

三善知識の仰なりとも成まじきなど思は、大なるあさましきことなり、なにたる  
事なりとも仰ならば成べきと存ずべし。この凡夫の身が佛になるうへは、さてな  
るまじきと存ずることあるべきか。然れば道宗申され候、近江の湖を一人してうめ  
よと仰候とも、畏、たると申べく候。仰にて候はゞ、ならぬことあるべきか、と申さ



れ候由候。

一期記に此條に追記して、「此段用捨あるべき歎私曰」いへり。

三 いたりてかたきは石なり至てやはらかなるは水なり、水よく石を穿つ、心源もし徹しなば菩提の覺道なにごとか成ぜざらん、といへる古き詞あり。いかに不信なりとも、聽聞を心に入れて申さば、御慈悲にて候間、信を得べきなり。たゞ佛法は聽聞にきはまることなりと云々。  
記二七、假二九、法二六、坊二一、言四三、仰九七、期一〇五

言 前々住上人仰られ候。信決定の人を見て、あのごとくならずでは、とおもへば、なるぞ、と仰られ候。<sup>\*</sup>あのやうになりてこそ、と思すつること、あさましきことなり。佛法には身をすてゝのぞみ求る心より信をばうることなりと云々。  
記二六、假二五、法二五、坊二〇、言四二、仰九六、期一〇四

<sup>\*</sup>一期記修正して「あの人の如に成ではと思ふに、我身至らねば、淺間敷と思捨る事は在まじ」に作る。

三人のわろき事はよくみゆるなり、わが身のわろき事は おぼへざるものなり。我身にしられてわろき事あらば、よくくわろければこそ身にしられ候。と思て心中をあらたむべし。たゞ人のいふことをばよく心用すべし。<sup>(信)</sup>わがわろきことは おぼえざるものなる由、仰候と云々。  
記二〇、假二五、法二五、坊一八、言四〇、仰九二、期一〇七

三世間の物語などある座敷にては、結句法義のことをいふこともあり、さやうの段は、人なみたるべし、心には油斷あるべからず。あるひは講演<sup>(談)</sup>又は佛法の讚嘆などいふとき、一向にものをいはざること、大なる違なり。佛法讚嘆とあらんときは、いかにも心中をのこさず、相互に信不信の義談合申べきことなりと云々。  
記二三、假二六、法二六、坊一九、言四一、仰九三、期一〇八

三 金森の善從<sup>(從善)仰</sup>にある人申され候、この間さこそ徒然に御入候つらん、と申ければ、善申され候、我身は八十にあまるまで徒然といふことをしらず、その故は彌陀の御恩のありがたきほどを存じ、和讚聖教等を拜見申候へば、心面白くもまたたふときこそ充滿するゆへに、徒然なることも更になく候、と申され候由に候。  
記二三、假二七、法二七、坊二〇、言四二、仰九四、期一〇九

三 或人申され候とて前住上人仰られ候し。ある人善の宿所へゆき候ところに、履をも脱候はぬに、佛法のこと申かけられ候、又ある人申され候は、履をさへぬがれ候はぬに、いそぎかやうには何とて仰候ぞ、と人申ければ、善申され候は、出息は入るをまたぬ浮世なり、若履をぬがれぬ間に死去候は、いかゞし候べき、と申され候。たゞ佛法のことはさしいそぎ申べき由、仰られ候。  
記二三、假二八、法二八、坊二一、言四三、仰九五、期一〇一〇

三 前々住上人善の事を仰られ候し。いまだ野村殿御坊その沙汰もなきとき、神無森を



とをり國へ下向の時、輿(馬)仰よりおりられ候て、野村殿の方をさして、この通(か)記にて佛法がひらけ申べし、と申され候し。人々これは年よりてかやうのことを申され候など申ければ、終に御坊建立にて御繁昌候、不思議の事、と仰られ候き。又善は法然の化身なり、と世上に人申つる、と同仰られ候き。かの往生は八月廿五日にて候。

\*仰條々「長享二年八月廿五日なり、齡も満九十歳なりき」に作る。

記三、假二、法二、坊二、言三、仰二

前々住上人東山を御出候て、何方に御座候とも、人存ぜず候しころ、善あなたこなた尋申されければ、ある所にて御目にかゝられ候。一段御迷惑の躰にて候つる間、前々住上人にもさだめて善かなしまれ申すべきと思召候へば、善ほかと御目にかゝられ、あらありがたや、はや佛法はひらけ申べきよ、と申され候。終にこのことば符合候。善は不思議の人なり、と蓮如上人仰られ候し由、前住上人仰られ候き。

記三、假二、法二、坊二、言三、仰二

前住上人、先年大永三蓮如上人廿五年の三月始比、御夢御覽候。御堂の上壇南の方に前々住上人御座候て、紫の御小袖をめされ候。前住上人へ對しまいらせられ仰られ候。佛法は讚嘆談合にきはまる、能々讚嘆すべき由、仰られ候。誠に夢想ともいふ

べきことなり、と仰られ候き。然ばその年ことに讚嘆を肝要と仰られ候。それに付て仰られ候。佛法は一人居てよろこぶ法なり、一人居てさへたうときに、二人よりあはゞいかほどありがたかるべき、佛法をばたゞよりあひく、讚嘆申べき由、仰られ候き。  
記三、假二、法二、坊二、言三、仰二  
心中を改候はんと申す人、何をもち違ひ候と申され候、よろづわろきことをうめて、かやうに申され候。いろをたて際をたて、申出て、改むべきことなりと云々。(埋) 詮ずる所、人のなをらるゝをきゝて、われもなをるべきと思て、わがとがを申いさぬは、なをらぬぞ、と仰られ候と云々。  
記三、假二、法二、坊二、言三、仰二

\*詮ずる所「仰條々による、假名本坊本御自言一語記」なに、せんずるに、法要本「なににてもあれ」に作る。

佛法談合のとき物を申さぬは、信のなきゆへなり。わが心にたくみ案じて申べきやうに思へり、よそなるものをたづねいだすやうなり。心にうれしきことはそのまゝ(悦)仰なるものなり、寒ければ寒熱ければ熱(アツイ)、とそのまま、心の通りいふなり。佛法の座敷にて物を申さぬことは不信のいろなり。又由斷と云ことも信のなきゆへなり。(うへのこき)假法記 細々同行によりあひ讚嘆申さば、由斷はあるまじき由に候。記三、假二、法二、坊二、言三、仰二、期二







眞蓮如上人、あるひは人に御酒をも下され物をもくだされて、かやうのことをありがたく存候て(させ)假法坊近付させられ候て、佛法を御きかせ候。さればかやうに物をくだされ候ことも、信をとらせらるべき爲と思召せば、報謝と思召候由、仰られ候と云々。

記二四、假三三、法三三、坊二五、言三三、仰二〇

眞同仰に云、心得たとおもふはこゝろえぬなり、心得ぬと思ふはこゝろえたるなり。彌陀の御助あるべきことのたうとさよと思ふが、こゝろえたるなり、少もこゝろたると思ふことはあるまじきことなり、と仰られ候と云々。\*されば口傳鈔に云、さればこの機のうへにたもつところの彌陀の佛智をつのりとせんよりほかは、凡夫いかてか往生の得分あるべきやといへり。

記二四、假三三、法三三、坊二五、言三三、仰二〇、期三三

\*此間に一期記には「心得たりと思ふは慢心なれば大にあさましきなり、心得まじき事を心得ルは佛の御慈悲によりてなれば、心得ルは凡夫の心得ざるなり」の補足あり。

菅生の願正、坊主の聖教をよまれ候をきゝて、聖教は殊勝に候へども、信が御入なく候あひだ、たうとくも御入なき、と申され候。この事を前々住上人聞召され、\*(ウギウ)仰荻生の蓮智を召登せられ、御前にて不斷聖教をよませられ、法義のことをも仰聞せられ、願正

に仰られ候、蓮智に聖教をも讀習はせ佛法のことをも仰聞せられ候よし仰候て、國へ御下ッ候。その後は、聖教をよまれ候へば、今こそ殊勝に候へとて、有難がられ候由に候。

記二四、假三三、法三三、坊二五、言三三、仰二〇

\*(願正)仰條々による、御自言一語記「願性」、假名本坊本「願將」、法要本「願生」に作る。\*「荻生の」仰條々一語記による、假名本「菅生」に作る、餘本にはなし。

眞蓮如上人、幼少なる者にはまづ物をよめ、と仰られ候。又其後は、いかに讀とも復せずは詮あるべからざる由、仰られ候。ちと心もつき候へば、いかに物をよみ聲をよく讀知たりとも、義理をわきまへてこそ、と仰られ候。其後は、いかに文釋をおぼへたりとも、信がなくはいたづらごとよ、と仰られ候由に候。

記二五、假三五、法三五、坊二六、言三三

眞心中のとをりある人法敬坊に申され候、御詞のごとくは覺悟仕候へども、たゞ油斷無沙汰にてあさましきことのみ候、と申され候。その時法敬坊申され候、それは御詞のごとくにてはなく候、勿躰なき申されごとに候。御詞には、油斷無沙汰(仕候ひ)仰な仕ぞ、とこそあそばされ候へ、と申され候と云々。

記二五、假三六、法三六、坊二九、言三三、仰二二

眞法敬坊に或人不審申され候、これほど佛法に御心をもいれられ候法敬坊の尼公の



不信なる。いかゞの義に候由、人申候へば、法敬坊申され候。不審はさることなれども、これほど朝夕御文をよみ候に、驚申さぬ心中が、なにか法敬が申分にて聞入候べき、と申され候と云々。

記二五、假三、法三、坊六、言三、仰四

誓願誓申され候、佛法の物語申すに、(影私)仰かげにて申候段は、(時)言記なにたるわろきことをか申べきと存じ、腋より汗がたり申候。前々住上人きこしめす所にて申候ときは、わろき事をばやがて御なをしあるべき、と存候間、心安、存候て、物が申され候由、申され候と云々。

記二五、假三、法三、坊六、言三、仰三

誓信の上は、さのみわろき事はあるまじく候。あるひは人のいひ候などとして、あしき事などはあるまじく候。今度生死の結句をきりて安樂に生ぜんとをものはんひと、いかんとしてあしさまなる事をすべきや、との仰に候。\*一期記「されき凡夫たらん間は悪き事もあるべし、信あらば大なるあやまり有まじき歎」三附言せり。

記二五、假三、法三、坊六、言三、仰三

誓信をば得ずしてよろこび候はんとおもふこと、たとへば糸にて物をぬうに、あとをそのまゝにてぬえばぬけ候やうに、よろこび候はんと思とも、信を得ずはいたづらごととなり。よろこべ助たまはんと仰られ候ことにてはなく候。たのむ衆生をたす

けたまはんとの本願にて候。巴下假ナシ信心にはおのづから名號を具するものなりといへり。

記二五、假三、法三、坊六、言三、仰三

誓前々住上人仰られ候。不審と一向しらぬとは各別なり、しらぬことをも不審と申こと、いはれなく候。物を分別して、あれはなにとこれはいかゞ、などいふやうなることが不審にて候。子細もしらずして問申ことを不審と申まぎらかし候由、仰られ候。

記二五、假三、法三、坊六、言三、仰三

誓前々住上人仰られ候き、御本寺御坊をば聖人御存生の時のやうにおぼしめされ候。御自身は御留守を當座御沙汰候。(ば)仰期然れども佛恩を御忘候ことはなく候、と御齋の御法談に仰られ候き。御齋を御受用候間にも、少も御わすれ候事は御入なき、と仰られ候き。

記二五、假三、法三、坊六、言三、仰三

誓善如上人綽如上人 兩御代の事前往上人仰られ候。兩御代は威儀を本に御沙汰候し由、仰られ候。然ば今に御影に御入候由仰られ候。黄袈裟黄衣にて候。然ば前々住上人御時、あまた御流にそむき候本尊以下、御風呂のたびごとにかせられ候。この二幅の御影をもやかせらるべきにて、御取出候つるが、いかゞ。思召候つるやら



ん。表紙に書付をよしわろしとあそばされて。とりておかせられ候。この事をいま御  
 思案候へば、御代のうちさへかやうに御ちがひ候。ましてやいはんわれら式の者はち  
 がひばかりたるべきあひだ。一大事と存じつゝしめとの御事。と今思召あはせられ  
 候由、仰られ候。又よしわろしとあそばされ候こと。わろしとばかり。あそばし候へ  
 ば、先代の御事にて候へばと思召。かやうにあそばされ候事に候由、仰られ候。又前  
 々住上人の御時、あまた昵近のかたぐちがひ申事候。いよく一大事の儀に候。佛  
 法の事をば心をとめて細々に人に問申。こゝろうべきの由、仰られ候き。

記二五、假三三、法三三、坊八、言三、仰三

\* 堅田本福寺跡書に云く「御本尊御名號の事の外久しくやぶれさせたまふたるを諸國より御本寺様へあけら  
 れたるを、御はここにこほるゝほごいれたまひて、これを明宗風呂の功德湯のたくかまのしたに入申せ、この  
 御意なる間、みな風ろがまたく火にほのほごなしたてまつる」。

〆 佛法者の少のちがひを見ては、あのうへさへかやうに候と思ひ、わが身をふかく  
 嗜むべきことなり。しかるを、あのうへさへ御ちがひ候。ましてわれらはちがひい  
 はと思ふ心、大なるあさましきことなりと云々。  
 記二五、假三三、法三三、坊八、言三、仰三、期二四

〆 佛恩を嗜むと仰候事、世間の物を嗜むなどと云やうなる事にてはなし。信の上

に、たうとくありがたく存じ、よろこび申透間に、懈怠申とき、かゝる廣大の御恩をわ  
 すれ申ことのおさましきよ、と佛智にたちかへりて、ありがたやたうとやと思へば、御  
 もよほしによりて念佛を申なり。嗜とはこれなる由、との義に候。  
 記二五、假三三、法三三、坊八、言三、仰三

〆 佛法に厭足なければ法の不思議をきくといへり。前住上人仰られ候。たとへば世  
 上にわがすきこのむ事をば、知てもくゝなをよくしりたく思て、人に問ひ、いくたびも  
 くゝ數奇たる事をば聞てもくゝよくしりたく思(ものなり)。佛法の事は、いくたび聞  
 てもあかぬことなり、知てもくゝ存じたきことなり。佛法の事は、いくたびもくゝ人  
 に問きはめ、増信すべきことなる由、仰られ候。  
 記二五、假三三、法三三、坊八、言三、仰三

〆 世間へつかふことは、佛物を徒にすることよ、とおそろしく思べし。さりながら佛  
 法の方へはいかほどもを入してもあかぬ道理なり、それはまた報謝にもなるべし  
 と云々。  
 記二五、假三三、法三三、坊八、言三、仰三

〆 人の辛勞もせて徳とる上品は、彌陀をたのみて佛になるにすぎたることなし、と  
 仰られ候と云々。  
 記二五、假三三、法三三、坊八、言三、仰三、期二四

〆 益みな人毎によき事をいひもし働もすることあれば、眞俗ともにそれをわがよき



者にはやなりて、その心にて御恩といふことはうちわすれて、わが心本になるによりて、冥加につきて、世間佛法ともにあしき心が必々出來するなり、一大事なりと云云。

記一六、假三三、法三三、坊八九、言三、仰四、期(二三)

同堺にて兼縁蓮如上人へ御文を御申候。その時仰られ候。年もより候に、むつかしきことを申候。まづはわろき事をいふよ、と仰られ候て、後に仰られ候。佛法だに信ぜば、いかほどなりともあそばしてたまはるべきよし、仰られしと云々。  
記一六、假三三、法三三、坊二〇、言三、仰五

同堺の御坊にて前々住上人、夜更けて蠟燭をともしられ、名號をあそばされ候。その時仰られ候。御老躰にて御手も振ひ御目もかすみ候へども、明日越中へくだり候と申候ほどに、かやうにあそばされ候。一日も堪忍失墜にて候間、御辛勞をもかへりみられずあそばされ候、と仰られ候。しかれば御門徒のために御身をばすてられ候。人に辛勞をもさせ候はて、たゞ信をとらせたたく思召候由、被仰候と云々。  
記一六、假三三、法三三、坊二〇、言三、仰五

\*此一句仰條々一語記による、假名本「一日夜の事にて候間」に作り、法要本坊本にこの句なし、御自言には以下廿九字なし。「堪忍」は逗留の意歟、「明宗かんにんの宿」は本福寺明宗跡書にあり、「失墜」は無用の耗費なり。染筆延引して一日でも逗留せしむるは失費なりこの意。

重寶の珍物をと、のへ經營をしてもてなせども、食せざればその詮なし。同行寄合讚嘆すれども、信をとる人なければ、珍味を食せざると同事なりと云々。  
記一六、假三三、法三三、坊二〇、言三、仰二六、期二五

瓦物に厭くことはあれども、佛に成ことと彌陀の御恩をよろこび、あきたることはなし。焼けも失せもせぬ重寶は南無阿彌陀佛なり。しかれば彌陀の廣大の御慈悲殊勝なり、信ある人を見るさへたうとし、よくの御慈悲なりと云々。  
記一六、假三三、法三三、坊二〇、言三、仰二七、期二六

\*以下十八字一期記「彌陀の廣大の御慈悲を殊勝なり」に改む、仰條々は原文のままなり。

信決定の人は、佛法の方へは身をかるくもつべし、佛法の御恩をばおもくうやまふべしと云々。  
記一六、假三三、法三三、坊二〇、言三、仰二八、期二七

蓮如上人仰られ候、宿善めでたしといふはわろし、御一流には、宿善ありがたし、と申すがよく候由、仰られ候。  
記一七、假三三、法三三、坊二〇、言三、仰二九、期二七

他宗には法にあひたるを宿縁といふ、當流には信をとることを宿善といふ。信心をうることを肝要なり。さればこの御をしへには群機をもらさぬゆへに、彌陀の教をば弘教ともいふなり。  
記一七、假三三、法三三、坊二〇、言三、仰三〇、期二七



法門を申すには、當流のころは信心の一義を申開立ること肝要なりと云々。

記二七、假言、法三、坊二、言九、真九、仰四

前々住上人仰られ候、佛法者は法の威力にてなるなり、威力にてなくばなるべからず。と仰られ候。されば佛法をば學匠物しりは云たてず。たゞ一文不知の身も、信ある人は佛智を加へらるゝ故に、佛力にて候間、人が信をとるなり。此故に聖教よみとてしかも我はと思はん人の、佛法を云たてたることなし。と仰られ候事に候。ただなにしらねども、信心定得の人は、佛よりいはせらるゝ間、人が信をとる、との仰に候と云々。

記二五、假言、法三、坊二、言九、仰二九、期二

彌陀をたのめば、南無阿彌陀佛の主まになるなり。南無阿彌陀佛の主になるといふは、信心をうることなりと云々。又當流の眞實の實といふは南無阿彌陀佛、これ一念の信心なりと云々。

記二四、假言、法三、坊二、言九、仰三〇、期二

一流眞宗の内にて法をそしりわろさまにいふ人あり。これを思ふに、他門他宗のことは是非なし、一宗のなかにかやうの人もあるに、われら宿善ありて此法を信ずる身のたうとさよ、とおもふべしと云々。

記二五、假言、法三、坊二、言九、仰二八、期三

前々住上人には何たるものをもあはれみかはゆく思召候。大罪人として人を殺候こと、一段御悲候。存命もあらば、心中をなすべし、と仰られ候て、御勘氣候ても、心中だになをり候へば、やがて御宥免候と云々。

記二六、假言、法三、坊二、言九、仰三

安藝蓮崇、國をくつがへし曲事に付て、御門徒をはなされ候。前々住上人御病中に、(山科の八町の町)期御寺内へ参り、御佗言申候へども、とりつき候人なく候し。その折節前々住上人ふと

仰られ候、安藝をなをさうと思ふよ、と仰られ候。御兄弟以下御申には、一度佛法にあたをなし申候人に候へばいかゞ、と御申候へば、仰られ候、それぞとよ、あさましきことをいふよ。心中だになをらば、何たるものなりとも、御もらしなきことに候、と仰られて御赦免候き。その時御前へまひり御目にかゝられ候とき、感涙疊にうかみ候と云々。而して御中陰の中に蓮崇も寺内にてすぎられ候。

記二七、假言、法三、坊二、言九、仰三〇、期二、第四七條參照

奥州に御流のことを申まぎらかし候人をきこしめして、前々住上人奥州の淨祐を御覽候て、以の外御腹立候て、さて〱開山聖人の御流を申みだすことにあさましさよにくさよ、と仰られ候て、御齒をくひしめられて、さてきりきざみてもあくかよ

\*仰條々「三月廿五日に御往生ありけるに、やがて御中陰の初つかた三月廿八日やらんに蓮崇往生あり」。



く、と仰られ候と云々。佛法を申込みだす者をば一段あさましきぞ、と仰られ候と云云。  
記二九、假四三、法四一、坊二〇、言三三、仰五〇

三 思案の頂上と申べきは、彌陀如來の五劫思惟の本願にすぎたることはなし。この御思案の道理に同心せば、佛に成べし。同心申とて別になし。機法一體の道理なりと云々。  
記二九、假四三、法四一、坊二〇、言三三、仰五〇

三 蓮如上人仰られ候。御身一生涯御沙汰候事。みな佛法にて候。御方便御調法候て、人に信を御とらせあるべき御(はかり)仰ことばかりにて候由、仰られ候。御造作御普請させられ候も、佛法に候。人に信をとらせらるべき御方便に候。と仰られ候と云々。  
以下言記  
記二八、假四三、法四一、坊二〇、言三三、仰五〇

三 同御病中に仰られ候。今わがいふことは金言なり。かまへてよくこゝろえよ、と仰られ候。又御詠歌のこと三十一字につくるにてこそあれ、是みな法門にてあるぞ、と仰られ候と云々。  
記二八、假四三、法四一、坊二〇、言三三、仰五〇

三 蓮如上人願誓に對し仰られ候。法敬と我とは兄弟よ、と仰られ候。法敬申され候。これは冥加もなき御事、と申され候。蓮如上人仰られ候。信を得つれば、さきに生るゝものは兄、後にうまるゝものは弟よ、法敬とは兄弟よ、と仰られ候と云々。佛因を一同にうれば、信心一致のうへは、四海みな兄弟なりといへり。  
記二八、假四三、法四一、坊二〇、言三三、仰五〇

佛因一語記による、御一代諸本「佛恩」に、仰條々「信心」に作る。

三 南殿山水の(庭の)仰御縁の牀の上にて蓮如上人仰られ候。物のおもふたより大にちがふといふは、極樂へまいりての事なるべし。こゝにてありがたやたうとやと思は、物の數にてもなきなり、かの土へ生れての歡喜は(言葉)ことのはもあるべからず、と仰られしと云々。  
記二八、假四三、法四一、坊二〇、言三三、仰五〇

三 人はそら事申さじと嗜を、隨分とこそ思へ、心に偽あらじと嗜人は、さのみ多くはなきものなり。又よき事はならぬまでも世間佛法ともに心にかけてしたなみたきことなりと云々。  
記二八、假四三、法四一、坊二〇、言三三、仰五〇

三 前々住上人仰られ候。安心決定抄のこと、四十餘年が間御覽候へども、御覽じあかぬ、と仰られ候。又こがねをほり出すやうなる聖教なり、と仰られ候と云々。



大坂殿にて各へ對せられ仰られ候。この間申しことは、安心決定抄のかたはしを仰られ候由に候。しかれば當流の義は、安心決定抄の義くれぐ、肝要。と仰られ候と云々。

元法敬申され候。たうとむ人よりたうとがる人ぞたうとかりけると。前々住上人仰られ候。おもしろきことをいふよ。たうとむ躰殊勝ぶりする人はたうとくもなし。た

だあらありがたやとたうとがる人こそたうとけれ。面白きことをいふよ。もとも(尤)のことを申され候。との仰事に候しと云々。

元文龜三正月十五日の夜兼縁夢に云、前々住上人兼縁に御向ありて仰られ候やうは、いたづらにある事あさましく思召候へば、稽古かたぐ、せめて一卷の經をも日に一度みなぐ、よりあひてよみ申せ。と仰られけりと云々。あまりに人のむなしく月日を送り候ことを悲、思召候ゆへ、との義に候。

元同夢云、同年の極月二十八日の夜、前々住上人御衣袈裟にて、襖障子をあけられ、御出候間、御法談聽聞申べき心にて候處に、つい立障子のやうなるものに御文の御詞

御入候をよみ申を御覽して、それはなにぞ、と御尋候あひだ、御文にて候由申上候へば、それこそ肝要よ、信仰して聞け。と仰られけりと云々。

元同夢云、翌年極月二十九日夜、前々住上人仰られ候やうは、家をばよく作らておかしくとも、信心をよくとりて念佛申べきよし、かたく仰られ候けりと云々。

元同夢云、近年大永三正月一日の夜の夢云、野村殿南殿にて前々住上人仰云、佛法のこといろく、仰られ候てのち、田舎には雜行雜修あるぞ、かたく申つくべし。と仰られ候と云々。

元同夢云、大永六正月五日夜夢に、前々住上人仰られ候。一大事にて候。今の時分がよき時にて候。こゝをとりはづしては、一大事、と仰られ候。かしまりたり。と御請申候へば、たゞそのかしまりたりと云にては、成候まじく候。たゞ一大事にて候由、仰られ候しと云々。次夜夢云、蓮誓仰候。吉崎にて前々住上人に當流の肝要の事を習申候。一流の依用なき聖教やなどを廣く見て、御流をひがさまにとりなし候ことに候。幸に肝要をぬき候聖教候。これが一流の祕極なり。と吉崎にて前々住上人に習

記二六、假三、法三九、坊三〇、言三三、期三〇

記二七、假三、法三〇、坊三〇、言三六、仰三〇、期三〇

記二八、假三、法三三、坊三三、言三七、期三〇

記二九、假三、法三五、坊三五、言三九、仰三三

記三〇、假三、法三六、坊三六、言四〇、仰三三

記三一、假三、法三七、坊三七、言四一、仰三三







を放さるゝと申ことは、一段善知識の御上にててもかなしく思召候事に候。

記一九、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七

蓮如上人仰られ候、御門徒衆のはじめて物をまいらせ候を、他宗に出し候義、あしく候。一度も二度も受用せしめ候て、出し候てしかるべき由、仰られ候。如是、子細は存じもよらぬ事にて候、いよく佛法の御用御恩をおろそかに存すべきことにてはなく候。驚入候、との義に候。

記二〇、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七

法敬坊大坂殿へ下られ候ところに、前々住上人仰られ候、御往生候とも、十年はいくべし、と仰られ候ところに、なにかと申されけれども、おしかへしいくべしと仰られ候ところに、御往生ありて一年存命候處に、法敬に或人仰られ候、前々住上人仰られ候は、あひ申たるよ、其故は、一年も存命候は、命を前々住上人より御あたへ候ことにて候、と仰候へば、誠にさにて御入候とて、手をあはせありがたき由申され候。其よりのち、前々住上人仰られ候ごとく十年存命候。誠に冥加に叶はれ候不思議なる人にて候。

記二一、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七

記二二、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七

毎事に無用なる事を仕候義、冥加なき由、條々いつも仰られ候由に候。

蓮如上人、物をきこしめすにも、如來聖人の御恩を御わすれなしと仰られ候。一口きこしめしても、思召出され候由、仰られ候と云々。

記二三、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七

仰條々は「蓮如上人は物をきこしめし始めてよりきこしめしはつるまで如來聖人の御恩を御わすれなし。御膳を持てまいらるゝを御覽ぜらるゝ、よりはや御恩を思召出されて、きこしめし候間御忘なき間、御食物の鹽の一段さからきをも又あまく鹽のなきをもきこしめし付られず侍りき」に作る。

御膳を御覽じ候ても、人のくわぬ飯をくうべき事よ、と思召候由仰られ候。物をすぐにきこしめすことなし、たゞ御恩のたうときことをのみ思召候、と仰候と云々。

記二四、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七

享祿二年十二月十八日の夜兼縁夢に、蓮如上人御文をあそばし下され候、其御詞に梅干のたとへ候。梅干のことをいへば、みな人の口一同にすし、一味の安心はかやうにかはるまじきなり。同一念佛無別道故のこゝろにて候つるやうにおぼへ候と云々。

記二五、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七

佛法をすかざるゆゑに嗜候はず、と空善申され候へば、蓮如上人仰られ候、それはこのまぬはきらふにてはなきか、と仰られ候と云々。記二六、假三六、法三三、坊三三、言三五、仰七、期三三、(信)言記、不法の人は佛法を違例にする、と仰られ候。佛法の御讚嘆あれば、あらきづまりや



とくはてよかし、と思ふは違例にするにてはなきか、と仰られ候と云々。

三〇 前住様御病中正月二十四日に仰られ候、記二七、假三、法三〇、坊三、言八、仰三、期三前住の早々われにこひと左の手にて御まねき候、あらありがたや、とくりかへしく仰られ候て、御念佛候ほどに、各御心たがひ候てかやうにも仰候(か)と存候へば、その義にてはなくして、御まどろみ候御夢に御覽ぜられ候由、仰られ候ところにて、みなく安堵候き。これまたあらたなる御事(告)仰なりと云々。  
記二六、假三、法三二、坊三、言九、仰三

仰條々三前住様を「同」に作り、「蓮如上人」に傍注し、三前住に「存如上人」に傍注せり。されど顯誓師の今古獨語に同一の記事あれば「前住様」の實如上人たること疑なかるべき歟。

三一 同二十五日兼譽兼譽に對せられ仰られ候、前々住上人御世を譲り御申候て以來のことども種々仰られ、御一身の御安心のとをり仰られ候、一念に彌陀をたのみ御申候て、往生は一定と思召され候。それに付て、前住の御恩にて今日まで我と思心三をもち候はぬがうれしく候、と仰られ候。誠にありがたくも又は驚入申候。われひとかやうに心得申てこそ、他力の信心決定申たるにてはあるべく候。いよく一大事

まで、との儀に候。

記二九、假三、法三三、坊三、言九、四

三仰條々「前住存如上人」に作れども、今古獨語により此條も實如上人御病中の事三すべきなり。

三二 嘆徳の文に親鸞聖人と申せば、そのおそれあるゆへに、祖師聖人とよみ候、又開山聖人(も)と(も)よみ申も、おそれを存(ある)言記ずる子細にて御入候と云々。  
記三〇、假三、法三三、坊三、言九、仰三

三三 たゞ聖人と直に申せば聊爾なり、この聖人と申も聊爾歟、開山とは略しては申べき歟、との事に候。たゞ開山聖人と申して、よく候と云々。記三一、假三、法三三、坊三、言九、仰三

三三 嘆徳文に以て弘誓に託すと申ことを、以テをテ拔てよまず候と云々。記三三、假三、法三三、坊三、言九、仰三

三拔て「諸本みな「拔ては」に作る、獨り仰條々に「は」字なし、尙終に注記して「以の字近繁三云心歟」にあり、今之に従ふ。

三三 蓮如上人塚の御坊に御座の時、兼譽御參候。御堂におひて卓の上に御文をおかせられて、一人二人乃至五人十人まひられ候人々に對し、御文よませられ候。その夜蓮如上人御物語の時仰られ候、この間面白き事を思出候、堂に於て文を一人なりとも來らん人にもよませてきかせば、有縁(候、宿)言記の人は信をとるべし、此間おもしろき事を思案(候)言記出たる、とくれく仰られ候。さて(は)言記御文肝要の御事、といよくしられ候、と



の事に候。

378

三 今生の事を心に入るほど、佛法を心(入)假法坊によろこびたき事にて候。と人申候へば、世間に對様して申(むべき事)仰期は大様なり。たゞ佛法をばふかくよろこぶべしと云々。又云、一日〱と佛法はたしなみて候。一期と思へば大儀なり。と人申され候。又云、大儀なると思は不足なり。命はいかほどもながく候ても、あかずよろこぶべき事なりと云々。

379

三 坊主は人をさへ勸化せられ候に、我を勸化せられぬは、あさましきことなりと云々。  
記三四、假三九、法三九、坊三七、言三九、仰三九、期三三、三三

380

三 道宗前々住上人へ御文を申され候へば、仰られ候、文はとりおとすことも候ほどに。たゞ心に信をだにもとり候へば、おとし候はぬよし、仰られ候。又あくる年あそばされてくだされ候。  
記四〇、假六〇、法三九、坊三九、言三九、仰三九、期三三、三三

381

三 法敬坊申され候、佛法をかたるに、志の人を前にをきてかたり候へば、ちからがありて申よき由、申され候と云々。  
記三五、假六三、法六〇、坊四〇、言三九、仰三九

382

三 信もなくて大事の聖教を所持の人は、をさなき者につるぎをもたせ候やうに思召候。その故は、劔は重寶なれども、おさなき者もち候へば、手を切り見(怪我)假迦假をするなり。

383

持てよく候人は、もちて重寶になるなりと云々。  
記三六、假六三、法六一、坊四〇、言三七、仰三七  
三 前々住上人仰られ候。たゞいまなりとも我しねといはゞ、しぬるものはあるべく候。信をとる者はあるまじき、と仰られ候と云々。  
記三七、假六四、法六一、坊四〇、言三七、仰三七

384

三 前々住上人大坂殿にて各に對せられて仰られ候、一念に凡夫の往生をとぐることは、祕事(傳)假法坊祕曲(傳)假法坊にてはなきか、と仰られ候と云々。この信を御釋には長生不死之神方欣淨厭穢の妙術とのたまへり。  
記三八、假六六、法六三、坊四三、言三七、仰三七

385

三 御普請御造作の時法敬申され候、まことになにも不思議に、御眺望等も御上手に御座候。よし申され候へば、前々住上人仰られ候、われはなほ不思議なる事を知り候。凡夫の佛になり候ことをしりたる(よ)仰と仰られ候と云々。  
記三九、假六六、法六四、坊四三、言三七、仰三七

386

三 蓮如上人善(從善)仰期從(從善)仰期に御かけ字あそばされて下され候。その後善に御尋候、已前かきつかはし候物をばなにとしたる、と仰られ候。善申され候、表補衣仕候て、箱に入をきて申候よし申され候。其時仰られ候、それはわけもなきことをしたるよ、不斷かけてをきて、そのごとくに心ねをなせよ、といふことにてこそあれ、と仰候し、と云々。  
記三〇、假六七、法六五、坊四三、言三七、仰三七



言同仰に云、これの内（一）に居て聽聞申身は、とりはづしたらば、佛にならふよ、と仰られ候と云々。誠にありがたき仰に候。  
記三、假六、法六、坊四、言二〇、仰五、期三

一期記は此條を改めて「是の内（一）に居者ありがたき事なり、聽聞常にせば、取はづしても佛にならん事よ」云々に作る。仰條々は本條ミ大差なし。

言同仰に云、坊主衆等に對せられ仰られ候、坊主といふ者は大罪人なり、と仰られ候。其時みなく迷惑申され候。さて仰られ候、つみがふかければこそ、阿彌陀如來は御助あれ、と仰られ候と云々。  
記三、假六、法六、坊四、言二〇

言毎日く御文の御金言を聽聞させられ候ことは、實を御領候（賜）仰法坊ことに候と云々。  
記三、假六、法六、坊四、言二〇、仰三、期三

言開山聖人の御代高田の代（二）顯智上洛の時、申され候、今度は既に御目にかゝるまじきと存候所に、不思議に御目にかゝり候、と申され候へば、それはいかに、と仰られ候。船路に難風にあひ迷惑仕候しよし申され候。聖人仰られ候、それならば船にはのらるまじきものを、と仰られ候。その後御詞の末にて候とて、一期船にのられず候。又茸クサヒラに醉申され、御目におそくかゝられ候しときも、如此仰られしとて、一期受用な

く候しと云々。かやうに仰を信じ、ちがへ申まじく存ぜられ候こと、誠にありがたき殊勝の覺悟との義に候。  
記三、假六、法六、坊四、言二〇、仰三、期三、第四二條參照

言身あたゝかなればねふりきざし候、あさましきことなり。その覺悟にて、身をもすずしくもち、眠をさますべきなり。身隨意なれば、佛法世法ともにおこたり無沙汰油斷あり。此義一大事なりと云々。  
記三、假六、法六、坊四、言二〇、仰三、期三

言信を得たらば、同行にあらく物も申まじきなり、心和ぐべきなり、觸光柔輒の願あり。又信なければ、我（あ）言記になりて、詞イサカヒもあらく忤イサカヒも必出來するなり、あさましく、よくくこゝろうべしと云々。  
記三、假六、法六、坊四、言二〇、仰三、期三

言前々住上人北國にさる御門徒の事を仰られ候、なにとして久く上洛なきぞ、と仰られ候。御前の人申され候、さる御方の御折檻候、と申され候。その時御機嫌以外あしく候て仰られ候、開山聖人の御門徒をさやうにいふ者はあるべからず、御身さへ聊爾に思召さぬものを、なにとるものがさやうにいふべきぞ、とくくのぼれといへ、と仰られ候と云々。  
記三、假六、法六、坊四、言二〇、仰三、期三

言同仰に云、御門徒衆をあしく申ことゆめくあるまじく候。（すてに）開山は御同



朋御同行と御かしづき候に、聊爾に存ずるはくせごとの由、仰られ候。

言開山聖人の一大事の御客人と申は、御門徒衆のことなりと仰られしと云々。  
記三六、假三六、法三六、坊三六、言三六、仰三六、期四一

言御門徒衆上洛候へば、前々住上人仰られ候。寒天には御酒等のかんをよくさせて、路次のさむさをも忘れ候やうに、と仰られ候。(刪)又炎天の比は酒などひやせと仰られ、御詞を加へられ候。又御門徒の上洛候をおそく申入候こと、くせごとと仰られ候。御門徒衆をまたせ、遅く對面することもくせごと、の由仰られ候と云々。  
記三五、假三五、法三五、坊三五、言三五、仰三五、期四一

\*仰條々此間に「餅を煮させられしを召寄られ、味を御覽せられんさ少きこしめされ、味のあしきをば曲言の由被仰付、鹽の不足なるも不可然、からきも曲言の由被仰付侍りき」の文あり。第六三九條 參照。

言万事に付てよき事を思付るは御恩なり、惡事をだに思付るは御恩なり。捨るも取るも何れもく御恩なりと云々。  
記三〇、假三〇、法三〇、坊三〇、言三〇、仰三〇、期三三

言前々住上人は御門徒の進上、物をば御衣の下にて御おがみ候。又佛物と思召候へば、御自身のめし物等までも、御足などにあたり候へば、御いたゞき候。御門徒の進

上の物すなはち聖人よりの御あたへと思召候、と仰られしと云々。記三一、假三一、法三一、坊三一、言三一、仰三一、期三三

言佛法にはよろづかなしきにもかなはぬにつけても何事に付ても、後生のたすかるべきことを思へば、よろこび多きは佛恩なりと云々。  
記三二、假三二、法三二、坊三二、言三二、仰三二、期三三

言佛法者になれ近付て、損は一ッもなし。何たるおかしきこと狂言にも、是非ともに心底には佛法あるべし、と思ほどに、我方に徳多きなりと云々。  
記三三、假三三、法三三、坊三三、言三三、仰三三、期三三

言蓮如上人權化の再誕といふこと、その證多し。別にこれをしるせり。御詠歌にもかたみには六字の御名を(まじりめい)仰のこしをくならんあとのかたみともなれと候。彌陀の化身と知られ候こと歴然たり。  
記三四、假三四、法三四、坊三四、言三四、仰三四、期三三

言蓮如上人細々御兄弟衆等に御足を御みせ候。御わらぢの跡くひ入、きらりと御入候。かやうに京田舎御自身は御辛勞候て、佛法を仰ひられ候由、仰られ候しと云々。  
(緒)假法坊

言同仰に云、惡人のまねをすべきより、信心決定の人のまねをせよ、と仰られ候と云々。  
記三五、假三五、法三五、坊三五、言三五、仰三五、期三三

言蓮如上人御病中大坂殿より御上洛の時、明應八二月十八日、さんば(三番)の淨賢所にて前



住上人へ對し御申候。御一流の肝要をば御文にくわしくあそばしとゞめられ候間、今は申まぎらかす者もあるまじく候。此分をよくく御こゝろえありて、御門徒中へも仰つけられ候へ、と御遺言の由に候。然ば前住上人の御安心も御文のごとく、又諸國の御門徒も御文のごとく信をえられよ、との支證のために御判をなされ候事と云々。

記三七、假言五、法言三、坊言七、言言三、仰言七、期言二〇

存覺は大勢至の化身なりと云々。然に六要抄には、或は三信の字訓そのほか勘得せずとあそばし、聖人の宏才仰ぐべしと云々。權化にて候へども、聖人の御作分を如此あそばし候。まことに聖意はかりがたき旨をあらはし、自力をすて、他力を仰ぐ本意にも叶申候ものをや。かやうのこと明譽にて御入候と云々。

記三六、假言六、法言四、坊言六、言言三、仰言四、期言四

註を御あらはし候こと、御自身の智解を御あらはし候はんが爲にてはなく候。聖人の御詞を褒美の爲仰崇の爲にて候と云々。

記三九、假言七、法言五、坊言九、言言三、仰言七

いまははや一夜の夢となり(さめ)期にけりゆき、あまたのかりのやど(こゝろ)期。此詞を蓮如上人仰られ候(にじ)期と云々。さては釋迦の化身なり(現)言記、往來娑婆の心なりと云々。

我身にかけてこゝろえば、六道輪廻めぐりく、今臨終の夕さとりをひらくべし、といふ心なりと云々。

記四〇、假言八、法言六、坊言六、言言四、仰言六、期言四

靈陽氣陰氣とてあり。されば陽氣をうる花はやく開くなり、陰氣とて日影の花はおそくさくなり。かやうに宿善も遅速あり。されば已今當の往生あり。彌陀の光明にあひて、はやくひらくる人もあり、遅くひらくる人もあり。兎に角に信不信ともに佛法を心に入て聽聞申べきなりと云々。已今當の事前々住上人仰られ候(に)仰と云々。きのふあらはす人もあり、けふあらはす人もあり、あすあらはす人もあり、と仰られしと云々。

記四一、假言九、法言七、坊言七、言言五、仰言九、期言五

蓮如上人御廟築を御通候(下)仰法て、紙切のおちて候つるを御覽ぜられ、佛法領の物をあだにするかや、と仰られ、兩の御手にて御いたゞき候と云々。惣じて紙のきれなんどのやうなる物をも、御用と佛物と思召候へば、あだに御沙汰なく候し由、前住上人御物語候き。

記四二、假言一〇、法言八、坊言八、言言六、仰言一〇

\*前住上人「御自言一語記法要本に従ふ。餘本は「前々住上人」又は「蓮如上人」に作る。

蓮如上人近年仰られ候。ことに御病中に仰られ候こと、なに事も金言なり、心をと



づめてきくべき由、仰られ候と云々。  
記四、假三、法〇九、坊三三、言三三、仰三七、期一〇三  
 冥御病中に慶聞をめして仰られ候、御身には不思議なることがあるぞ。(を)假法坊氣をとりなをして仰らるべき、と仰られ候と云々。  
記四、假三、法三〇、坊三三、言三三、仰三七、期一〇三

仰條々終に附記して「三月十八日の事歟」さいへり。

冥蓮如上人仰られ候、世間佛法ともに人はかろくとしたるがよき、と仰られ候。  
(宿徳)記言黙したるものを御きらひ候。物を申さぬがわろき、と仰られ候、又微音に物を申すをわろし、と仰られ候と云々。  
記四、假三、法三一、坊三三、言三三、仰三七

言同仰に云、佛法と世體とはたしなみによる、と對句に仰られ候。又法門と庭の松とはいふにあがる、とこれも對句に仰られ候と云々。  
記四、假三、法三二、坊三三、言三三、仰三七

兼縁堺にて蓮如上人御存生の時背摺布(相原)仰を買得ありければ、蓮如上人仰られ候、かやうの物は我方にもあるものを、無用の買ことよ、と仰られ候。兼縁、自物にてとり申たる、と答御申候ところに仰られ候、それは我物か、と仰られ候。ことくく佛物、如来聖人の御用にもるゝことはあるまじく候、と仰られ候。  
記四、假三、法三三、坊三三、言三三、仰三七

蓮如上人兼縁に物を下され候を、冥加なきと固辭さふらひければ、仰られ候、つかはされ候物をばたととりて、信をよくとれ、信なくは、冥加なきとて佛物を受ぬやうなれども、それは曲もなきことなり。わがするとおもふか、とよ、みな御用なり、何事か御用にもるゝことや候べき、と仰られ候。  
記四、假三、法三四、坊三三、言三三、仰三七



實 悟 記

(仰條々連々聞書及御一期記拔萃)



一。蓮如上人仰條々連々聞書及び御一期記の内より前集録になき條々を

摘録す。

一。連々聞書仰より四十一箇條御一期記期より十箇條を探り、なほ便宜上

山科御坊事山より四箇條を加へて、通計五十五箇條なり。

○一。蓮如上人仰云、罪は十惡五逆の者も廻心すれば皆往生すべし。由斷なるものは往生すべからず。能々心にかくべき也、とぞ被仰ける。 仰云

二。信心決定の人ありけるが、彌陀をたのみたてまつりし其年又月日時をも忘侍<sup>ツレ</sup>ければ、蓮如上人へ申されけるは、たのみ奉たりし月日を不覺はいかゞ也、と云人ありと申す人候。承り候へば、尤と存じ候が、いかゞ、と不審申されければ、決定の心にもとづきて、年久き人もあるべし、年月時日を忘るゝ人<sup>(も)</sup>あるべし。衆生は忘れたりとも、佛の御方には御わすれ有べからず、一度攝取ありて御すてなき事なり、とぞおほせらる。

仰云

三。一念の信心決定の事人々申あつかはれ侍りける時、蓮悟<sup>寺本泉</sup>蓮如上人へ尋申入られける様は、彌陀をたのみ一念とはいかゞ心得侍<sup>レ</sup>べき、と申入たりしに、仰云、本願のことはりをき、彌陀如來におもひつく初を一念と云也、と仰事ありけり。 仰云

四。信心は佛智なり、佛智よりたのませらるゝ信心也、と心得べし。たゞ彌陀如來のたのませられて御たすけある、と心得べし、一向に他力也。その後佛恩報謝の稱名も信にもよほされて申せば、是も口にとなふれば、我等が申様には候へども、信にもよほさ



れて申時には、みな佛智にもよほされて彌陀より申させらるゝ念佛なり、悉く他力にもよほされて申なれば、皆他力より申させらるゝ稱名、と心得べきなり。 期三

五ある時御堂を御覽じめぐらされけるに、あまた御堂に男女あつまられけるを御覽ぜられ、聽聞の望にてぞ堪忍候覽と仰られ、御簾きはへ御出あり、さまざま御法談ありき。其時三百人もありしに、此内に信心決定して往生すべきは、一人あるべき歟、二人あるべき歟、と仰られけるに、或人すゝみ出て安心の様申さる。此中に往生を遂べき人一人か二人歟と仰らるゝを不審申されて、私は如此、安心決定と覺悟仕候が、私より外に此内には五人も十人も決定心に成候人は有べきに、一人歟二人歟と仰らるゝは不審に存知候旨申されしかば、仰られ事に、自餘の面々にかゝはりごと無用なり。一人歟二人歟といはゞ、汝も 其 一人に成て往生を遂べき也、とぞ仰られけるに、各有がたく存じおどろき申しき。 期四

堪忍は辛抱して居るの意。第三三〇條參照。

六蓮如上人仰云、經の上にことなる物を置、は無間の業なり、あやまりても努々をくべからず。 仰一

七蓮如上人は山科の御坊にて四(壁)へきを御杖をつかれ御坊中御覽あり。板ひさしの端の出たりしを、御杖にてたゝき入られて、仰に、聖人の御用にて、門徒の人々の志にて取立られたる坊中也、をろそかに思べからず。破たらん所をば見付次第にか様にしなをすべし、皆御用の所の物なり、とぞ被仰ける。 仰二

八古へ本願寺の御坊は東山なり。青蓮院の門跡の御近所なり、いまに草房あり。巧如上人存如上人蓮如上人の御代までの御坊也。蓮如上人若くましくき比までは、彼御坊に御座ありき事也。巧如上人の廿五回忌も東山にてましくきと見たり。彼東山の御房の指圖を敬聞坊は覺(慶)られけるを、顯證寺蓮淳の所望によりせられけるを、拙者も若年にて寫置侍りしかども、享祿の亂に失侍る也。凡阿彌陀堂ばかりは覺ける間、注侍るなり。阿彌陀堂は山科の村(野)にてのも同多(大)きさ、三間四面也。内は九間也。向は東、方一間、六尺の縁に三尺の小縁あり、其外の三方は三尺の小縁までなり。内陣のたゝみまはり敷にて侍りしなり。御影堂も、内陣の大きさは同九間にて、疊まはりしき、野村にてのも同キ也。脇の押板も二間なり。霜月報恩講に御傳繪かけらる。押板野村にてのも同キ也。下壇はたゞ東の方へ二間也。已上五間四面の御堂也。



其外は三尺の小縁四方にありけると也。御亭もちいさく、其分量指圖おぼえず。御亭と御堂との間に廊下ある中程に亭チンあり、是を竹の亭チンと云。黒木造の龕相のちん也、といへり。惣じて御坊中もせばくちいさく、當時はそれ程のちいさき坊は一家中の諸國の坊にも有間敷よし沙汰にて侍りき。御坊中の後の方に女中方の御入候つれども、いづ方に女(房カ)方衆御入候ともみえ(ず)、人あるともなく、さびくくと御入候つる、などと其折節の事敬聞坊龍玄は物語候し事なり。

仰六

蓮如上人御法談ありしに、諸人聽聞心肝に入てたふとさ無限で侍けれど、夜更る歟又晝もしばしの事なれば、各沈みかへりて侍りしに、法敬坊うたへと被仰しかば、廳てうたひ被申けり。必ず誓願寺のとなふれば佛も我もなかりけりといふ所をうたはる。しばしうたはせられ、各の眠をさまさせ(ら)れて、又御法談ありし也。只人によく法をきかせられて、信心の人出来るやうに、との仰也。

仰六

蓮如上人の御母儀は化人にてましくけり、無疑石山觀世音菩薩にてぞおはしける。上人六歳のとき、我は是にあるべき身にあらざとて、應永廿七年十二月廿八日東山の御坊後の妻戸より唯一人はしり出給ひしが、行方しらず成給なり。其比上人六歳

の壽像を繪師に書せ、表褒衣までさせて、とりて出給ふ。我は九州豊後國(備カ)のともと云所の者なりとぞ宣ける、彼所や觀音の由緒の何とぞ侍らん。上人御成人の後に人を下御尋ありけれ共、左様の人ゆかりとてはなく、知たる事もなし、と申ける。其比江州石山の觀世音は石山にはましまさぬ、といへる支證明鏡なる事の侍るを、寺家の人々語りけるこそ不思議なれ。其後かの六歳喜像は石山觀音堂の内陳にかゝりてありけり、と各申傳たる事の子細あり、不思議なりし事共也。彼、御母儀は東山の御坊にて例式女房達の様にぞおはしける、と人々語あひけり。

仰六

蓮如上人は御若年の比は御繼母の如圓禪尼と申おはしけり。蓮上如人(四十)三歳の時圓兼法印存如宣化(遷)し給ける。然ば御若年の比御母儀の一段なさけなくあたりまいらせられけるとぞ、傳へうけたまはる。實子の圓光院應玄を御執事御寵愛にて、是を御住持にと、連々内證に思食たりし間、万事蓮如上人の御方をばひづめまいらせられける。

仰六

「御執事」御執し讀むか、執心なり。

三長祿元年に存如上人御往生ありし時、以外に各騒動の事ありし事あり。蓮如上人



は御讓狀ありて、御嫡子と云、別儀あるべからざる事にて侍しを、御繼母の御わざなれば、青蓮院にましくける圓光院應玄をおとし申され、嫡々の儀と申成れ、御讓旨なりとて、既に御葬送の時も御住持分たりき。然ば一家衆も坊主衆も御内衆も各同心に以連署一味に御家督の分にてぞ侍りき。御流の人誰か兎角申べき人なし。御繼母御とり持なれば、たれにても如何の儀とも申人なくてぞ侍けると也。然ば存如上人御舍弟如乘一人、是不可然、さりとして御讓狀と申、嫡子の儀といひ、應玄の儀心得がたし、とぞの給ひける。雖然御繼母御とり持なれば無是非事と、申出すべき様もなき所に、是非共不謂旨、達て如乘一人の仰事ありけるに、常樂臺光崇も一向疎略の躰也。然ば其外は皆々閉口侍しに、大に不可然旨、青光院宣祐如乘也一人各へ被申出、加様には不可有事の由、一人はりて有馳走て、兼壽法印家督の儀は被申沙汰たる事也。仍爰に不思議共出來し、開山上人御道具等先三種共蓮如上人へ參事ありき。是不思議の子細共也。開山御袈裟御助老御珠數等參也。然ば此儀各同心の由御聞候て、土藏等に有ける物、經論正教迄、悉御繼母の御方へ夜中に取かくされて、倉にはたゞ一尺ばかりの味噌桶一と代物百疋、藏には殘され置れけれ共、其比未御方

と申ける蓮如上人の御方には、いさゝかも兎角の違亂不可申の由被仰定、御住持職のわたり申一儀計を肝要と被思食たる事也。此儀たゞ青光院一人の被申定たる事也。堅申定られ、一人の依馳走たる事にて、一門の衆も坊主衆も惣の御門徒衆中も各尤と同心により、御内のかたくの事も無別儀、御住持にならせ給ひたる事也。依之青光院を別而御執事の儀也。仍二俣の坊に青光院居住の間、細々吉崎の御坊に御座の時も、二俣の坊へ御出ありし事也。依之如乘の跡にも蓮乘、又蓮乘跡にも蓮悟又實悟、兄弟三人を被仰付事にて侍り。然ば又徳度得の時は、自餘にかはりて、代々實悟まで、御太刀拜領せしむる事也。其外本泉寺は自餘末寺にかはるべき旨、被仰出たる事共有之云々。自餘之儀略之。

山門

三古へ應仁寛正の比の事歟、東山大谷の本願寺の御坊に日花門を立られしを、山門左は有べからずと、押寄焼はらひけるより、蓮如上人は江州へ御下向ありて、所々徑徊しますますに、金森の道場へ移住し給し。當宗を偏執の輩の多き比、彼道場を可成敗の企ありて、或曉より押寄、其勢三百餘人なりしに、取まはし一人ももらさず討取らんと下知して侍りしに、蓮如上人は折節その道場に御座マシて、木像の本尊をめしたりし



御衣をぬがせ給ひ裏ませ給ひて、かいいだきはしり出させ給ふ。白晝なれ共一人も討もらすべかりし事なり。(か)脱カかども、敵陣の中へはしり出させ給ふを、見付たてまつる人もなし。御供の人も御跡につきて出られける。見付る人もなく無事に隣の里。(へ)御退ありし事なり。奇代不思議の事なり。(と)とりくくに申沙汰せし事なり。此事かくれなく、人々もとりくくに申たりしに、其時近所にありて是を見て、蓮如上人はたゞ人にましまさず、と取沙汰ありき。其比奉公衆松任上野守は御門弟に被參けり。是さらに御遁ゲレあるべき様もなかりつる事なり、と上野守つねく語られける由を申侍り。仰云開山親鸞聖人は四十餘歳の夏の比坂東所々御徑徊の例とて、本願寺の御住持は代々東國御修行なり。先師蓮如上人は、最初は三十餘歳、恒例にまかせ御修行三度までおぼしめし立ける事。當流の門人路次中に且以これなきにより、乗物まいらする人もなかりき。然ば道中は御わらんづにて皆歩行なれば、御辛勞かぎりなく、御足にフランプ藁津くひ入たる跡ありけるを、御臨終の砌までも取いだされ兄弟中に見せられけり。加様に御苦勞ありて、諸國の御門弟も出來し、一宗繁昌ありて、今各心安く安穩にあることありがたき事也。正に程近く見及申、存知することなれば、此御恩を存知わすれ

ては、淺間敷次第たるべし。よくく誰々も分別ありて、忝シ思ヒ奉て、其御恩をわすれず、難有存すべき事なり。當時一宗繁昌の躰にてぞ御恩を深ク存すべき也。文明には吉崎御逗留也。期三 第一六二條参照

三 第二番の東國御修行は文明年中也。以前也 年記 可勘其時にははや御門人ひろまりて、佛法繁昌ありければ、路次中馬などまいらする輩も出來せりとなり。

その初比蓮祐禪尼往生の砌なり。實如上人 御母儀其比聽聞のかたく、はや多出來あり、近國路次中の人々も志ありて、所々御とをりにあまた所に御逗留の儀もあり。其比加賀國河北郡横根村と云所に三ヶ月蓮如上人を留申侍けるに、横瀬の乗光寺と云坊に光臨あり、御法談たびくあり、皆人歡喜きはまりなかりしに、二日といふ日晩景日没の勤を申終に、佛法僧の鳥夕日も未かやく空に來、三聲までこそ鳴たりける。奇代未曾有の事なり、とぞ各その比申あひける。權者明師の徳あきらかに顯れます。此鳥と云は常の處にはなかず、日本國中にては富士白山立山の深山又は高野上醍醐などには鳴といへども、聞ク人希なる事といへり。今この在所に鳴べき所にあらざれども、先住蓮如上人名匠の威徳をあらはせり。期三



云第三度の御修行とは、又坂東邊へ御下向と催され、文明五年歟、吉崎の御坊より出給て、越中州利波郡井蟬庄之内井波村瑞泉寺の坊迄御下向なりけるに、此國も當流門人ひろまりて、此時はや當宗繁昌の事にて、御下向とて人々數おほく群集せること限なくして、毎日に人多押しして五人十人死せること侍れば、此村のはづれに野尻野と云所あるに借屋を打て、人々に御見參ありしかど、猶も人こぞり、國中の武士の輩迄まいり、ことごとくしく人多くて、御修行の道中も成がたくて、瑞泉寺より夜中に御忍びにて、又吉崎の御坊へかへり給ぬ。然ば第三度めにはあまりに一宗繁昌により御修行もならざりし事也。

期三

云先師上人坂東御修行の時、鎌倉近き所に善鸞の御坊跡あり、柳茂りてたしかならず。かゝる處を御通ありしに、善鸞は聖人御不孝ありしなればとて、御坊跡の柳の梢をも御覽あるまじとて、二三里の間御笠をかたふけられ、ついに御覽ぜられざりしとぞ、仰らる。聖人への御不孝をふかくかなしみ給し事なり。

期六

云明應七年の冬大坂にて御法談に、われは明年三月に往生すべし、と被仰侍り。が、又は御詠歌にも、明應八年往生こそすれ、と下旬にあそばされける事なり。兼て御往生

の時尅をしろしめされけり。同三月二十四日、我は明日往生すべし、と仰事ありしまゝ、さては明日御往生、と人々も覺悟せられて、明日はまいるべし、と各覺悟し侍りしに、不被參人も侍りし、と人の物語ありし事なり。是は仰を信ぜられざりし人也。

仰六

云明應七年の夏比よりの仰には、明年三月は往生すべし。久敷ことならねば、奉公する者ども心得てつかはれよ、と御前に致候の人々にも仰事ありけり。

期二〇

云明應八年二月八日の夜或人夢想をみる。蓮如上人は法然聖人の化身にてましませば、かならず二十五日に御往生あるべし、と人のつけしらせらるゝと見て、二月九日に上洛し侍りけり。誠にうたがひなき彼聖人變化とおぼえて、御勸化にたがはず、聽聞、人々早く心中を改め、御教化をありがたく存知せられけり。夢にたがはず、廿五日に御往生なれば、彌うたかき彼聖人の御再誕とぞ申されき。

期二〇

云御闍維の時尅は午時なり。供奉の僧衆その外數萬人群集せり。道中の時念佛常ならず殊勝にて、聲佛事をなせるよそほひ、諸萬人涙にむせびけり。かくて一片の煙となし奉る。煙の中に白鷺おほく充滿し舞あそぶ。白蛇も煙にまじりとびめぐる。し



かしながら煙にまじり來生のたよりとせんとおもふ歟とみえたり。又は愁傷の心なる歟。と皆人申あへり。空花は雪のふるがごとし。紫雲は日光のめぐりに五色なり。天より降<sub>ル</sub>蓮花の廻り大きさ一尺あまりと云。前代も未聞奇代不思議のよそほひなり。

期(三三)

三又西の山へ泉涌寺の長老其外僧衆十餘人あがりて、山科野村の躰を見、紫雲のたち空花のふりたなびく躰を拜見し、奇代の事なりと感じつゝ、本願寺上人はたゞ人にてはあらずとぞ甘勢(マ、)せられける。權者明匠の入滅の時は、いづれもかくこそ有つれ、と同道の衆には申されけり。其時長老衆僧にかたられけるは、今度越後國より上洛せし人の語けるは、この本願寺の上人は彼宗の開山親鸞聖人の化身なりと申されき。彼寺の長老はしかるべき仁にて聞えありたる人にて候が、事外先師上人の事をば一段執し申されし人にて候ける。

期(三四)

三蓮如上人の御往生の時は、年來聽聞に心を悦し人ありけり、大和芳野山里(郷内飯貝の里に與次郎云)の人也。山科にて御往生を遅々してき、御葬送にまいらずしてふかくなげき悲で、御葬禮すぎて侍りし晩景をそく参りて、をくれ奉ることの悲さよとて、かこひの内へはい

り、腹十文字にかき切、腹わたを出し、我とふえをかき切てぞ死しける。御わかれを悲みける殊勝の事とぞ申合ける。明應八年三月二十六日の事也けり。 仰(次、期(三五))

予實悟十八歳の秋腫物を相煩侍て、可<sub>キ</sub>往生スと思ける曉方に、たゞしく夢想を見侍し。蓮如上人にあひたてまつるに、仰に云、今は不可往生と、また今より四十あまりまでは存命すべし、と仰事ありて、我等が心をなぐさめられ仰られし。併、存命させられ信心も決定せしめらるべき御はからひ、とたふとくありがたかりし。又其後能州府中にて煩たりける時、又往生と覺悟し侍りし夢に、蓮如上人もつけ衣を廿計懸をかれ被下て、一年に一づゝ可着之由仰事ありし。勘みれば、五十計なりしに、七十餘年あるべき様に被仰とおぼえし。既八十餘まで存命、たゞ信のなき事を仰事、とありがたく覺侍りける。其後又河内國茨田郡門眞庄に侍りし、夢想を見侍りける。永祿十年月日蓮如上人光明赫奕として佛壇(壇)の様なる所に空よりあまくだり給とみる。亡母蓮能禪尼も忽然と出給に、上人仰云、當時過分の振舞不可然、一身心懸てつゝしむべし、と仰事あると大坂殿之儀を覺て、被仰聞ありがたく、流感涙侍りてぞおぼえける。不思議の仰共也。予八歳にして別れ奉る事也。度々御教化とおぼえて夢想を見奉



事あり、則別紙に注侍りき。歡喜のあまり如此注置侍り、外見努々不可在之。仰云  
 實如上人永正年中の初比の事にて侍りしに、忍て大和國多武峯毎年十月十五日六  
 日の能を見物あるべきとて御越ありしに、不思議の事侍りけり。彼峯の坊中、院  
 と申に縁ありて御越ありし。彼坊主の夢想をみる。大織冠をば檀山大明神と申ス、  
 より示現をかうふる。彼候仁と覺しき人彼、院に申さる、事は、此度の申樂サルガクに大  
 明神の御客人參詣申さる、間、いかにも慇懃にあつかひ申さるべき由、慥に託宣をか  
 うふりけるに、忍て誰ともなく京中よりとて御出ありければ、内々は不思議に思て  
 ねんごろあつかひ奉て、かへし申侍るに、此外にあやしき客人もなし。されば託宣の  
 旨は此人にてこそおはしさんと彼、院もおもひ、實如上人にまいらせけるあたら  
 しき椀家具を、只人にあらじと思ひて、後ノの檀壇の土の中に埋てぞをかれ侍し。不思  
 議なりし事也。其後は内々さぐりき、て、御主ヲをも知侍りきと也。仰云

云同實如上人御往生の時、越中國女性佛法に志ふかき人ありけり。御葬送にあひた  
 てまつり、御骨をとり、頸にかけて下りけり。越前州五本と所にとまりて侍りけ  
 り。此在所は當流の門人一人もなき所なりしに、彼女房それをばしらで、みな當流の

人なるべしと思ひて、彼宿の亭主の妻に御骨を少わけて出し、これは山科本願寺の上  
 人の御骨にて候、といひて出しけり。亭主の妻は何心なく上人の御骨といひける程  
 に、請取たれども、骨といひけるほど、いさゝかいま敷こちにて、家のそとに藁  
 がきに指をき侍りけり。程ふるまゝに此亭の妻も忘れにけり。さる程にその隣の里  
 八五本村に光物ありといひて、毎夜各とがめつ、申沙汰しければ、或人見付出て、五  
 本の宿のうしろにひかる物ありとて、夜ごとに人々出てこの圓光を見付て、宿の亭  
 主に所をさして云けるに、彼御骨の事を思出て、さる事の有けるよと思ひて、御骨  
 を見ければ、五色になりて夜ごと圓光の立ほどに、奇特不思議也と申て、近所の當流  
 の人々に語りつ、彼、五本村衆あまた當流の門人とぞ成にける。仰云

云同實如上人大永五年二月二日御往生を歎き、山科ちかき所の人、佛法に志ふかき  
 人、あまた身をなげて死する人、五六人あり。越前の人二人、賀州に六人、已上十三人  
 身を海河へなげ入て死せり。不思議なりし事也。仰云

云蓮如上人御存生の砌越前國豐原寺の麓に、小黑殿在所名忘候申在所に、志の人蓮如上人御筆の名  
 號を所持す。然るに不慮に火事に屋を燒侍れば、名號も燒たり。かなしみ歎きけれ



ど、甲斐もなし。あまりのかなしさに、焼たりける名號の灰を箱に入置たりしに、一夜にその灰三尊まで阿彌陀如來の金佛となる。各これを不思議と見奉て、このまゝ安置せんもいかゞとおもひて、持て上りて蓮如上人へ上件の子細申上て、彼三尊あまりに不思議の由申上たりしに、御覽ぜられて、是は不思議にあらず、佛の御名なれば、焼て佛となるは更に不思議にあらず、凡夫の佛に成こそ不思議なれ、これは不思議にあらず、とくく持て下るべし、と被仰て、追下されけり。不思議に在がたき事、とぞ各申あひける。

仰る 第一七三條參照

拾塵記に類似の記事あり、能登國鳳至郡鈍打村の内多羅村に云所の道場の主入道道慶に云もの、事こそ

444  
元河内國出口村の坊は御厨石見入道願人にてとり立たる坊。その外近所の坊々も此石見光善ころさしの仁にてとり立らるゝ人也。その申さるゝ詞にいはいはく、頭に亂杭はふるゝ共、佛法の御難はつかまつり候まじ、と申たりしを、蓮如上人事の外に御感ありし詞也、とて各物語候し也。常に又御褒美ありて、被仰出侍りしと也。仰る言前住存如上人二十五年忌<sup>文明十三</sup>山科にて御沙汰ありけり。御佛事一七日結願の已後に

445  
四日申樂の能ありし時狂言に、さい鳥さし鳥をさゝんと心に入ねらふ所に、或者來り衣裳を乞ければ、鳥に心を入るまゝに、身に着したる衣裳もみなくぬぎてやり、腰刀脇指もみなくやりたるも覺ず。鳥さし鳥をにがしたるあげくに、身のはだかなる事を思付て侍る。此狂言を二日めに仕りたるを、蓮如上人御感ありて、三日めに又させられけり。是を後にも被仰出、鳥をさゝんと心にかけて、何も不覺不知は殊勝なり、と仰られ、加様に佛法に心を入れてこそは、佛には成べけれ、と被仰侍りし事也。

仰る

第一〇七條參照、「文明十三」にあるは恐く傳聞の誤なるべし。

446  
三賀州島田村に唯道とて、佛法を心に入し人ありしが、蓮如上人の仰をふかく信じたてまつる人にて侍りし。病者なる由を聞召、中風氣の由申侍りしかば、仰に、加賀の山中の湯に入べし、中風によき由聞及べり、と仰られし間、山科殿より下向して、其まゝ在所へもゆかず、直に山中の湯に入、三日三夜入つめて居られけり。唯道の親類共きゝて、いそぎ行て、先食物を湯の中へ持せ、食せさせ侍りつゝ、さて何とて加様に湯には入つめらるゝぞと問ければ、蓮如上人我等が病氣を聞召されて、山中の湯に入、



と被仰侍りければ、仰を忝く存ずるまゝ、如仰と思つゝ、加様に入なり、とぞ語られる。佛法者は加様に仰を守り申されけるなり。

仰

三法敬坊順誓物語ありしを、愚老たしかに聞侍りし。蓮如上人の仰に云、法敬は開山の御歳まで生べし、と仰らる。何かそれまでは勿體なく、と被申しかば、いやゝ生べし生べし、と被仰ける。當年八十四歳まで存命つかまつり候と被申ける。如仰満九十歳まで存命ありて、永正七年七月廿七日往生とげられき。

蓮如上人御往生後十一年存命也 仰三、第五條 參照

三慶聞坊龍玄と云は、蓮如上人御若年の比東山の比大谷の御坊に御居住の砌より祇候の仁也、若キ時は美濃と云。若年より法流の儀被得御意し人也。當流聖教等大略蓮如上人より傳受申さる。教行信證六要鈔まで請被申たる條々の子細等を常に物語候き。永正十三年に予廿五歳之時教行信證を請侍りける。三月二十八日より請始て、同四月廿八日果畢。其時龍玄被申けるは、予兄弟中各に此本書相傳申事我本望是也。前住蓮如上人より請習申たるによりて、今兄弟中各にも傳申たる事、前住上人も可爲御本望、と落涙せられける。龍玄七十二歳と侍りき。同學に順興寺實從候き。誠に本望と申されけるも、併前住蓮如の御意趣と覺侍るなり。其後永正十七庚申十二月

十三日七十六歳にて往生をとげられけり文安二。誕生也。子息美濃法橋秀方大永四九月四日頓死四十六也。 仰

言蓮如上人めしつかはれし駿河入道(丹後カ) 下間 筑前 八男善宗と云しは、若年よりも久第一奉公に心をかけ類なかりき。然るに佛法に心をかけ後生を一大事とのみ思し仁也。蓮如上人毎夜御寝なりては、面の座敷に傍輩をもねさせて、一人燈下にて聖教御文等拜見數尅して、同志人あれば法義の談合をし、夜ふくるまでもありがたき旨讚嘆せられけり。上人御往生ありては、出家し御葬の御供申されたり。老年に成ては、彌佛法を心にかけて道心道念たぐひなかりき。山科の御坊にて聊なる部屋に宿す。曉ちかく成て老眼はやくさめて、常に夜を殘す身と成ては、寝られずとて、半夜の程より御堂へまいり、佛前開山の御前に人多ねられたる中に入てかしまりありて、もししはぶきせば、我と聞知人あり、起あがりてはと思、しはぶきのしたきをもこらへて堪忍す。いねられねば宵からも夜半からも佛前にまいり念佛まうし、御恩をよろこび居たりし人也。始はしはぶきをも心安したりしが、人聞知て起きんとし、後はしはぶきをこらへけるが難儀なりける、と予に物語侍りし。奇特殊勝の佛法者也。是併



蓮如の御勸化によりたる事也。永正年月日七十歳に往生す。必安樂の教主たるべき事うたがひなき仁也。  
仰毛

益越中州赤尾道宗と云は、蓮如上人御在世の時一年に二度三度は上洛し、山科野村の御坊へ参りけり。遙の路をしげく上洛す。大儀たるべし。しげく上洛すべからず。など仰ければ、畏候と申ても猶上洛す。奇特の佛法者都鄙かくれなかりし仁也。俗の時は彌七郎御文あそばし入らる也とやらん云し事也。或時七月中旬比に上洛し、日暮て御坊へまいり、南殿へまいりけるに、折節奏者は下間駿河入道五郎左衛門、云時也蓮如上人へ道宗まかり上たり、と申入らる。やがて可参とてめさる。月さやかにて、庭は晝の如し、御座間はくらし、いづくに御座あるとも不知くらかりけるに、道宗心に思やう、遙久拜顔し奉らず、哀れ御尊顔を見奉らばや、とは思けれども、ともし火ともされず、おがみ奉んと思へどもくらし。御前のとおりに参、御禮申ければ、此炎天に大儀に、よくのぼりたる由、被仰。忝くて、頭を上おがみ奉ければ、御座敷光明赫奕と御すがたをもあきらかに拜し奉りしありがたさよ、と其時の事常々ぞ道宗はかたり申侍りき。道宗は永正十三年七敷月日往生す。  
仰毛

蓮如上人の光明のこと度々おがみ侍りし由、亡母眞如院蓮能尼の御物語ありしは、御寝なりて佛法の儀被仰、御悦ありし時は、座敷かゝやき光明ある事は、常の事にて候、とぞ御物語ありける。  
仰毛

蓮如上人越前國吉崎の御坊に三年御座の時晝夜佛法の一義よりほか他事なかりしに、手原ナハラ字如何の幸子坊に蓮如上人御尋ありけるは、これの一義は佛法三昧と見たる歟。又世間三昧と見たる歟、と御尋ありければ、幸子坊申されけるは、世間三昧とみえ申たると申されければ、事の外に御感ありける。其比晝夜佛法までにて御入候たるだにも、世間三昧と御沙汰候。今の時節は中々淺間敷候事にて候、との沙汰のみにて候。  
仰毛

山科の御坊には蓮如上人御座候、大津の御坊に願如上人ましくし比、皆人々兩所へ年始には早々御禮に被参候けるに、幸子坊は山科より大津へ被参、又法敬坊は大津より山科へ歸られけるに、相坂山中にて兩人出會て、法敬坊の御慶御満足といはれければ、幸子坊云、我等に左様の公界の禮儀は不入候、一言成共御恩の方難有旨可承由、申されて通られけり。各尤と被申けり。昔の佛法者は加様に一言も徒なること



なく、佛法ばかりなり。尤是まなぶべき也。

仰云

元本泉寺法印兼鎮法名蓮乘 願成就院弟は、兄弟の中にも無比類、正直に律儀名譽の人也。天に脊ぐくまり地にねき足すといへる本文のごとく、いづくにても頭をさげて、足をとを聞たる人もなく、常住身躰不増不減のありさま(也)成き。常住坊にて獨居住の所にて、衣をぬがず、じやうろくか、ず、片膝を立て、晝夜聖教ばかり披見し、夜は子丑の尅まで燈のもとにて向聖教披見し、曉は寅卯尅已前より佛前(り)にあて、佛法の一義ばかり讚嘆せし也。本願寺の御坊にては、縁廊下端計をつたひあるかれ、中をば亡父尊老御通の路とて、中をば聊も不被踏侍りし也。如此覺悟の事にて侍る間、國中隣國近付衆信のなき、一生の間歎にて、其を違例とせらるゝ事にて、廿五年の間所勞候。一向無機心に御成候しが、往生ちかくなりて、五六日前より本心に成て、安心の一儀等堅固に物語候。往生ありし其後往生奇瑞共繁多也。

仰云

古、兄弟中をのく、並居侍りしを、縁など蓮如上人御通あるとて、座敷の内を被御覽仰せけるは、あまたの人々の聲したりしが、誰も人がなきよ、と被仰て、御通ありけり。兄弟の中にて本泉寺の二代に蓮乗と妹の壽尊比丘尼と、兩人に一人、座中に御

入候へば、人があるよ、と常々被仰けり。兩人ならでは人とは不思食事也。

仰云

順如上人願成就院蓮乘兄 實名光助法印、本願寺住持十年ばかり御持候歟、蓮如上人御存生の間也。大津顯證寺開山也。蓮如上人は佛法方計被仰候時、順如は住持分にて世上の儀萬御扱候し事也。依病氣酒を不斷御用候し間、早世候、四十二歳也。禁裏の御事武家將軍家の事而已御扱候し事也。

仰云

本泉寺勝如尼公とまうすは玄眞法印四女時藝法印孫也、宣祐法印室(蓮乘)兼鎮僧都病氣によりて、廿餘年の間悉皆住持代として、諸事はからひたりき。世間佛法共寺内の事は申に不及、加賀一箇國事も、此尼公のはからひにて、國中他宗(衍カ)の寺々へ音信ありて、不斷國中他門寺々衆音信共にて、威勢も無限、富貴自在にして、佛法興隆の人也。蓮如上人實如上人の仰にも、北陸道の佛法は此尼公の所爲なり、とぞ被仰ける。文明の比蓮如上人より中違の事侍りしと也。實如蓮悟等に各に御物語ありしは、此中違の事は常、人に替たる御中たがひ也、とぞ被仰ける。何事ぞと云に、本寺へあまりに細々の音信あれば、本泉寺可斷候。本寺を心に被入事無數限、時々折々に物を上せまいせらるゝとて、蓮如上人御中をたがはれ侍りける。さらば音信申すべから



ずとの佗言を被申、御中を被直侍りしが、蓮如上人仰に、音信すべからずとて中を直ては、後には猶本寺へ物を上せ、音信ありたる人なり、と蓮如上人の仰とて實如上人御物語ありしをば、予切々被仰聞、奇特不思議の尼公なり、とぞ被仰。其息女の如秀禪尼兼鎮女中もをとらぬ佛法者不思議の人也、と實如上人は常々御物語ありける事也。

仰二至 御文全集帖外一三二條參照。

聖永正三年に細河右京大夫政元と畠山上總守(義豐の事カ)、と中わろく成て、河内國舉田の城を政元せめられけるに、いかにも城よくて不成けり。程ふるまゝに、何者のいひける事や覽、河内津國の本願寺門徒を陣立させて此城を責ば、たちます可被得勝利、と政元にいひける程に、政元同心あり。山科殿へ政元まいり給ひ、門徒の坊主達并惣門徒に出陣させて給り候へ、と申させ給ふ。其時は實如上人の御返事には、中々左様の事仕付ぬ身と申、門徒ものに左様の事は申付たる事もなし。長袖の身と申、中々申付候とも、不可承引事にて候、と色々御返事候へ共、年來無等閑申承間の事に候へば、此時御合力可爲満足、と種々様々の申され事にて侍しに、中々此儀に限て、一向長袖の身にて左様の事難申付候由、再三仰候へ共、前任蓮如御時より甚深に申談事にて候

へば、加様の折節にてこそ候へ、被仰付候て給候へ、とかさね、數日申させ給侍しかども、堅(辭)而退御申候へどもかなはず。或時は右京兆山科へ來臨の間、大津へ實如御逃候つる時も侍し、又大津へ追かけて參らせ給ひ候し程の躰にて候間、御料簡なくて、攝津河内兩國の坊主衆門徒衆へ、此事、京兆半將軍の様に今は威勢かぎりなき人にて、然も御本寺の事を無等閑馳走人にて候へば、再三御斟酌候へ共、如此仰候間、各出陣候へかし、と被仰候へども、兩國衆、いまだ左様の事は不仕付候へば、兵具もなし、如何して俄に可仕候哉。元より開山上人以來左様の事當宗になき御事候。いかに右京兆御申候共、不可有御承引事候由、被申候。數度以折紙狀等丹後同弟源四郎被申遣候へ共、兩國衆いかにとて如此の事可仕候哉、正に開山以來なき御事を可仕候哉、又於御進退も無勿躰候由、度々被申上。野村殿よりは、京兆の催促被申候儀被仰付候へ共、さりとは開山以來御座なき事を可仕候哉とて、終領納不被申候。政元よりは切々被申候間、不被及御料簡候て、加賀國四郡より、千人歟と覺候、被召上、譽田城へ被立候き。其後此儀被申結て、宰相殿(實賢、在大阪坊)御事は蓮如様御愛子の御事に候へば、御本寺様に用可申候、實如様御事不謂開山上人以來無御座事を被仰付候とて、不可用候



と申、御内人隣國坊主衆等以連署被申定、如此ありたる事候。然共宰相殿更無其覺悟事候。取持被申候坊主等の曲言になりて、五六人いまでも門徒も被召放、無子孫やうに候。則大坂殿へは源四郎並美濃法橋二百餘人召具し下向の間、宰相殿同太方殿同御料人(木弟實從)左衛門督(未兒)大坂殿をば御退候。又畠山尾張守(尚)太方殿さあるべき事にあらずとて、又大坂殿にすゑ被申候き。雖然加様の強義有べからずとて、又大方殿も宰相殿も京都御退の事にて、三年牢々分にて候つるを、御比丘尼御所曼化院御扱候て、山科へ御和興候て、宰相殿は少後に御なをり候事にて候。其時の河内攝州衆書狀丹州源四郎方狀の案等大坂殿より下申候間、所持候事候き。

山三

大坂の御坊と堺の御坊とは宰相殿(實賢)へ御相續坊にて候を、堺の御坊をば、兩所まではとて、大方殿(能)上御申候。大坂の坊ばかりは實賢は住持の分にて、蓮如上人御往生以後數年候しを、申事によりて被明候て、其後はやう／＼山科の御坊の傍に南殿(にか)と申は大方殿宰相殿御入候つる。大方殿永正十五年に御往生候てより、同十六年に江州堅田の坊へ實賢をば被仰付、住候。其後三年過候てより大坂殿をば教恩院と名づけられ、實如の御隱居の所と被定侍し。其比より圓如は本願寺殿御住持分に世上

の儀は候つる。内儀は實如御住持分にて候。堺の坊は蓮如上人の御坊にて、信證院と號せられ侍し。其後中比堺坊には左衛門督(實從)を可被仰付、と内々有増候しかども、何と哉覽申事候て、實如御往生砌は、山城三栖坊を被仰付侍しかども、終不住候。證如の御時牧方の坊を仰付られ、住し侍る事也。子孫いまにこれにあり。

山三

大坂一亂の砌は、芳野飯貝の坊には弟にて候侍從實孝住持候しかども、無別儀候き。西證寺(實順の事)久寶寺の坊は大坂ちかく候へば、諸事一同に候し間、宰相殿牢々の砌も同前に牢籠し、京都に候し。其後各(証字あるか)候てより、如前に住持の事に候き。

山三

善知識(本寺の住持の事なるべし)の仰に違ふ事ありて御勘氣をかうふる人は、不可往生と云事、歴然也。而ども子細にもよるべき歟。信あらば仰にも違ふべからず、又は人の申成により候はば、往生にさはり不可有也。昔法然聖人の御時熊谷次郎直實(蓮生、法師)同道(蓮生、法師)同行の人に名號を聖人のあそばし下されしを、ほしき由まうして、押てばひ取たりしを、曲言の由被仰て、御折檻ありし時、蓮生法師なげきかなしみ、後生もむなしかるべしとて歎被申ける時、聖人の仰に云、源空が中をたがひたるとて、何事に後生のむなしかるべきぞ。坊主の弟子を折檻し(勘當)するは、心得をなすべき爲なり、後生のむなしかるべき謂



なし。其謂は、一度本願に歸しつゝ、彌陀をたのみ奉る信心は、佛よりさづけ給心也。たのみ衆生の心は、彌陀如來の心光に攝取したまふてすて給ふべからず。坊主の勘氣をかうふりたるるとて信心を御取かへし有べき歟。とぞおほせらる。眞の信なくは、坊主の勘氣なくとも、地獄におつべし。能々心得べし。とぞ被仰ける。能々此道理分別すべき事也。

仰三

法門申違たる人を生害させらるゝ事、近年これあり。前代は承不及事也。蓮如上人實如上人御時までは承も不及事也。先釋迦如來の御時は、御弟子達のあまた相論の侍りしかども、双方を如來いづれも御領納の事あり。其故は、さとりたるとさとりざるとの二にて各別法を聞なりとて、いづれも曲言とも宣ざりしとかや。法然聖人御弟子又如此。立川流とて邪義を立て勸化せし也。是又御成敗ありたる事なし。新堤ニイツ、ミシシゲ信樂房御勸化をそむきて侍りしかども、さづけらるゝ所の本尊聖教を召返されよと申されしをだにも、左あるまじき旨、鸞上人の仰事ありつる事也。いづれの御代にも邪義邪法を申さるゝ人ありしか共、邪見にその人を殺害せられたりと云事、注されたる物にも不拜見承も不及也。蓮如上人の御時も邪法を申人あまた侍り

き。或人其仁を成敗し殺害に及べき由、申人ありしに、蓮如上人、ゆめ〜殺害などは不可有之事也。既命をたちては不便の事也。聖人の法流を申込みだし邪義をすゝむる人は、頸を引てもあきたらぬ事也。我一身邪義を申のみならず、又人を迷はし奈梨にしづむるはあるまじき事也。雖然命をたちては不便の事也。いかにも其仁をふかく折勘(摺)せしめ、同行の烈(列)をはずすべき也。命あれば、心中を思直し改るれば、ありがたき事也。忽に命を失へば、奈落に沈なり。能々心得べし。と仰事ありし事也。されば蓮如上人實如上人の御時までは殺害の沙汰承も不及事なり。

仰三、作六

只蓮如實如兩御代、御内仁等わろき事せられ被申たる人あまた侍りしに、何れを歟忽生害させられたると云事の侍りしぞ、うけたまはり侍らず。其比事のありつる、ふかく御勘氣をかうふり御内を被出て侍しを、其親類同名中として生害させられたる事あり。又番衆中の傍輩衆として殺害に及たると云事をば承り及侍りき。上よりの儀として生害に及たるなどと云事、且以うけたまはりも及ばざる事なりき。

仰三

兎將軍家の上藤に春日坊と申は、攝津守姫代々祇候の事なり。實如の妹愚老などが



姉の妙秀と申せしを幼少の時より養育せし人也。然ば蓮如上人へも知音也。この妙秀を養育せし事を深く悦まし〜けり。この春日局カスガノツボネも後生の道を尋申されけるが、心得よくもと、かず侍りければ、痛はしく思食、この局の後生の事は何と成ともすべきなり。愚老が請取申、と常々仰ありけると也。

仰三

吾深草の里の淨西寺セウサイジと云僧あり、小兒醫者にて侍りし。此僧上人深甚の知音人にすぐれたりき。正直にして正路の人たり、人々皆したしみありし人也。又細川右京大夫政元大心院威勢の砌も、此淨西寺を一段と知音にて、如何様に機嫌わろく侍時も、淨西寺に相達ては氣を直し侍りき。されば常に人々も賞にて、政元の機嫌をよからしめんと、此僧をよび寄賞したりし人也。奇特の仁也。蓮如上人ことさらしたしく侍て、法談の時も前にをきて法談あれど、佛法も耳にいらす、むざ〜とき、て、我は今生の事は伊勢太神宮を憑タカミ申す、後生の事は法印を憑申す、と申されけれ。上人淨西寺の後生は請取ぞ、と被仰也。されば常の仰にも、春日局と淨西寺との後生を預るぞ、と被仰侍りけると也。

仰三

吾ケイ荆イタシ巨國の人四五人日本にわたり、蓮如上人へまいる事あり。堺の坊に御座の折節、

彼國の人一子を失なげきて、子の向後をも知て、佛果になし給れ、と觀音にいのり奉るに、示現あらたにかうふりぬ、日本に渡り後生の向後を知べし、と告給ひければ、日本に渡、堺の津にて觀音の示現のごとくたづねゆきて、縁をもとめ、蓮如上人に御勸化をうけて、ありがたき旨申けり。本國の出立にて御坊へまいりけるが、事の外に大に、一間に一人は有かぬる程なりける。その子孫いまも侍る覽とぞおぼゆる。 仰二、期完

吾蓮如上人御隱居ありて、山科の御坊南殿にて、ある女性の御禮にまうさんとて、御禮百四十文もちてまいりたり。折節奏者の駿河他行にて侍りしかば、かの女性の百四十文もちてまいりたる數のほどをおかしく思ひ、若輩の人々笑ふたり。駿河まいり披露申されければ、百四十文有けるを不審に思食、御尋ありけるは、この女の百四十文持來れるは、如何様子細あるべし、主に尋よと被仰。すなはち主に駿河尋られければ、この女性、御不審尤にて候。是は我身麻を持まいらせ候ま、糸にして一かせ宛賣まいらせ候初尾を一錢宛とりをき申て、百四十錢に成候を其ま、進上す、と語る。其由すなはち披露ありければ、事外に御感ありて、其、女性を召て被仰けるは、これは一段の志也。なんぢは此間に只一度來たれども、百四十度如來と開山聖人へは參り



けり。殊勝の志とて、難在むねを仰られければ、この女性も歡喜の涙に袖をしぼりてぞかへりける。ありがたかりける事共なり。

仰三

江州の何の郡やらん在所もわすれにけり、或る入道のありけるが、名を書付てきて侍りしかども、忘れけり、但おぼえたる人も侍るべし。此禪門夜などに風の吹ことあれば、夜もすがらおきて、剩海道ちかく出て、わらなわを急ないて侍りけり。或人此入道の繩をいそぎなひけるを不審しければ、其比城州山科に御本寺はありける時なり、風ふけば、御本寺様に(何處)何く歎吹やぶり侍らんと存ずれば、心許なく存し侍る也、と申されけり。又海道へ出たるは何事ぞ、と問ければ、御本寺の御左右何事歎ましますと承たくて、海道へ出て侍るなりと云云。夜明ければ、繩を背負て山科殿へのぼり進上申、板ひさしなどの損じたる所を結付なんとせられけり。志の人の覺悟は殊勝なる事と申あひ侍りき。

仰三

同國に志の人侍りき。山科殿へまいるとて、路すがらあるきく、袂へ小石の栗又は茄子(ナスビ)の大きのを取て入てのぼりけり。人々不審しければ、山科殿へもちてまいり、石藏のあひくにかいてけり。若しくづれてはいかと思ふ志ざし也。ありが

たき心なりとて、各感じ申されけり。其入道の在所も名も忘れり、定て知りたる人も侍るべし、道專とやらんいひしなり。名を尋てしるすべし

作三

同國より志の人ありて、菜を作て、春秋山科殿へ持せてまいらせけるが、しばし我も食せずして、はやまいりつきて上々にもきこしめしこそす覽、とおぼえし日數を勘て、のちに我宿にてその菜の類をば食せられけり。尤志の殊勝なる事、と其比人々の沙汰ありし事也。其比より江州には畠作する人々菜の初尾とて在々所々より菜をまいらせけり。雜事のしばらく御用に其比申せし。二月三ツキつきもつゞけてまいらせければ、御ことかゝれざるなど申あひけり。蓮如上人も御感の事にてありき。

仰三



本願寺作法之次第

附 山科御坊之事並其時代之事